

まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和7年2月26・27日開催分)

○付託議案審査 12件

部局	(案) 上 程 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり 推進部	8	第49号議案 地域力を生かした大田区まちづくり 条例の一部を改正する条例	27	西山 まちづくり計画調 整担当課長
づくり 空港まち 本部	1	第50号議案 羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公 園整備運営等事業者選定委員会条例を廃止する条 例	3	中山 空港基盤担当課長
都市基盤 整備部	2	第52号議案 大田区特別区道路占用料等徴収条例 の一部を改正する条例	17	大田 道路課長
		第53号議案 大田区公共物管理条例の一部を改正 する条例	18	大田 道路課長
	3	第54号議案 大田区立公園条例の一部を改正する 条例	19	小泉 公園課長
		第55号議案 大田区立下水道関連施設公園等の設 置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	20	小泉 公園課長
		第56号議案 大田区立多摩川緑地付属施設条例の 一部を改正する条例	21	小泉 公園課長
	4	第72号議案 都市公園を設置すべき区域の決定に ついて	22	小泉 公園課長
	5	第73号議案 大田区立元羽田児童公園の廃止につ いて	23	小泉 公園課長
	6	第74号議案 大田区立南一児童公園の廃止につ いて	24	小泉 公園課長
清掃環 境部	7	第57号議案 清潔で美しい大田区をつくる条例の 一部を改正する条例	22	武藤 環境対策課長
議員 提案	9	議員提出第1号議案 大田区世帯向け家賃助成に 関する条例		すがや 委員

○補正予算案の説明 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	令和6年度大田区一般会計補正予算（第5次）案について（まちづくり推進部）		深川 都市計画課長
空港まちづくり本部	2	令和6年度大田区一般会計補正予算（第5次）案について（空港まちづくり本部）		山浦 空港まちづくり課長
都市基盤整備部	3	令和6年度大田区一般会計補正予算（第5次）案について（都市基盤整備部）		中村 都市基盤管理課長
環境清掃部	4	令和6年度大田区一般会計補正予算（第5次）案について（環境清掃部）		柞木 環境計画課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	2	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたの進捗報告について	28	西山 まちづくり計画調整担当課長
	1	東馬込二丁目がけ崩れに関する行政代執行に係る費用徴収について	29	石原 建築調整課長
	3	大田区手数料条例の一部を改正する条例について	30	大塚 建築審査課長

議案第49号資料

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

1 改正理由

区民、事業者及び区の責務に水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりの推進等を掲げるとともに、地区まちづくり支援事業を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

2 改正内容について

新旧対照表のとおり…別紙

3 改正概要について

地域力を生かした大田区まちづくり条例の改正概要のとおり…参考資料

4 施行予定日

令和7年4月1日

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成22年条例第44号）新旧対照表

新	旧
○地域力を生かした大田区まちづくり 条例 平成22年12月13日 条例第44号	○地域力を生かした大田区まちづくり 条例 平成22年12月13日 条例第44号
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条―第7条）	第1章 総則（第1条―第7条）
第2章 地域力を生かしたまちづくり	第2章 地域力を生かしたまちづくり
第1節 地区まちづくり支援事業（第8条―第15条）	第1節 地区まちづくり支援事業（第8条―第15条）
第2節 地区計画等の都市計画の決定（第16条―第18条）	第2節 地区計画等の都市計画の決定（第16条―第18条）
第3節 建築協定（第19条）	第3節 建築協定（第19条）
第3章 建築物等に係る開発調整	第3章 建築物等に係る開発調整
第1節 開発事業の基準（第20条―第29条の3）	第1節 開発事業の基準（第20条―第29条の3）
第2節 住宅宅地開発事業（第30条）	第2節 住宅宅地開発事業（第30条）
第3節 集団住宅建設事業（第31条―第33条）	第3節 集団住宅建設事業（第31条―第33条）
第4節 周辺環境に対する配慮（第34条―第41条）	第4節 周辺環境に対する配慮（第34条―第41条）
第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42条―第56条）	第4章 葬祭場等の設置に係る調整（第42条―第56条）
第5章 墓地に係る開発調整（第57条―第59条）	第5章 墓地に係る開発調整（第57条―第59条）
第6章 自然環境に対する配慮	第6章 自然環境に対する配慮（ <u>第60条―第63条</u> ）
<u>第1節 事業を行う者の責務（第60条―第63条）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第2節 再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務（第63条の2）</u>	<u>（新設）</u>
第7章 雑則（第64条）	第7章 雑則（第64条）
第8章 罰則（第65条・第66条）	第8章 罰則（第65条・第66条）
付則	付則
前文（略）	前文（略）
第1章 総則	第1章 総則
第1条（略）	第1条（略）
（定義）	（定義）

新	旧
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(7)まで (略) (8) 地区まちづくり協議会 <u>区のまちづくり事業と連携した活動又は第6号に規定するまちづくり活動を行う</u>区長の認定を受けた団体をいう。 (9) (略) <u>(10) 地区まちづくり構想 第7条に規定するまちづくりの基本と整合し、地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針、目標等で構成する地区まちづくり協議会が活動するための指針をいう。</u> <u>(11)から(32)まで</u> (略) 第3条 (略) (区民の責務) 第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、災害に強いまちづくり、<u>水や緑などの自然環境を大切にすまちづくり</u>を推進するなど基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第5条 (略) 2及び3 (略) <u>4 事業者は、区民と共に水や緑などの自然環境を大切にすまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する水や緑などの自然環境を大切にすまちづくりに関する施策に協力しなければならない。</u> (区の責務) 第6条 (略) 2及び3 (略) 4 区は、災害に強いまちづくり、<u>水や緑などの自然環境を大切にすまちづくり</u>を推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。 第7条 (略) 第2章 地域力を生かしたまちづくり 第1節 地区まちづくり支援事業	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) から(7)まで (略) (8) 地区まちづくり協議会 <u>地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う</u>区長の認定を受けた団体をいう。 (9) (略) <u>(新設)</u> <u>(10)から(31)まで</u> (略) 第3条 (略) (区民の責務) 第4条 区民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、災害に強いまちづくりを推進するなど基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第5条 (略) 2及び3 (略) <u>(新設)</u> (区の責務) 第6条 (略) 2及び3 (略) 4 区は、災害に強いまちづくりを推進するに当たり、区民及び事業者の理解及び協力を得なければならない。 第7条 (略) 第2章 地域力を生かしたまちづくり 第1節 地区まちづくり支援事業

新	旧
(まちづくり活動に対する支援事業) 第8条 区長は、まちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援事業（以下「地区まちづくり支援事業」と総称する。）を行うものとし、事業の内容は当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 地区まちづくり協議会設立支援事業 <u>区と連携して</u>まちづくり活動を行う団体の地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）設立に向けた支援を行う事業 (2) 地区まちづくり協議会支援事業 協議会のまちづくり活動の円滑な実施と活動内容の充実を図るため、まちづくり活動に対して支援を行う事業 (3) (略) (大田区まちづくり認定審査会) 第9条 (略) 2 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。 <u>(削除)</u> (1) 協議会の認定及びその取消しに関すること。 (2) 前条第2号及び第3号に規定する支援事業の助成及び報告に関すること。 (3) 第15条第1項の地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。 3 (略) 4 委員の任期は<u>3年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 (略) (まちづくり専門家) 第10条 区長は、まちづくり専門家からの申請に基づき、<u>規則で定めるところにより</u>当該まちづくり専門家を区に登録するものとする。	(まちづくり活動に対する支援事業) 第8条 区長は、まちづくり活動を推進するため、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援事業（以下「地区まちづくり支援事業」と総称する。）を行うものとし、事業の内容は当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 地区まちづくり協議会設立支援事業 まちづくり活動を行う団体の地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）設立に向けた支援を行う事業 (2) 地区まちづくり協議会支援事業 協議会のまちづくり活動の円滑な実施と活動内容の充実を図るため、<u>協議会の運営及び</u>まちづくり活動に対して支援を行う事業 (3) (略) (大田区まちづくり認定審査会) 第9条 (略) 2 審査会は、次に掲げる事項の審査を行う。 <u>(1) まちづくり専門家の登録及びその取消しに関すること。</u> (2) 協議会の認定及びその取消しに関すること。 (3) 前条第2号及び第3号に規定する支援事業の助成及び報告に関すること。 (4) 第15条第1項の地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。 3 (略) 4 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 (略) (まちづくり専門家) 第10条 区長は、まちづくり専門家からの申請に基づき、<u>審査会の審査を経て、</u>当該まちづくり専門家を区に登録するものとする。

新	旧
2 及び 3 （略）	2 及び 3 （略）
4 第 8 条第 2 号及び第 3 号に規定する支援事業に関し、次に掲げるまちづくり活動を実施するための業務をまちづくり専門家に依頼するときは、登録専門家から選出するものとする。	4 第 8 条第 2 号及び第 3 号に規定する支援事業に関し、次に掲げるまちづくり活動を実施するための業務をまちづくり専門家に依頼するときは、登録専門家から選出するものとする。
(1) <u>協議会のまちづくり活動において登録専門家の支援を必要とする事業（以下「専門家支援事業」という。）</u>	(1) <u>協議会のまちづくり活動における事業（以下「活動事業」という。）</u>
(2) （略）	(2) （略）
5 （略） （地区まちづくり協議会設立支援事業）	5 （略） （地区まちづくり協議会設立支援事業）
第11条 区長は、協議会の設立を目指す団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、規則で定めるところにより登録専門家の派遣を行う。	第11条 区長は、協議会の設立を目指す団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、規則で定めるところにより登録専門家の派遣を行う。
(1) まちづくり活動を行う対象地区（以下「活動対象地区」という。）が、大田区都市計画マスタープランに基づき、規則で定めるまちづくり拠点地域（以下「まちづくり拠点地域」という。）の全部又は一部を含む一体的な地域であること。	(1) まちづくり活動を行う対象地区（以下「活動対象地区」という。）が、大田区都市計画マスタープランに基づき、規則で定めるまちづくり拠点地域（以下「まちづくり拠点地域」という。）の全部又は一部を含む一体的な地域であること。
(2) 活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。	(2) 活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。
(3) <u>地区まちづくり構想を策定し、自立した運営により</u> 継続してまちづくり活動を行うことを目的とする団体であること。	(3) <u>地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針を策定し、</u> 継続してまちづくり活動を行うことを目的とする団体であること。
(4) 特定の者の利害に係る活動又は特定の開発事業等に賛成し、若しくは反対する活動を行う又は行ったことがある団体でないこと。	(4) 特定の者の利害に係る活動又は特定の開発事業等に賛成し、若しくは反対する活動を行う又は行ったことがある団体でないこと。
<u>（地区まちづくり協議会の認定）</u>	<u>（地区まちづくり協議会支援事業）</u>
第12条 区長は、協議会の認定を受けようとする団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、協議会として認定する。	第12条 区長は、協議会の認定を受けようとする団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、協議会として認定する。
(1) から (4) まで （略）	(1) から (4) まで （略）
(5) <u>地区まちづくり構想に基づき、自立</u>	(5) <u>策定した地区のまちの将来像及び</u>

新	旧
<u>してまちづくり活動を実施していること。</u> 2 から 4 まで (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>まちづくり活動の方針がまちづくりの基本と整合していること。</u> 2 から 4 まで (略) <u>5 区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の運営に係る経費の助成（以下「協議会運営経費助成」という。）を行う。</u> <u>(1) まちづくり活動計画を作成し、活動事業を行おうとしていること。</u> <u>(2) 同種の他の助成金を活用していないこと。</u> <u>6 区長は、協議会の活動事業が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより活動事業の助成（以下「協議会活動事業助成」という。）を行う。</u> <u>(1) 協議会単独での実施が困難であり、区の支援を必要としていること。</u> <u>(2) 地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針と整合していること。</u> <u>(3) まちづくりの基本と整合していること。</u> <u>(4) 同種の他の助成金を活用していないこと。</u> <u>7 第 5 項又は前項の助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の活動事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</u> <u>8 助成協議会は、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。</u> <u>9 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の一部又は全部を取り消すことができる。</u> <u>(1) 認定を取り消されたとき。</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(地区まちづくり協議会支援事業)</u> 第13条 <u>区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の活動に係る経費の助成（以下「協議会活動経費助成」という。）を行う。</u> <u>(1) 地区まちづくり構想に基づくまちづくり活動計画を作成し、これに基づくまちづくり活動を行おうとしていること。</u> <u>(2) 協議会単独での前号のまちづくり活動の実施が困難であり、区の支援を必要としていること。</u> <u>(3) 同種の他の助成（次条第2項の規定による助成を除く。）を活用していないこと。</u> <u>2 協議会活動経費助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の専門家支援事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。</u> <u>3 助成協議会は、協議会活動経費助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。</u> <u>4 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会活動経費助成の全部又は一部を取り消すことができる。</u> <u>(1) 認定を取り消されたとき。</u> <u>(2) 協議会の活動に係る経費以外の用途に助成金を使用したとき。</u> <u>(3) 偽りその他不正な手段により助成</u>	<u>(2) 協議会の運営及び活動事業以外の用途に助成金を使用したとき。</u> <u>(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。</u> <u>10 助成協議会は、前項の規定により助成を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。</u> 第13条 <u>削除</u>

新	旧
<u>金の交付を受けたとき。</u> <u>5 助成協議会は、前項の規定により協議会活動経費助成を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。</u> (地区計画素案策定支援事業) 第14条 (略) 2 区長は、前項の登録専門家の派遣を行った地区計画検討団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該地区計画検討団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより地区計画の素案策定に係る経費の助成（以下「地区計画素案策定経費助成」という。）を行う。 (1) (略) (2) 同種の他の<u>助成（前条第1項の規定による助成を除く。）</u>を活用していないこと。 3 から 6 まで (略) (地区まちづくりルール登録) 第15条 (略) 2 及び 3 (略) 4 区長は、登録団体が解散したとき <u>又は登録団体から登録の取消しの申請があったとき</u>は、当該地区まちづくりルールの登録を取り消すものとする。 5 (略) 第2節 地区計画等の都市計画の決定 第16条から第18条まで (略) 第3節 建築協定 (建築協定) <u>(削除)</u> <u>第19条</u> 土地所有者等は、<u>建築基準法第69条の規定に基づき</u>、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築	(地区計画素案策定支援事業) 第14条 (略) 2 区長は、前項の登録専門家の派遣を行った地区計画検討団体が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該地区計画検討団体からの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより地区計画の素案策定に係る経費の助成（以下「地区計画素案策定経費助成」という。）を行う。 (1) (略) (2) 同種の他の<u>助成金</u>を活用していないこと。 3 から 6 まで (略) (地区まちづくりルール登録) 第15条 (略) 2 及び 3 (略) 4 区長は、登録団体が解散したときは、当該地区まちづくりルールの登録を取り消すものとする。 5 (略) 第2節 地区計画等の都市計画の決定 第16条から第18条まで (略) 第3節 建築協定 (建築協定) <u>第19条 建築基準法第69条の規定により、建築協定を締結することができる旨を次項のとおり定めるものとする。</u> <u>2</u> 土地所有者等は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意

新	旧
物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。	匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。
<u>2</u> 建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。	<u>3</u> 建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。
<u>3</u> 区長は、建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。	<u>4</u> 区長は、建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。
第3章 建築物等に係る開発調整	第3章 建築物等に係る開発調整
第1節 開発事業の基準	第1節 開発事業の基準
第20条 (略)	第20条 (略)
2 (略)	2 (略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第21条 <u>隣接する土地で同時期に若しくは引き続いて行われる</u> 2以上の同一の事業又は建築基準法第86条第1項若しくは第2項の規定により一の敷地とみなされることとなる一団地若しくは一定の一団の土地の区域内において行われる同一の事業について、その合算した規模が次のいずれかに該当する場合は、 <u>これらを開発事業とみなし、かつ、これらの事業を行う者を開発事業者とみなして、この章の規定を適用する。ただし、これらの事業を行う者又はこれらの事業の設計者若しくは工事施工者が、いずれも同一でない又は実質的に同一と認められる関係として規則で定める関係にない場合は、この限りでない。</u>	第21条 <u>一団の土地で同一の事業者が同時期又は引き続いて行う</u> 2以上の同一の事業について、その合算した規模が次のいずれかに該当する場合は、 <u>開発事業</u> とみなして、この章の規定を適用する。
(1) 道路を設ける住宅建設目的の宅地開発で事業区域面積の合計が350平方メートル以上又は区画数の合計が5区画以上	(1) 道路を設ける住宅建設目的の宅地開発で事業区域面積の合計が350平方メートル以上又は区画数の合計が5区画以上
(2) 集団住宅の建設で計画戸数の合計が15戸以上	(2) 集団住宅の建設で計画戸数の合計が15戸以上
(3) 建築物の建設で事業区域面積の合計が500平方メートル以上で当該建築物の延べ面積の合計が1,000平方メートル以上	(3) 建築物の建設で事業区域面積の合計が500平方メートル以上で当該建築物の延べ面積の合計が1,000平方メートル以上
2 (略)	2 (略)
3 開発事業(前2項の規定によりみなされる場合を含む。以下この項及び次項におい	3 開発事業(前2項の規定によりみなされる場合を含む。以下この項及び次項におい

新	旧
て同じ。)の対象となる建築物が建築基準法<u>第85条第1項から第5項まで</u>に規定する応急仮設建築物若しくは<u>同条第6項及び第7項</u>に規定する仮設建築物である場合の当該建築物又は開発事業の対象となる工事が既存の建築物の用途を変更する工事である場合の当該工事については、この章の規定を適用しない。 4 (略) 第22条から第29条の3まで (略) 第2節 住宅宅地開発事業 第30条 (略) 第3節 集団住宅建設事業 第31条から第41条まで (略) 第4章 葬祭場等の設置に係る調整 第42条から第56条まで (略) 第5章 墓地に係る開発調整 第57条から第59条まで (略) 第6章 自然環境に対する配慮 <u>第1節 事業を行う者の責務</u> (適用事業) 第60条 <u>この節</u>の規定は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業に適用する。 第61条及び第62条 (略) <u>(建築物の脱炭素化)</u> 第63条 第60条に規定する事業を行う者は、太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギーを<u>活用するとともに、省エネルギー化</u>に努めなければならない。 <u>第2節 再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務</u> <u>(説明義務の対象となる建築物の用途及び規模)</u> <u>第63条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第63条第1項に規定する条例で定める用途は、次に掲げる建築物の用途以外のものとする。</u> <u>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214</u>	て同じ。)の対象となる建築物が建築基準法<u>第85条第1項から第4項まで</u>に規定する応急仮設建築物若しくは<u>同条第5項</u>に規定する仮設建築物である場合の当該建築物又は開発事業の対象となる工事が既存の建築物の用途を変更する工事である場合の当該工事については、この章の規定を適用しない。 4 (略) 第22条から第29条の3まで (略) 第2節 住宅宅地開発事業 第30条 (略) 第3節 集団住宅建設事業 第31条から第41条まで (略) 第4章 葬祭場等の設置に係る調整 第42条から第56条まで (略) 第5章 墓地に係る開発調整 第57条から第59条まで (略) 第6章 自然環境に対する配慮 <u>(新設)</u> (適用事業) 第60条 <u>この章</u>の規定は、住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模建設事業及び墓地開発事業に適用する。 第61条及び第62条 (略) <u>(再生可能エネルギーの活用)</u> 第63条 第60条に規定する事業を行う者は、太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギーの<u>活用</u>に努めなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物</u> <u>(2) 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物</u> <u>(3) 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品等として認定された建築物</u> <u>(4) 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物</u> <u>(5) 第1号、第3号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物</u> <u>(6) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物</u> <u>(7) 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの</u> <u>(8) 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物</u> <u>(9) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物</u> <u>2 建築物省エネ法第63条第1項に規定する条例で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。</u> 第7章 雑則 第64条 (略) 第8章 罰則 第65条及び第66条 (略) 別表 (略)	<u>(新設)</u> 第7章 雑則 第64条 (略) 第8章 罰則 第65条及び第66条 (略) 別表 (略)

新	旧
<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく大田区まちづくり認定審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。</u> <u>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長に対して行ったまちづくり専門家の登録に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、この条例による改正後の地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく申請があったものとみなす。</u> <u>4 施行日前に区長に対して行った地区まちづくり協議会の認定に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、新条例の規定に基づく申請があったものとみなす。</u> <u>5 この条例の施行の際、現に協議会の認定を受けているものに係る改正後の第12条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「5年」とあるのは「5年（令和7年4月1日前の期間を含む。）」とし、同条第3項の規定による更新の申請に基づき最初の更新がされるまでの間は、同条第4項第3号中「認定の要件」とあるのは「地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）による改正前の第12条第1項に規定する認定の要件」とする。</u> <u>6 改正後の第13条の規定は、施行日以後に協議会活動経費助成の申請をするものから適用し、施行日前に旧条例に基づく協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の申請をしたものについては、なお従前の例による。</u>	

新	旧
<u>7 改正後の第21条第1項の規定は、施行日以後に事前協議を行う住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業又は一定規模建設事業（以下「開発事業」という。）から適用し、施行日前に事前協議を行った開発事業については、なお従前の例による。</u>	

視点1 ≪環境配慮の促進で、よりよいまちづくりへ≫

≪条文改正≫ 第4条・第5条・第6条

①【各責務へ自然環境に関する文言の追加】

▶区の基本構想の基本目標4「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」に基づき、災害に強いまちづくりに加え、「水や緑などの自然環境を大切にするまちづくり」を追加する。

≪条文改正≫ 第63条

②【脱炭素に係る視点の導入①】

▶現行条例では、第6章の自然環境に対する配慮にて、再生可能エネルギーの活用を示している一方で、省エネルギーに関する記載がないため、新たに追加する。

③【脱炭素に係る視点の導入②】

▶令和6年度策定予定の「大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の運用に伴い、「再生可能エネルギー利用設備の設置促進を図るため、建築主への説明義務」を新たに追加する。

視点2 ≪地区まちづくりのさらなる推進≫

≪条文改正≫ 第2条・第8条・第9条・第10条・第11条・第12条・第13条・第14条・第15条

▶地区まちづくり協議会の認定要件、協議会設立支援及び活動支援の見直しを行う。

視点3 ≪よりわかりやすく、活用しやすい条例に向けて≫

≪条文改正≫ 第21条第1項

①【開発事業に関わる定義の明確化】

▶「同一の事業者」の適用範囲を明確化するために、「隣接する土地で同時期に若しくは引き続いて行われる」に改める。

≪条文改正≫ 第21条第3項・第63条の2

②【関係法令等の改正に伴う規定整理】

▶まちづくり条例に記載されている建築基準法等の改正に伴い項ずれ等が生じていたため、現行に合わせる。

地域力を生かした大田区まちづくり条例改正（素案）における パブリックコメントの実施結果について

1 意見の募集期間

令和6年9月20日(金)から10月11日(金)まで

2 意見数等

(1)意見者数 2名 (3)区ホームページ閲覧数 236回
(2)意見数 3件 (4)X(旧Twitter) 182回(いいね、リツイート等)

3 提出された意見の要旨と区の考え方

No.	意見要旨	区の考え方
1	「地域力を生かした大田区まちづくり条例」の第4条・第5条・第6条を対象に「水や緑などの自然環境」を新たに記載することに加え、「まちの中の景観」を明記してほしい。	「まちの中の景観」は、本条例第3条「まちづくりの基本理念」にて、地域の歴史と文化を継承するまちや水や緑などの自然環境を大切にするまち等、目指すまちの実現により構成されるものとして示しております。また、区では「大田区景観計画」や「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」などにより、具体の取組を示すことで、まちなかの景観づくりを計画的に推進してまいります。
2	「ゴミ出しルール」を守らない住民がいるため、賃貸物件を斡旋する事業者が「ゴミ出しルール」を伝えるまちづくりのルールとしてほしい。	区では「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指しております。本意見については、まちづくり条例に関する貴重なご意見として、関係部局に情報共有を図るとともに、区のHPや区報等で資源やごみの分け方・出し方を掲載することで、引き続き広く周知してまいります。
3	JR蒲田駅から京急蒲田駅について、商店街のはみ出している看板や商品の陳列があり、歩きづらいため取り締まる条例がほしい。	区では、はみ出し看板や商品について、道路法に基づき、指導・注意喚起を図っております。貴重なご意見として関係部局に情報共有を図るとともに、引き続き区民の皆様の生活環境の整備に努めてまいります。

第50号議案

羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例を 廃止する条例（案）概要

1 条例廃止の理由

羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園について、整備、維持管理、運営等を行う事業者を公募してきたが、令和7年2月5日開催の「羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会」において、事業予定者が選定されたため、「羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例」を廃止する。

2 施行予定年月日

令和7年4月1日

3 選定経過

- ・羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例制定
令和6年7月3日
- ・第1回選定委員会 令和6年7月4日
- ・第2回選定委員会 令和6年10月9日（書面開催）
- ・第3回選定委員会 令和7年1月9日
- ・第4回選定委員会 令和7年2月5日 事業予定者選定

4 事業予定者

グループ名：羽田みらいパークマネジメント

代表企業：株式会社かたばみ

構成企業：NTTアーバンバリューサポート株式会社、鹿島建物総合管理株式会社、
株式会社現代建築研究所、株式会社東京ソイルリサーチ、
株式会社ランドスケープデザイン（5社、五十音順）

5 今後のスケジュール（予定）

- ・基本協定締結 令和7年3月中旬
- ・設計 令和7年4月以降
- ・住民説明会 令和7年5月頃
- ・工事 令和8年4月以降
- ・指定管理者指定 令和9年12月
- ・公園供用開始 令和10年4月以降

まちづくり環境委員会

令和7年2月 26・27 日

都市基盤整備部 資料 17 番

所管 道路課

第 52 号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 概要

道路占用料算定の基礎となっている東京都固定資産税評価額が令和6年1月1日に評価替されたことに伴い、評価替後の額を適正に反映させる必要があるため、道路占用料を改定する。

2 改定する条項

第2条（占用料）第1項の規定による別表の占用料の額を改定する。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区特別区道路占用料等徴収条例

新				旧			
大田区特別区道路占用料等徴収条例 昭和47年4月1日 条例第19号 第1条から第6条まで（現行のとおり） 別表（第2条関係）				大田区特別区道路占用料等徴収条例 昭和47年4月1日 条例第19号 第1条から第6条まで（略） 別表（第2条関係）			
	占用物件	占用料			占用物件	占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,740円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,350円</u>
	第二種電柱		<u>14,900円</u>		第二種電柱		<u>14,300円</u>
	第三種電柱		<u>20,100円</u>		第三種電柱		<u>19,300円</u>
	第一種電話柱		<u>8,690円</u>		第一種電話柱		<u>7,720円</u>
	第二種電話柱		<u>13,900円</u>		第二種電話柱		<u>12,400円</u>
	第三種電話柱		<u>19,100円</u>		第三種電話柱		<u>17,000円</u>
	その他の柱類		<u>860円</u>		その他の柱類		<u>830円</u>
	共架線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>86円</u>		共架線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>83円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>52円</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>50円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,520円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,210円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>17,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>200円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360円</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		<u>520円</u>		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.10メートル以上0.15メートル		<u>780円</u>		外径が0.10メートル以上0.15メートル		<u>750円</u>

新					旧				
	ル未満のもの					ル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>1,040円</u>		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>1,000円</u>
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,560円</u>		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,500円</u>
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>2,080円</u>		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>2,000円</u>
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>3,650円</u>		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>3,500円</u>
	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>5,210円</u>		外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>5,010円</u>
	外径が1.0メートル以上のもの			<u>10,400円</u>		外径が1.0メートル以上のもの			<u>10,000円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>14,800円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		(現行のとおり)			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>12,300円</u>		上空に設ける通路			<u>11,700円</u>
	地下に設ける通路			<u>7,400円</u>		地下に設ける通路			<u>7,020円</u>
	その他のもの			<u>11,000円</u>		その他のもの			<u>10,400円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>240円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>230円</u>
	商品置場、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		商品置場、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
令第7条第1	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1平方メ	<u>24,600円</u>	令第7条第1	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1平方メ	<u>23,400円</u>

新					旧				
号に掲げる物件			一トルつき1年		号に掲げる物件			一トルつき1年	
	標識		1本につき1年	<u>13,900 円</u>		標識		1本につき1年	<u>13,300 円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>240 円</u>		旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>230 円</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>24,600 円</u>			その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>23,400 円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>246,700 円</u>		アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>234,000 円</u>
		その他のもの		<u>123,300 円</u>			その他のもの		<u>117,000 円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300 円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700 円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600 円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400 円</u>
	危険防止施設			<u>10,300円</u>		危険防止施設			<u>8,640 円</u>
	詰所			<u>24,600円</u>		詰所			<u>23,400 円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300 円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700 円</u>

新					旧				
令第7条 第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条 第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			(現行のとおり)		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条 第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条 第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			(現行のとおり)		その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			(現行のとおり)		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

新					旧				
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第12号に掲げる器具			占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		(現行のとおり)				Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		(現行のとおり)				Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)				Aに0.012を乗じて得た額	
	その他のもの			(現行のとおり)		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額	
備考（現行のとおり）					備考（略）				
<u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。</u>									

第 53 号議案

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

1 概要

占用料及び使用料算定の基礎となっている東京都固定資産税評価額が令和 6 年 1 月 1 日に評価替されたことに伴い、評価替後の額を適正に反映させる必要があるため、占用料及び使用料を改定する。

2 改定する条項

- (1) 第 12 条第 1 項(占用料)の規定による別表第 1 (第 7 条、第 12 条関係)の
占用料の額を改定する。
- (2) 第 12 条第 2 項(使用料)の規定による別表第 2 の使用料 (第 12 条関係)
の額を改定する。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

<<<新旧対照表>>>

○大田区公共物管理条例

新				旧			
大田区公共物管理条例				大田区公共物管理条例			
平成14年 3 月20日 条例第26号				平成14年 3 月20日 条例第26号			
第 1 条から第34条まで（現行のとおり）				第 1 条から第34条まで（略）			
別表第 1 （第 7 条、第12条関係）				別表第 1 （第 7 条、第12条関係）			
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料
第 7 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第一種電柱	1 本に つき 1 年	<u>9,740 円</u>	第 7 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第一種電柱	1 本に つき 1 年	<u>9,350 円</u>
	第二種電柱		<u>14,900円</u>	第二種電柱	<u>14,300円</u>		
	第三種電柱		<u>20,100円</u>	第三種電柱	<u>19,300円</u>		
	第一種電話柱		<u>8,690円</u>	第一種電話柱	<u>7,720円</u>		
	第二種電話柱		<u>13,900円</u>	第二種電話柱	<u>12,400円</u>		
	第三種電話柱		<u>19,100円</u>	第三種電話柱	<u>17,000円</u>		
	その他の柱類		<u>860円</u>	その他の柱類	<u>830円</u>		
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	<u>86円</u>	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	<u>83円</u>	
	地下電線その他地下 に設ける線類		<u>52円</u>	地下電線その他地下 に設ける線類		<u>50円</u>	
	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	<u>8,520円</u>	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	<u>8,180円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>5,210円</u>	地下に設ける変圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>5,010円</u>	
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1 個に つき 1 年	<u>17,300円</u>	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1 個に つき 1 年	<u>16,700円</u>	
	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>24,600円</u>	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>23,400円</u>	
	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>17,300円</u>	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>16,700円</u>	
第 7 条	外径が0.04メート ル未満のもの	長さ 1 メート ルにつ	<u>200 円</u>	第 7 条	外径が0.04メートル 未満のもの	長さ 1 メート ルにつ	<u>190 円</u>
	外径が0.04メート		<u>360円</u>		外径が0.04メートル		<u>340円</u>

新					旧				
第1項第2号に掲げる物件	ル以上0.07メートル未満のもの		き1年		第1項第2号に掲げる物件	以上0.07メートル未満のもの		き1年	
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			<u>520円</u>	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		<u>500円</u>		
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>780円</u>	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>		
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>1,040円</u>	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		<u>1,000円</u>		
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,560円</u>	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		<u>1,500円</u>		
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>2,080円</u>	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		<u>2,000円</u>		
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>3,650円</u>	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		<u>3,500円</u>		
	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>5,210円</u>	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの		<u>5,010円</u>		
	外径が1.0メートル以上のもの			<u>10,400円</u>	外径が1.0メートル以上のもの		<u>10,000円</u>		
第7条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	第7条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,800円</u>
第7条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	第7条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
第7条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		(現行のとおり)		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		(現行のとおり)		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>12,300円</u>	上空に設ける通路			<u>11,700円</u>	
	地下に設ける通路			<u>7,400円</u>	地下に設ける通路			<u>7,020円</u>	

新				旧			
	その他のもの		<u>11,000円</u>		その他のもの		<u>10,400円</u>
第7条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>240円</u>	第7条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>230円</u>
	商品置場その他これに類するもの		<u>24,600円</u>		商品置場その他これに類するもの		<u>23,400円</u>
第7条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板（アーチ式であるものを除く。）		<u>24,600円</u>	第7条第1項第7号に掲げる工作物、物件又は施設	看板（アーチ式であるものを除く。）		<u>23,400円</u>
	標識		<u>13,900円</u>		標識		<u>13,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等 に際し、一時的に 設けるもの	<u>240円</u>		旗ざお及び幕	祭礼、縁日等 に際し、一時的に 設けるもの	<u>230円</u>
		その他のもの	<u>24,600円</u>			その他のもの	<u>23,400円</u>
	アーチ式工作物		<u>123,300円</u>		アーチ式工作物		<u>117,000円</u>
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		<u>17,300円</u>		道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		<u>16,700円</u>
	道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		（現行のとおり）		道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.024を乗じた額

新					旧				
			トルにつき1年				トルにつき1年		
	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
	工事用危険防止施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>10,300円</u>		工事用危険防止施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>8,640円</u>
	工事用詰所		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		工事用詰所		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>		道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)		道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が1のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
		その他のもの		(現行のとおり)			その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

新				旧			
							た額
	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)		道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考（現行のとおり）
別表第2（第12条関係）

種別		単位	使用料
第一種	ア 船、いかだ等の係留、栈橋等公共物を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	1,524円
	イ 橋（添架物を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	4,813円
	ウ 公共物又は橋に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他仮設工作物の設置を目的とするもの		
	エ 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		
第二種	ア 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	2,406円
	イ ガス又は電気の供給事業及び水道事業並びに電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		
第三種	電力の供給事業及び電気通信事業の	1平方メートル	4,813円

備考（略）
別表第2（第12条関係）

種別		単位	使用料
第一種	ア 船、いかだ等の係留、栈橋等公共物を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	1,524円
	イ 橋（添架物を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	4,587円
	ウ 公共物又は橋に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他仮設工作物の設置を目的とするもの		
	エ 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの		
第二種	ア 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋を含む。）の設置を目的とするもの	1平方メートル1年	2,293円
	イ ガス又は電気の供給事業及び水道事業並びに電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの		
第三種	電力の供給事業及び電気通信事業の	1平方メートル	4,587円

新				旧			
	ための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	ル1年			ための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	ル1年	
第四種	架空線の設置を目的とするもの	1メートル1年	<u>802円</u>	第四種	架空線の設置を目的とするもの	1メートル1年	<u>764円</u>
第五種	前各種に属さないもの	1平方メートル1年	<u>4,813円</u>	第五種	前各種に属さないもの	1平方メートル1年	<u>4,587円</u>
備考（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の占有又は使用に係る占有料又は使用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占有又は使用の期間に属するものについては、なお従前の例による。</u>				備考（略）			

まちづくり環境委員会

令和7年2月 26・27 日

都市基盤整備部 資料 19 番

所管 公園課

第 54 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

1 概要

- (1) 受益者負担の適正化のため、施設使用料を改定する。
- (2) 公園の占用料の額を改定する。
- (3) 占用等の許可申請書の記載事項を見直すほか、指定管理者の業務の範囲を拡大するなど必要な規定を整備する。

2 改定する条項

- (1) 第 15 条第 1 項（使用料）に規定する別表第 3（第 15 条関係）の使用料の額を改定する。
- (2) 第 12 条第 2 項（占用料）に規定する別表第 1（第 12 条関係）の占用料の額を改定する。
- (3) 第 8 条各号、第 9 条第 1 号に規定する職業欄を削る。また、第 21 条の 7 に規定する指定管理者による管理業務に第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定による行為の制限の許可に関する業務を追加し、第 21 条の 11 に規定する利用料金制にする。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日、(2) (3) 令和 7 年 4 月 1 日

大田区立公園条例（昭和52年条例第19号）新旧対照表

新	旧
○大田区立公園条例 昭和52年 3 月 25 日 条例第19号 (略) (公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項) 第 8 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 公園施設の設置の許可申請書 ア 申請者の<u>住所及び氏名</u>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。） イからサまで（略） (2) 公園施設の管理の許可申請書 ア 申請者の<u>住所及び氏名</u> イ 管理する公園施設 ウ 管理の目的 エ 管理の期間 オ 管理の方法 カ その他区長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更する許可申請書 ア 申請者の<u>住所及び氏名</u> イからエまで（略） (占有の許可申請書の記載事項) 第 9 条 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 申請者の<u>住所及び氏名</u> (2) から (7) まで（略）	○大田区立公園条例 昭和52年 3 月 25 日 条例第19号 (略) (公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項) 第 8 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 公園施設の設置の許可申請書 ア 申請者の<u>住所、氏名及び職業</u>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。） イからサまで（略） (2) 公園施設の管理の許可申請書 ア 申請者の<u>住所、氏名及び職業</u> イ 管理する公園施設 ウ 管理の目的 エ 管理の期間 オ 管理の方法 カ その他区長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更する許可申請書 ア 申請者の<u>住所、氏名及び職業</u> イからエまで（略） (占有の許可申請書の記載事項) 第 9 条 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 申請者の<u>住所、氏名及び職業</u> (2) から (7) まで（略）

新	旧
(指定管理者による管理) 第21条の7 区長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。 (1) 公園の使用の承認に関する業務 (2) 公園の維持及び修繕に関する業務 <u>(3) 第5条第1項又は第3項の規定による行為の制限の許可に関する業務</u> <u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務 2 前項の規定に基づいて指定管理者に管理を行わせることとする公園については、規則で定める。 第21条の8から第21条の10まで(略) (利用料金) 第21条の11 <u>第12条第2項又は</u>第15条第1項の規定にかかわらず、規則で定める<u>公園において、指定管理者から第5条第1項若しくは第3項の許可又は</u>有料公園等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に<u>当該許可に係る占用料又は</u>当該有料公園等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。 3 利用料金の額は、<u>別表第1、</u>別表第2又は別表第3の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 4 利用料金は、前納とする。ただし、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める場合にあつては、この限りでない。 第21条の12から第26条まで(略) 別表第1(第12条関係)使用料・占用料 1 土地の使用料及び2 公園施設の使用	(指定管理者による管理) 第21条の7 区長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。 (1) 公園の使用の承認に関する業務 (2) 公園の維持及び修繕に関する業務 <u>(3) 前2号</u>に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務 2 前項の規定に基づいて指定管理者に管理を行わせることとする公園については、規則で定める。 第21条の8から第21条の10まで(略) (利用料金) 第21条の11 第15条第1項の規定にかかわらず、規則で定める有料公園等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に当該有料公園等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。 3 利用料金の額は、別表第2又は別表第3の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 4 利用料金は、前納とする。ただし、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める場合にあつては、この限りでない。 第21条の12から第26条まで(略) 別表第1(第12条関係)使用料・占用料 1 土地の使用料及び2 公園施設の使用

新					旧						
料（略）					料（略）						
3 公園の占用料					3 公園の占用料						
種別		単位		金額	種別		単位		金額		
電柱、標識		1 本 1 月		<u>1,933円</u>	電柱、標識		1 本 1 月		<u>1,856円</u>		
水道管、下水 管、ガス管、電 線		1 メートル 同		<u>859円</u>	水道管、下水 管、ガス管、電 線		1 メートル 同		<u>825円</u>		
鉄塔		1 平方メート ル 同		<u>1,432円</u>	鉄塔		1 平方メート ル 同		<u>1,375円</u>		
変圧塔、マン ホールの類		1 か所 同		<u>1,432円</u>	変圧塔、マン ホールの類		1 か所 同		<u>1,375円</u>		
郵便差出箱又 は信書便差出 箱		同 同		<u>572円</u>	郵便差出箱又 は信書便差出 箱		同 同		<u>550円</u>		
公衆電話所		同 同		<u>1,432円</u>	公衆電話所		同 同		<u>1,375円</u>		
地下の占用物 件		1 平方メート ル 同		地上露	<u>1,245</u>	地下の占用物 件		1 平方メート ル 同		地上露	<u>1,038</u>
				出部分	円					出部分	円
				地下部	<u>429円</u>					地下部	<u>412円</u>
高架の占用物 件		同 同		<u>716円</u>	高架の占用物 件		同 同		<u>687円</u>		
天体、気象又 は土地の観測 施設		同 同		<u>1,420円</u>	天体、気象又 は土地の観測 施設		同 同		<u>1,184円</u>		
写真撮影のた めの常時占用		撮影機 1 台 同		<u>11,280円</u>	写真撮影のた めの常時占用		撮影機 1 台 同		<u>10,800円</u>		
写真撮影のた めの臨時的な 占用		1 回 （1 時 間以内）		<u>17,625円</u>	写真撮影のた めの臨時的な 占用		1 回 （1 時 間以内）		<u>16,875円</u>		
その他の占用		1 平方メート ル 1 日		<u>47円</u>	その他の占用		1 平方メート ル 1 日		<u>45円</u>		
別表第 1 備考及び別表第 2 （略）					別表第 1 備考及び別表第 2 （略）						
別表第 3 （第15条関係）有料施設の使用料 ア 運動施設					別表第 3 （第15条関係）有料施設の使用料 ア 運動施設						
区分 種別		単位	使用日	使用料		区分 種別		単位	使用日	使用料	
				チームの所在 地						チームの所在 地	
				区内	区外					区内	区外
野球場		1 面 1 時	平日	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>	野球場		1 面 1 時	平日	<u>900円</u>	<u>1,800</u>

新					旧				
	間以内		<u>円</u>	<u>円</u>		間以内		<u>円</u>	
		土曜日	<u>2,200</u>	<u>4,400</u>			土曜日	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>
庭球場	1面1時間以内	平日	<u>1,400</u>	<u>2,800</u>	庭球場	1面1時間以内	平日	<u>1,200</u>	<u>2,400</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>				<u>円</u>	<u>円</u>
		土曜日	<u>2,800</u>	<u>5,600</u>			土曜日	<u>2,400</u>	<u>4,800</u>
球技場	1面1時間以内	平日	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>	球技場	1面1時間以内	平日	<u>900円</u>	<u>1,800</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>					<u>円</u>
		土曜日	<u>2,200</u>	<u>4,400</u>			土曜日	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>
サッカー場	1面1時間以内	平日	<u>7,200</u>	<u>14,400</u>	サッカー場	1面1時間以内	平日	<u>900円</u>	<u>1,800</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>					<u>円</u>
		土曜日	<u>14,400</u>	<u>28,800</u>			土曜日	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>
フットサル場	1面1時間以内	平日	<u>2,400</u>	<u>4,800</u>	フットサル場	1面1時間以内	平日	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>				<u>円</u>	<u>円</u>
		土曜日	<u>4,800</u>	<u>9,600</u>			土曜日	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>
フィールド・アスレチック	1人1回		360円	360円	フィールド・アスレチック	1人1回		360円	360円
弓道場アーチェリー場	1人・1回	午前	440円	440円	弓道場アーチェリー場	1人・1回	午前	440円	440円
		午後	440円	440円			午後	440円	440円
		夜間	440円	440円			夜間	440円	440円
	貸切り・1回	午前	<u>4,400</u>	<u>8,800</u>		貸切り・1回	午前	<u>4,500</u>	<u>5,400</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>				<u>円</u>	<u>円</u>
		午後	<u>4,400</u>	<u>8,800</u>			午後	<u>4,500</u>	<u>5,400</u>
相撲場	午前	平日	<u>3,100</u>	<u>6,200</u>	相撲場	午前	平日	<u>2,600</u>	<u>3,900</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>				<u>円</u>	<u>円</u>
	午後		<u>3,700</u>	<u>7,400</u>		午後		<u>3,100</u>	<u>4,600</u>
			<u>円</u>	<u>円</u>				<u>円</u>	<u>円</u>
	夜間		<u>3,700</u>	<u>7,400</u>		夜間		<u>3,100</u>	<u>4,600</u>

新					旧				
			<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	
	午前	土曜日	<u>6,200</u>	<u>12,400</u>		午前	<u>3,900</u>	<u>5,800</u>	
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	
	午後	休日	<u>7,400</u>	<u>14,800</u>		午後	<u>4,600</u>	<u>6,900</u>	
			<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	
	夜間		<u>7,400</u>	<u>14,800</u>		夜間	<u>4,600</u>	<u>6,900</u>	
			<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	
多目的スポーツ場	1面1時間以内	平日	<u>4,800</u>	<u>9,600</u>	多目的スポーツ場	1面1時間以内	平日	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>
		土曜日	<u>9,600</u>	<u>19,200</u>			土曜日	<u>8,000</u>	<u>16,000</u>
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>
	半面1時間以内	平日	<u>2,400</u>	<u>4,800</u>		半面1時間以内	平日	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>
		土曜日	<u>4,800</u>	<u>9,600</u>			土曜日	<u>4,000</u>	<u>8,000</u>
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>
ビーチバレー場メインコート	1面1時間以内	平日	<u>1,700</u>	<u>3,400</u>	ビーチバレー場メインコート	1面1時間以内	平日	<u>1,400</u>	<u>2,100</u>
		土曜日	<u>3,400</u>	<u>6,800</u>			土曜日	<u>2,100</u>	<u>3,100</u>
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>
ビーチバレー場サブコート	1面1時間以内	平日	<u>840円</u>	<u>1,700</u>	ビーチバレー場サブコート	1面1時間以内	平日	<u>700円</u>	<u>1,000</u>
		土曜日	<u>1,700</u>	<u>3,400</u>			土曜日	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>
		日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>			日曜日	<u>円</u>	<u>円</u>
		休日					休日		

付帯設備及び付記（略）

付帯設備及び付記（略）

イ その他の施設

イ その他の施設

区分	単位	使用料
種別		
集会室	池上梅園	午前
	1室・1回	午後
	平和の森公園	1,500円
	1室・1回	1時間以内
多目的室	東糀谷防	午前
	災公園	午後
	1室・1回	夜間
	水神公園	午前

区分	単位	使用料
種別		
集会室	池上梅園	午前
	1室・1回	午後
	平和の森公園	1,500円
	1室・1回	1時間以内
多目的室	東糀谷防	午前
	災公園	午後
	1室・1回	夜間
	水神公園	午前

新				旧			
	1 室・1 回	午後	<u>2,500円</u>		1 室・1 回	午後	<u>2,000円</u>
	森ヶ崎緑	午前	1,500円		森ヶ崎緑	午前	1,500円
	華園	午後	2,000円		華園	午後	2,000円
	1 室・1 回				1 室・1 回		
茶室	1 回	午前	<u>3,300円</u>	茶室	1 回	午前	<u>2,700円</u>
		午後	<u>5,200円</u>			午後	<u>4,200円</u>
キャンプ場以下の項目及び付記（略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。</u> <u>3 改正後の別表第3の規定は、第1項ただし書に規定する施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>				キャンプ場以下の項目及び付記（略）			

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概 要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要がある、原則４年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方に基づき、令和７年第一回定例会において施設使用料の改定、令和８年４月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和８年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1 ㎡・1 時間当たりの使用料原価
× 貸出面積 × 使用時間 × (補正係数) × 受益者負担割合

■1 ㎡・1 時間 当たりの使用料原価

対象経費合計 ÷ 貸出面積 ÷ 利用可能時間

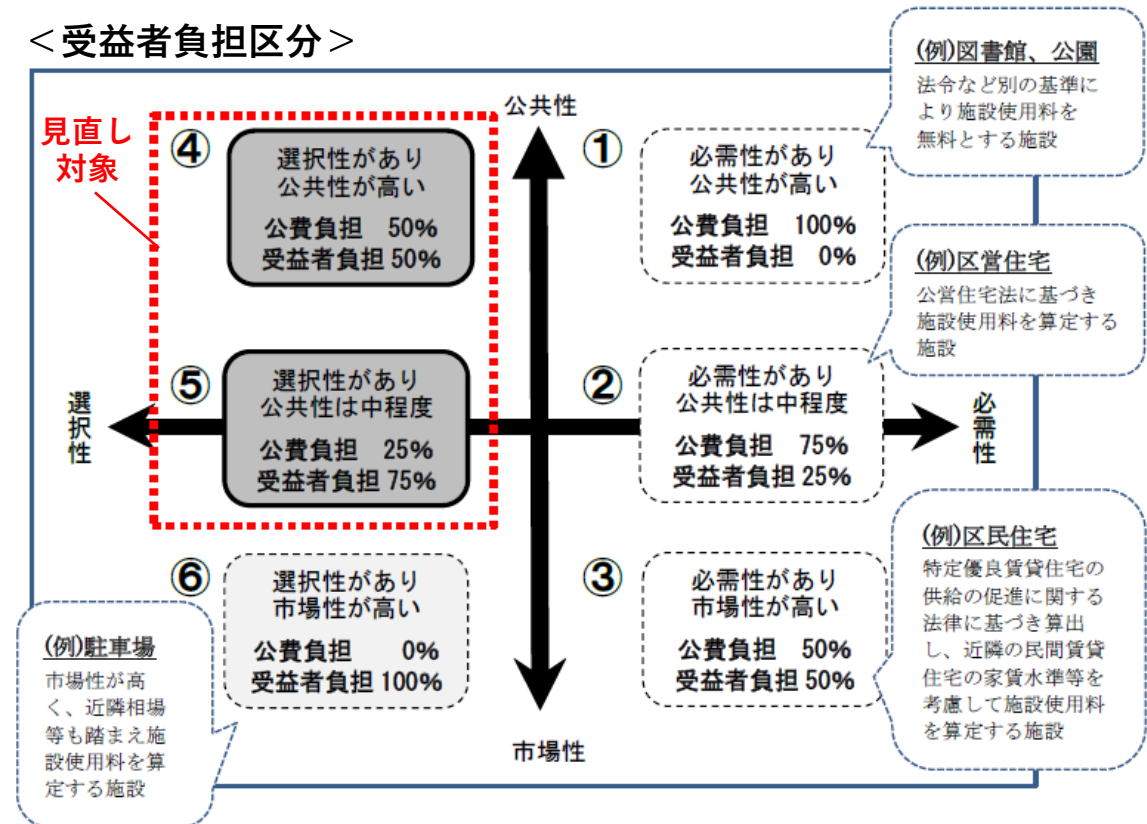
■個人利用施設使用料

対象経費合計 ÷ 利用者数 × 受益者負担割合

■対象経費

人 件 費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

＜受益者負担区分＞



■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定
曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。
ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等
区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

■今後のスケジュール

令和７年度 周知期間

令和８年４月 条例施行

※一部施設（大田区民ホール等）は令和８年10月施行

（参考）政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。
ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。
今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

まちづくり環境委員会

令和7年2月 26・27 日

都市基盤整備部 資料 20 番

所管 公園課

第 55 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

1 概要

受益者負担の適正化のため、施設使用料を改定する。

2 改定する条項

第 12 条第 1 項（使用料）に規定する別表第 2（第 12 条関係）の使用料の額を
改定する。

3 改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第19号）新旧
対照表

新					旧				
○大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例					○大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例				
第1条から第20条まで及び別表第1（略）					第1条から第20条まで及び別表第1（略）				
別表第2（第12条関係）有料施設の使用料					別表第2（第12条関係）有料施設の使用料				
1 運動施設					1 運動施設				
種別	単位	使用日	使用料		種別	単位	使用日	使用料	
			チーム所在地					チーム所在地	
			区内	区外				区内	区外
庭球場	1面・1回 1時間以内	平日	720円	1,400円	庭球場	1面・1回 1時間以内	平日	600円	1,200円
		土・日曜日	1,400円	2,800円			土・日曜日	950円	2,400円
		日					日		
		休日					休日		
サッカー場	1回 1時間以内	平日	7,200円	14,400円	サッカー場	1回 1時間以内	平日	4,000円	8,000円
		土・日曜日	14,400円	28,800円			土・日曜日	8,000円	16,000円
		日	円	円			日		円
		休日					休日		
フットサル場	1面・1回 1時間以内	平日	2,400円	4,800円	フットサル場	1面・1回 1時間以内	平日	2,000円	4,000円
		土・日曜日	4,800円	9,600円			土・日曜日	4,000円	8,000円
		日					日		
		休日					休日		
付記及び2 その他の施設（略）					付記及び2 その他の施設（略）				
<u>付 則</u>									
<u>（施行期日）</u>									
<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>									
<u>（経過措置）</u>									
<u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>									

まちづくり環境委員会

令和7年2月 26・27 日

都市基盤整備部 資料 21 番

所管 公園課

第 56 号議案

大田区立多摩川緑地付属施設条例の一部を改正する条例

1 概要

受益者負担の適正化のため、施設使用料を改定する。

2 改定する条項

第 7 条第 1 項（使用料）に規定する別表第 1（第 7 条関係）の使用料の額を改定する。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

大田区立多摩川緑地付属施設条例（昭和56年条例第16号）新旧対照表

新				旧					
○大田区立多摩川緑地付属施設条例 （略）				○大田区立多摩川緑地付属施設条例					
別表第 1 （第 7 条関係）				別表第 1 （第 7 条関係）					
種別	区分	使用料（1 回につき）			種別	区分	使用料（1 回につき）		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
集会室		1,300円	<u>2,000円</u>	<u>3,400円</u>	集会室		1,300円	<u>2,100円</u>	<u>3,500円</u>
付記及び別表第 2 （略）				付記及び別表第 2 （略）					
<u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>									

まちづくり環境委員会

令和7年2月 26・27 日

都市基盤整備部 資料 22 番

所管 公園課

第 72 号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

- 1 公園の名称 仮称羽田空港公園
- 2 区 域 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内
- 3 面 積 約 3.3ha
- 4 区域の決定理由 仮称羽田空港公園の設置に向けて、供用開始前に設置管理許可等の大田区立公園条例に適合した管理を行うため。

案内図



第 73 号議案

大田区立元羽田児童公園の廃止について

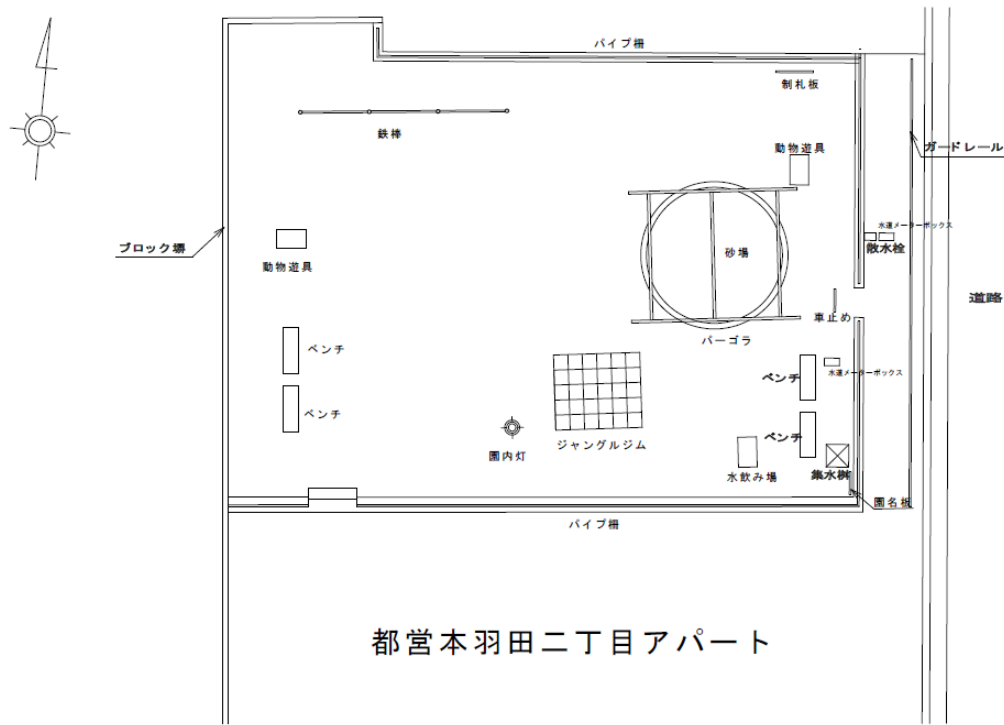
- 1 公 園 名 大田区立元羽田児童公園
- 2 所 在 地 大田区本羽田二丁目 10 番 8 号
- 3 面 積 228.27 m²
- 4 廃 止 の 期 日 令和 7 年 6 月 30 日
- 5 廃 止 理 由 都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立元羽田児童公園を廃止する。

案内図



平面図

大田区立元羽田児童公園



まちづくり環境委員会

令和7年2月26・27日

都市基盤整備部 資料 24 番

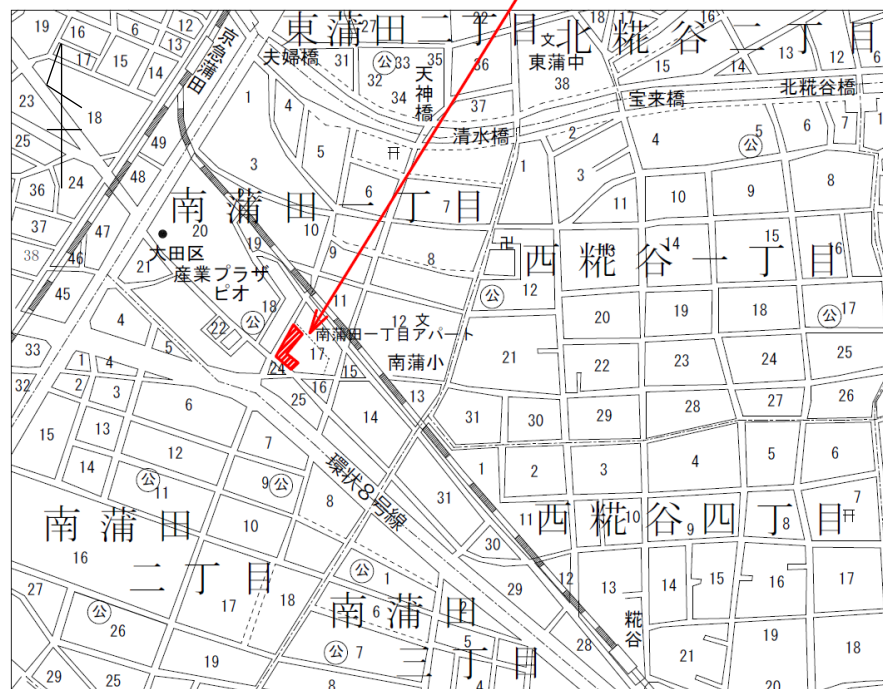
所管 公園課

第 74 号議案

大田区立南一児童公園の廃止について

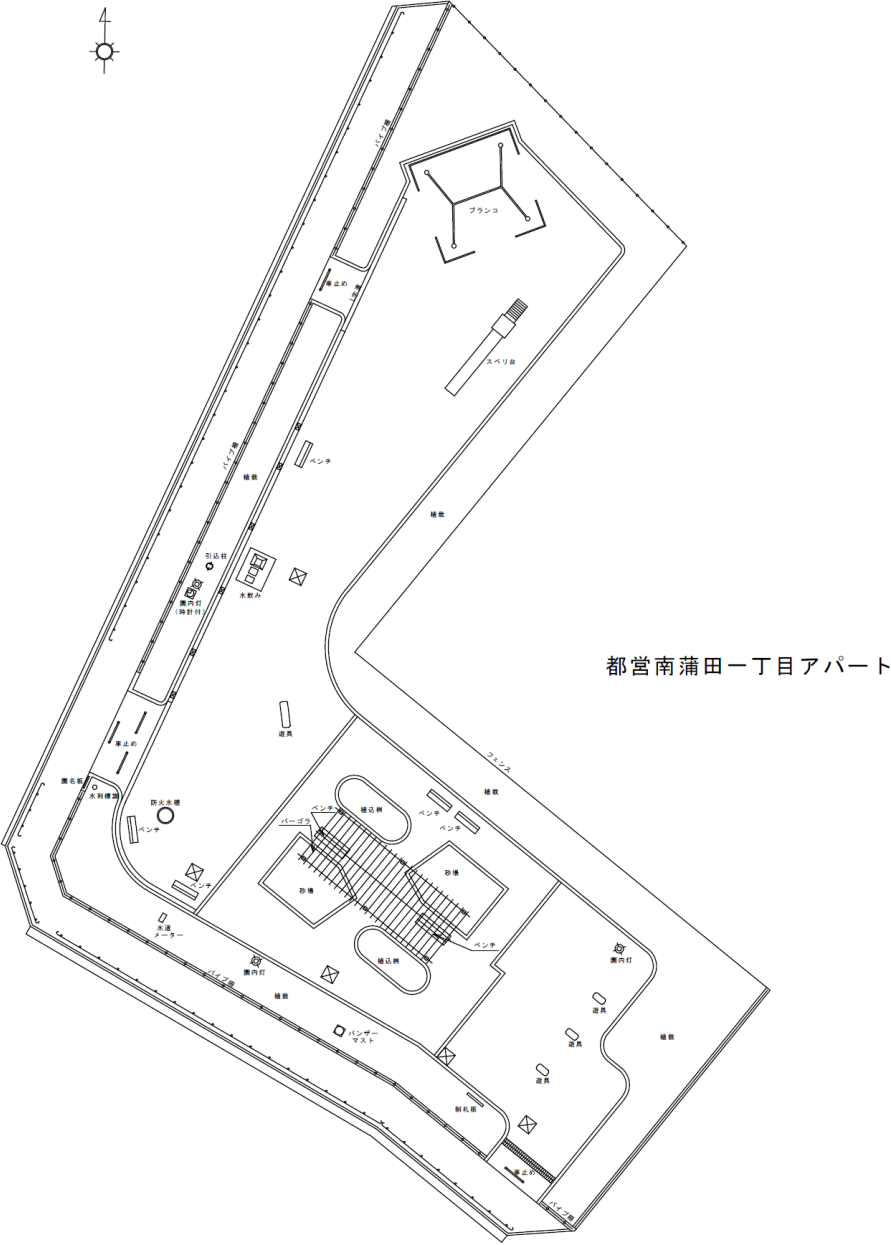
- 1 公 園 名 大田区立南一児童公園
- 2 所 在 地 大田区南蒲田一丁目 17 番 14 号
- 3 面 積 771.25 m²
- 4 廃 止 の 期 日 令和 7 年 6 月 30 日
- 5 廃 止 理 由 都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立南一児童公園を廃止する。

案内図



平面図

大田区立南一児童公園



まちづくり環境委員会 令和 7 年 2 月 26・27 日
環境清掃部 資料 22 番
所管 環境対策課

第 57 号議案

清潔で美しい大田区をつくる条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

環境美化審議会の事務局に係る規定を整備するため、一部改正を行う。

2 改正の概要

環境美化審議会の事務局に係る規定については、清潔で美しい大田区をつくる条例施行規則において定めている。施行規則と重複する箇所について整備するため、条例の一部改正を行う。

3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

清潔で美しい大田区をつくる条例（平成9年条例第32号）新旧対照表

新	旧
○清潔で美しい大田区をつくる条例 平成9年3月14日 条例第32号 第1条から第7条 省略 （環境美化審議会） 第8条 この条例の目的を達成するため、区長の附属機関として環境美化審議会（以下「審議会」という。）を<u>置く。</u> 2 審議会は、区長の諮問に応じ、区内の環境美化の促進に係る問題を調査・審議し、答申する。 3 審議会は、学識経験を有する者その他の関係者につき、区長が委嘱する委員5人により構成し、委員の互選により会長を定め、会長が招集する。 第9条から第12条 省略 付 則（平成21年3月16日条例第1号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 付 則（令和元年10月1日条例第23号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○清潔で美しい大田区をつくる条例 平成9年3月14日 条例第32号 第1条から第7条 省略 （環境美化審議会） 第8条 この条例の目的を達成するため、区長の附属機関として環境美化審議会（以下「審議会」という。）を<u>設置し、その事務局を環境清掃部に置く。</u> 2 審議会は、区長の諮問に応じ、区内の環境美化の促進に係る問題を調査・審議し、答申する。 3 審議会は、学識経験を有する者その他の関係者につき、区長が委嘱する委員5人により構成し、委員の互選により会長を定め、会長が招集する。 第9条から第12条 省略 付 則（平成21年3月16日条例第1号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 付 則（令和元年10月1日条例第23号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。

1 大田区グリーンインフラ事業計画の策定について

1 グリーンインフラとは

住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。
本計画は、令和6年度～令和10年度を目標年次とした計画です。



2 みどりのまちづくりの課題とグリーンインフラ視点の課題

防災・減災

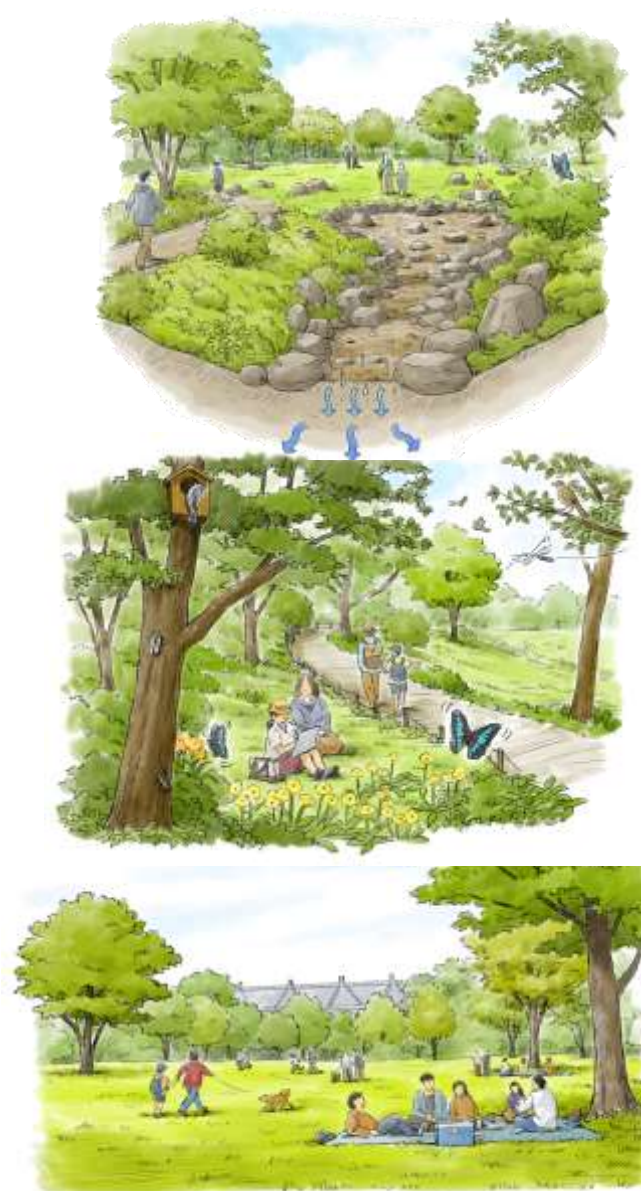
- 【課題】
- みどりの適切な保全・創出を通じた雨水流出抑制と、豪雨等に伴う内水氾濫の軽減
 - 防災・減災意識の向上

環境

- 【課題】
- 暑熱環境の改善に寄与するみどりの創出
 - 都市の魅力を高め、快適な住環境の創出に寄与する質の高いみどりの創出

地域振興

- 【課題】
- にぎわい空間の創出
 - 身近なみどりによる景観形成



3 グリーンインフラの推進に向けた方向性

■大田区におけるグリーンインフラ推進方針の考え方

- ①自然環境が有する多機能性を十分に発揮させる
- ②分野横断の視点を加味し更なる効果を引き出す
- ③多様な主体と連携しグリーンインフラを使いこなす

■グリーンインフラ推進方針

グリーンインフラの導入は、「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の視点から多様な効果の発現が期待されます。

各視点からの効果がそれぞれに単独での発現を促すだけでなく、自然環境が有する機能を利活用することで、複合的に効果の発現を誘導し、地域が抱える様々な課題を解決することができます。

防災・減災

- ① 内水氾濫による浸水防止、外水による河川氾濫を防止する雨水流出抑制のための公園・緑地、道路空間における雨水貯留・浸透機能の確保

環境

- ① 市街地における屋外での快適な活動を行うことのできるみどりを活かした暑熱環境の緩和
- ② 豊かな生態系の保全・育成する拠点となるみどりの確保、拠点となるみどりをつなぐみどりのネットワーク形成
- ③ 居心地のよい都市空間を形成するみどりの創出

地域振興

- ① 都市拠点における公民連携によるにぎわい形成に寄与するみどりの創出
- ② 駅をはじめとする交通結節点でのゲート空間としての魅力、観光拠点としての風格を高めるみどりの創出による街の付加価値の向上
- ③ 区民にとっての憩いと交流の場となる公民連携による快適なオープンスペースの形成と維持管理

大田区緑の基本計画グリーンプランおおたの進捗報告について

4 類型別グリーンインフラ導入方針イメージ

大田区の地形は、台地部、低地部、空港臨海部に大別されます。特徴的な地形や用途に応じて土地利用を分類し、公園・緑地や住宅地等の各区分に応じたグリーンインフラ導入方針を示しました。



5 グリーンインフラの取組例

▶ 区民農園の整備(田園調布区民農園跡地)

- ・ 雨水の一時貯留による
内水氾濫の抑制・防止 **防災・減災**
- ・ みどり空間の保全 **環境**
- ・ 地域コミュニティの形成 **地域振興**
- ・ 農業体験ができる場の提供 **地域振興**



▲ 南馬込区民農園



▶ 雨水貯留施設の設置、
透水性舗装の整備

- ・ 雨水の一時貯留による
内水氾濫の抑制・防止 **防災
減災**



▲ 雨水タンク



▲ 透水性舗装
(馬込桜並木)

6 グリーンインフラ推進に向けた目標

防災・減災、環境、地域振興の視点からグリーンインフラを推進するための目標を設定します。目標値は毎年進捗管理を行います。

減災・ 防災・ 環境	目標推進	民地・公共施設における雨水の一時貯留 「目標値」 各敷地を対象に、グリーンインフラ機能による降雨5.5mm/h分の雨水貯留・浸透量の確保を目指す。
	目標推進	緑の多さの満足度の向上 「目標値」 区民による“緑の多さ”に関する満足度について、70%を目指す。
	目標推進	みどり空間の維持管理による避暑機能の充実 「目標値」 グリーンプランで示す9つのみどりの拠点について、木陰等における体感温度－7℃を目指す。
地域振興	目標推進	生物生息空間の保全・創出 「目標値」 公共施設における生物生息空間(公園・緑地、学校のビオトープ等)の箇所数を基準値として、それらの保全・創出を目指す。
	目標推進	大田区への定住意向の確保 「目標値」 区民による“定住意向”について、85%を維持・向上する。
	目標推進	住んでいる街の魅力度の確保 「目標値」 区民による“住んでいる街の魅力度”について、70%を維持・向上する。

2 みどり基金について

(1) みどり基金の名称

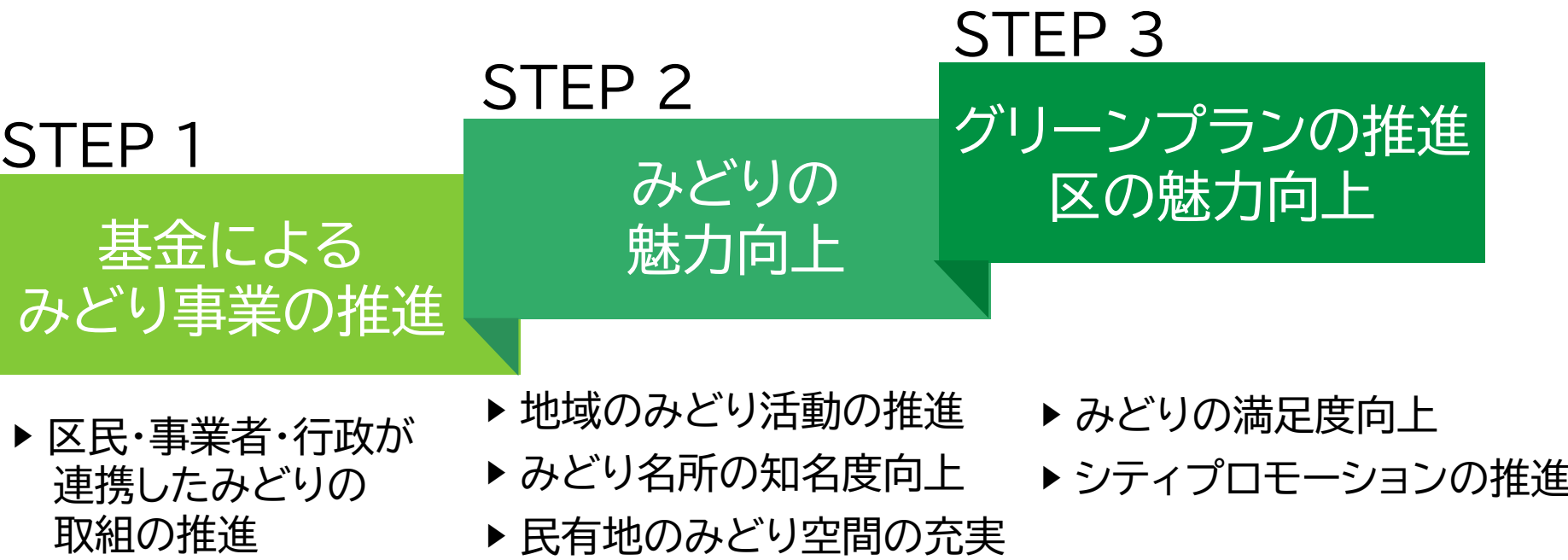
① 条例上の名称：**みどり基金**

- ▶ グリーンプランにおける「みどりの定義」を根拠
- ▶ 「植物の緑」だけでなく、河川や海などの「水辺空間」など幅広い「みどり」の取組に基金を活用する

② 通称：**つながるみどり基金**

- ▶ わかりやすく、親しみを持っていただくため、グリーンプランおおた推進会議委員から候補を募集し、会議内で投票を行い決定
- ▶ 「未来へ向かってみどりと共生していきたい」という意味が込められている

(2) みどり基金の目的



(3) 基金の使途・対象箇所

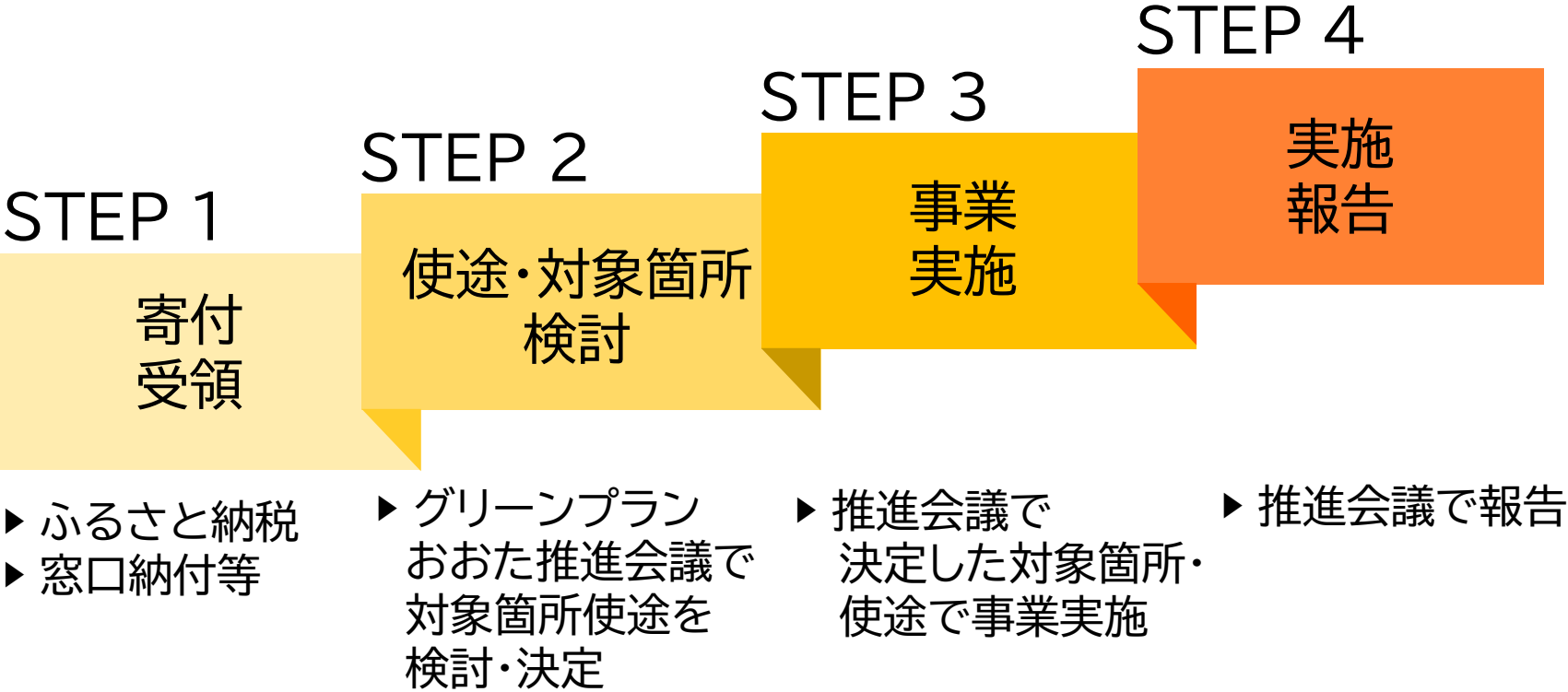
- ▶ 民有地に残るみどり確保
- ▶ 公共施設・公共空間の緑化推進
- ▶ 既存樹木の維持・更新
- ▶ 区民参画のみどりの取組(区民農園等)
- ▶ 「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用

みどりの魅力向上につながる使途を検討

(4) 取組(案)

- ▶ 多摩川台公園へアジサイの植栽実施
⇒みどりの名所の魅力向上へつなげる
⇒植栽本数等は、寄付金額の状況に応じてグリーンプランおおた推進会議にて検討

(5) 寄付受領から実施報告までのフロー



大田区グリーンインフラ事業計画 (案)

令和7年 月
大田区

目 次

第1章	大田区グリーンインフラ事業計画について	1
1	グリーンインフラとは	1
2	グリーンインフラが求められる背景と意義	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の目標年次	3
5	計画の構成	4
第2章	みどりのまちづくりの課題とグリーンインフラ	5
1	大田区を取り巻く動向	5
	（1）社会的動向	5
	（2）大田区が目指すみどりのまちづくりの姿	7
2	課題解決に向けたグリーンインフラの視点	8
	（1）「防災・減災」「環境」「地域振興」の各視点からみる大田区の姿	8
	（2）視点毎に解決すべき課題	10
第3章	グリーンインフラの推進に向けた方向性	13
1	大田区におけるグリーンインフラ推進方針の考え方	13
2	グリーンインフラ推進方針	14
3	グリーンインフラの導入によるSDGsへの貢献	17
	（1）SDGsとは	17
	（2）グリーンインフラの導入とSDGsへの貢献	17
第4章	類型別グリーンインフラ導入方針	19
1	大田区らしいグリーンインフラ導入の考え方	19
2	類型別グリーンインフラ導入方針	20
	（1）類型別グリーンインフラ導入方針	20
	（2）本計画におけるグリーンインフラ導入方針の全体像（イメージ）	30
3	グリーンインフラの取組展開	31
	（1）グリーンインフラの取組展開について	31
	（2）類型別のグリーンインフラの展開	31
	（3）類型別のグリーンインフラ導入計画	36
第5章	グリーンインフラ推進に向けた目標と評価方法	45
1	推進目標	45
2	グリーンインフラの評価方法の例	48
第6章	実現に向けて	51
1	グリーンインフラの推進体制について	51
2	計画の見直しについて	52

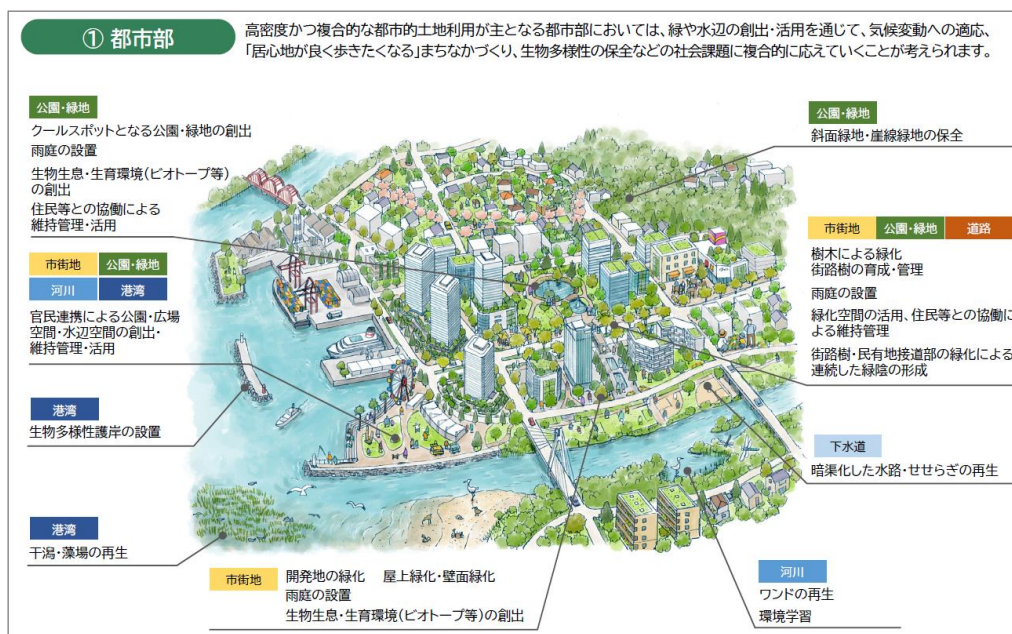
第1章 大田区グリーンインフラ事業計画について

1 グリーンインフラとは

1990年代後半から欧米を中心に広がってきた「グリーンインフラ」への取組は、近年、国内においても着目され様々な研究が進められてきました。2015年に閣議決定された国土形成計画や第4次社会資本整備重点計画に「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義されたのを契機に気運が高まり、2019年には国土交通省が「グリーンインフラ推進戦略」を公表（2023年改定）、2020年には多様な主体間の連携基盤となる「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を創設するなど、行政・企業・市民を含む多様な主体のグリーンインフラへの取組を加速化させる取組が活発化しています。

我が国では古来、自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みを通じて、地域特有の歴史、生活、文化等を形成してきました。グリーンインフラは、このような我が国の自然共生の在り方を背景としながら、自然を社会資本整備やまちづくり等に資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものです。SDGsの実現に向けた意識の高まり、こうした分野への投資の加速や、経済成長だけでなく、自然豊かな環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観の広がりが進む中、多様化する社会課題の解決策として期待が高まっています。

令和5年10月に公表された「グリーンインフラ実践ガイド（国土交通省）」では、大田区が該当する都市部でのグリーンインフラへの取組として、以下のように示されています。



なお、大田区ではグリーンインフラを以下のように定義します、
『住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組』

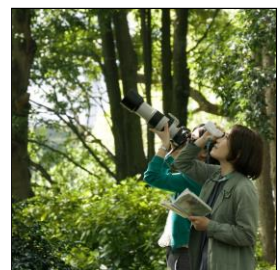
2 グリーンインフラが求められる背景と意義

地球環境問題への対応、持続可能な社会の構築が国の内外を問わず大きな課題となっており、まちづくりにおいても、SDGs 達成への寄与、気候変動への適応、みどり豊かな都心や住環境づくりを通じた交流人口の増加と定住促進、再開発等の民間投資の拡大、生物多様性の保全など、環境と経済の好循環を生み出し、活力ある持続可能な社会の構築が重視されています。

こうした視点から大田区のまちづくりを点検すると、多摩川や呑川の沿川では、浸水想定区域が示されるだけでなく、各地に浸水履歴があり、頻発する短時間強雨に対応した浸水対策が求められます。そのためには、区民の生命、財産を保護することを目的に、強靱で回復しやすい減災都市を目指し、高台まちづくりの推進が必要となっています。

また、まちの魅力のパロメータの1つである緑被率が減少しているエリアが散見され、蒲田駅や大森駅の周辺エリアではヒートアイランド現象も懸念され、豊かなみどりの保全・創出を図るとともに、夏季の暑熱緩和に資するまちづくりを進めることも求められています。

一方、本門寺公園、池上梅園、佐伯山緑地、洗足池公園などでは、広がりのあるみどりの中に貴重な歴史・文化資源が残されており、歴史・文化・みどりの各資源に異なる角度から光をあてて更なる魅力化を図ることや、民有地と公有地の緑の連続性を確保して緑量感ある良好な住環境を創出することも必要です。また、「ウォークアブルシティ」の実現に向けて、商業・オフィス施設が集積する都心のオープンスペースや、シンボルとなる道路空間において、公民連携による空間快適性を高める良好なみどりを確保することも必要です。



さらに、生物多様性に関する新たな国家目標である「30by30」を踏まえ、「水と緑のネットワーク」の充実を図るべく、既存の公園・緑地、街路樹や河川などを有機的に繋ぐことで、従前にも増して生物多様性の保全に対する取組を強化することも重要です。

このようなまちづくりを巡る諸課題については、グリーンインフラの導入を通じて、自然環境が有する多機能性を発揮させることでより良い解決策を得ることができる可能性があります。特に、多様な主体の連携を図ることや、分野横断的な視点にも留意しながら取組を進めることで、複数の分野にまたがる地域課題を同時に解決できることが期待されています。

大田区では、グリーンインフラに取り組む意義はこれらの点にあり、下記の2つの点に留意し、複数の地域課題を同時に解決すべく、まちづくりに対して包括的にアプローチします。

- 自然環境が有する多機能性を十分に発揮させること
- 公民連携や分野横断の視点を重視して取り組むこと

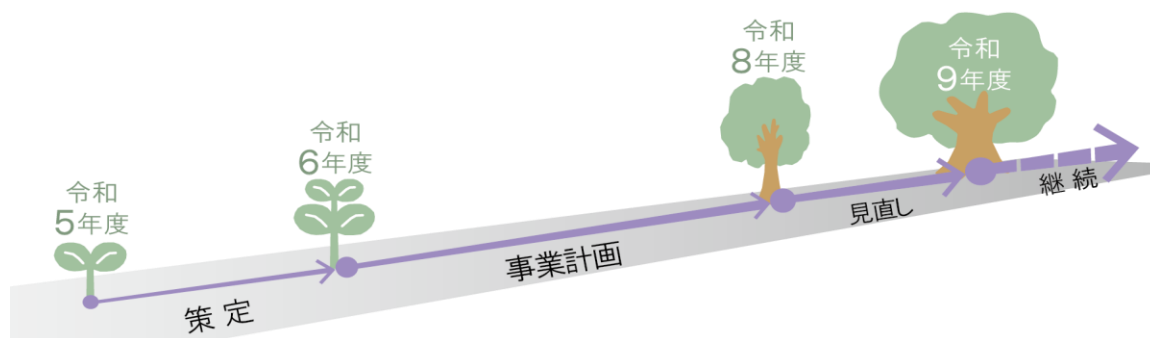
3 計画の位置づけ

大田区グリーンインフラ事業計画は、上位計画である「大田区基本構想」、「大田区基本計画」及び「大田区都市計画マスタープラン」に則している「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」（以下、グリーンプランという）において、重点的な取組の一つに位置付けられています。



〔グリーンインフラ導入イメージ図〕

大田区のグリーンインフラの取組方針は、「防災・減災」、「環境」及び「地域振興」の視点でまちづくりの動向を把握し、地域課題に対する解決手法としての導入を検討していきます。



〔スケジュール〕

出典：グリーンプラン（令和5年3月改定）P.118 から引用

4 計画の目標年次

大田区グリーンインフラ事業計画は、令和6年度～令和10年度を目標年次とした計画です。グリーンプランに基づく計画であることから、グリーンプランの改定及び事業の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

5 計画の構成

大田区グリーンインフラ事業計画は、以下のように構成しています。

大田区全域を対象に、各所で個別に進められる事業において、順次グリーンインフラの導入を推進していくため、都市施設の類型別及び主な土地利用別に、グリーンインフラ導入のメニューを整理しています。



第2章 みどりのまちづくりの課題とグリーンインフラ

1 大田区を取り巻く動向

(1) 社会的動向

①ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなど環境に関する世界的な潮流

人間の生活は、物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあると言われており、生物多様性の喪失や気候変動などの環境関連リスクは、中長期的に見ると世界経済に対する深刻なリスクになるとされています。

こうした中で、世界的に生物多様性や気候変動に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現に向けた取組が大きな潮流となっています。

②社会資本整備やまちづくり等におけるグリーンインフラへの期待

■自然災害の激甚化、頻発化への対応

近年、短時間強雨の発生頻度が増え、大規模な風水害の発生及び土砂災害の発生件数が増加するなど、自然災害が激甚化・頻発化しており、今後は地球温暖化による気候変動の進行により、さらなる被害の増大も懸念されています。自然災害に見舞われた地域においてより良い復興を図ることは、持続可能で活力ある国土づくりを図る上での喫緊の課題であり、グリーンインフラの活用も期待されています。

■インフラの老朽化を踏まえた維持管理への対応

建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に上昇するなどインフラの老朽化が進行するなか、インフラの計画的な維持管理・更新や地域のニーズ等に応じた集約・再編の取組が推進されています。このようなインフラの更新や集約・再編時をチャンスと捉え、予防保全型インフラメンテナンスへの転換や新技術の活用などの取組と並行し、グリーンインフラの活用を促進することも重要であるとされています。

■魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズの高まり

グローバル社会における国際的な都市間競争が激しくなる中、クリエイティブ人材を呼び込むためには、都市が備えるべき機能や要素としてグリーンが極めて重要な要素となっており、都市空間でのグリーンの導入が一層求められています。

また、コロナ禍を契機に、人々の求める生活スタイルが変化し、ゆとりある空間や自然環境へのニーズの高まりも見られており、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を活用して多様な社会課題の解決を図るグリーンインフラの取組が求められています。

③SDGs や Well-being 等新たな社会像の実現に向けたグリーンインフラへの期待

■SDGs の実現に向けた意識の高まり

グリーンインフラの取組は、誰一人取り残さないという持続可能な開発目標（SDGs）実現の基盤となるものです。SDGs の 17 の目標は「経済」「社会」「自然資本」の 3 層に分類でき、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然資本」に支えられて成り立つと言われています。この自然資本をグリーンインフラによって回復させることが、SDGs を達成し持続可能な社会を構築する上で重要な役割を果たすと考えられます。大田区は、SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から 2023 年度の「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりに向けて各種施策を展開しています。

[持続可能な開発目標SDGs]

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



■Well-being、ワンヘルス、こどもまんなか社会、DX 等の実現

価値観の多様化、働き方改革の推進等のなかで、Well-being 向上へのニーズが高まっています。また、人々の健康には地域が健康であることが必要であり、そのためには、地球環境や生態系が健全でなければならない、すなわち、人・動物の健康と環境の健全性は、生態系のなかで相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであるという「ワンヘルス」(One Health) の考え方が注目されています。

さらに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のため、豊かな自然に接し学ぶ機会を提供することが求められています。教育の場としてや心身の安らぎの場としてもニーズが高まり、加えて、デジタル庁の創設やデジタル田園都市国家構想の推進等により我が国のDXが進むなかで、併せてリアルの世界の重要性の認識も高まりを見せており、究極のリアルとも言えるみどりについて改めて注目されてきています。

（２）大田区が目指すみどりのまちづくりの姿

グリーンプランでは、基本理念に基づき、みどり豊かな潤いのあるまちのあるべき姿として３つの将来像を定め、目指すみどりのまちの実現に向けて取り組むこととしています。

グリーンプランの将来像

- ◆ ころ豊かに住み続けられる
「みどりあふれるまち」
- ◆ 多様なみどりが広がる世界に
向けた「おもてなしのまち」
- ◆ みどりがつながる「地球にや
さしいまち」



2 課題解決に向けたグリーンインフラの視点

(1) 「防災・減災」「環境」「地域振興」の各視点からみる大田区の姿

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用することで、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

このことを踏まえ、自然環境への配慮を行いつつ、巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、多様な効果を発揮させ、様々な地域課題に対応していきます。



出典：グリーンインフラポータルサイト（国土交通省）

ここでは、「防災・減災」「環境」「地域振興」の各視点からみる大田区の姿とまちづくりの課題を整理しています。

防災・減災

大田区をはじめ東京都は、首都直下地震等の地震発生、気候変動に伴う豪雨による被害が懸念されています。こうした被害を抑制すべく、不燃化特区制度を活用した不燃化まちづくりや、防災公園の整備が進められています。

東糀谷防災公園では、都市公園として、レクリエーション機能や、保育園が活用する体験農園、そして糀谷地域の防災性を高めるため、地域防災活動の拠点として整備しています。



▲防災公園として整備された東糀谷防災公園

環境

都市の高密度が進む大田区では、街は人工構造物で覆われ、ヒートアイランド現象が発生しています。悪化する街の暑熱環境は温室効果ガスの発生を助長する一つの原因ともなっています。

呑川緑道では、歩道に木陰が落ちる快適な歩行空間を創出するなど、グリーンプランに基づき、緑豊かで快適な都市形成を推進しています。また、大森ふるさとの浜辺公園では、ブルーカーボンとして海草が大気中のCO₂濃度上昇の抑制に貢献するコアマモの植生実証が先駆的に進められています。



▲コアマモの植生実証が行われている大森ふるさとの浜辺公園

地域振興

大田区内には、洗足池公園や本門寺公園など、歴史と自然環境が調和した公園があり、多くの人々に親しまれています。洗足池公園は、江戸時代から景勝地として名高く、公園内には歴史遺産から自然まで様々なものに親しめます。桜は約200本あり、春には花見の名所としてにぎわっています。

また、蒲田駅や大森駅では、開発事業も計画されており、開発にあわせて自然環境を活用することで、魅力的でにぎわいあるまちづくりが期待されます。



▲花見でにぎわう洗足池公園

(2) 視点毎に解決すべき課題

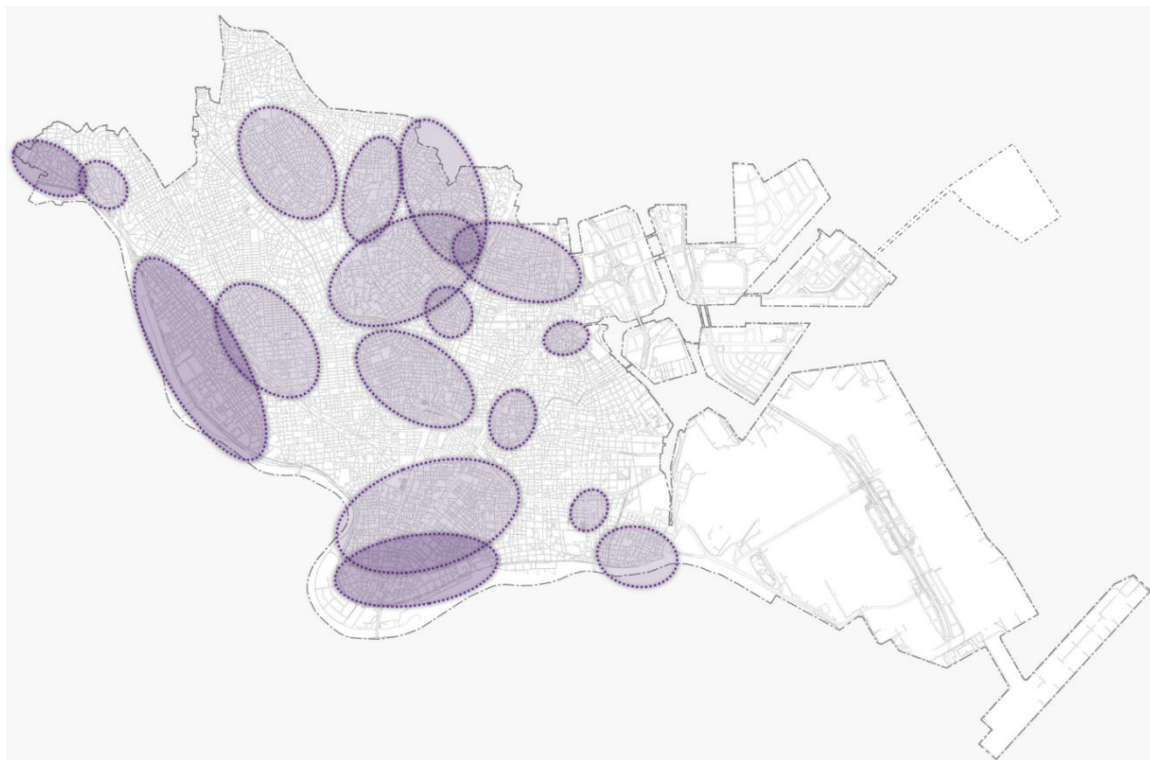
防災・減災

■みどりの適切な保全・創出を通じた雨水流出抑制と、豪雨等に伴う内水氾濫の軽減

- ・馬込・池上地域等では、道路や小規模河川に沿うように浸水実績があります。こうした地域では、豪雨時における雨水の一時貯留や雨水の流出の抑制によって、内水氾濫を軽減することも期待でき、既存の公園・緑地の適切な保全及び民有地等の雨水一時貯留・流出抑制機能の付与に積極的に取り組む必要があります。

■防災・減災意識の向上

- ・多摩川沿いのエリアでは、いくつかのエリアにおいて浸水深3 m以上の浸水の懸念があります。多摩川沿いには多くの公園・緑地が確保されていますが、都内でも水量の多い多摩川においては、堤外地の緑地による洪水被害を抑制する水の貯留効果は期待できません。このため、堤内地における既存公園の再整備による身近な避難場所となる高台の確保、堤防への緑化等により越流水の流れを緩和させるなどの堤防強化を図ることで、洪水被害を緩和させる取組を進める必要があります。
- ・大田区の臨海部は、高潮による面的な浸水も懸念されます。身近な避難場所となる高台の確保のための既存公園の再整備など、浸水時における一時避難のための取組が必要です。



〔防災・減災の視点にみる課題位置図〕

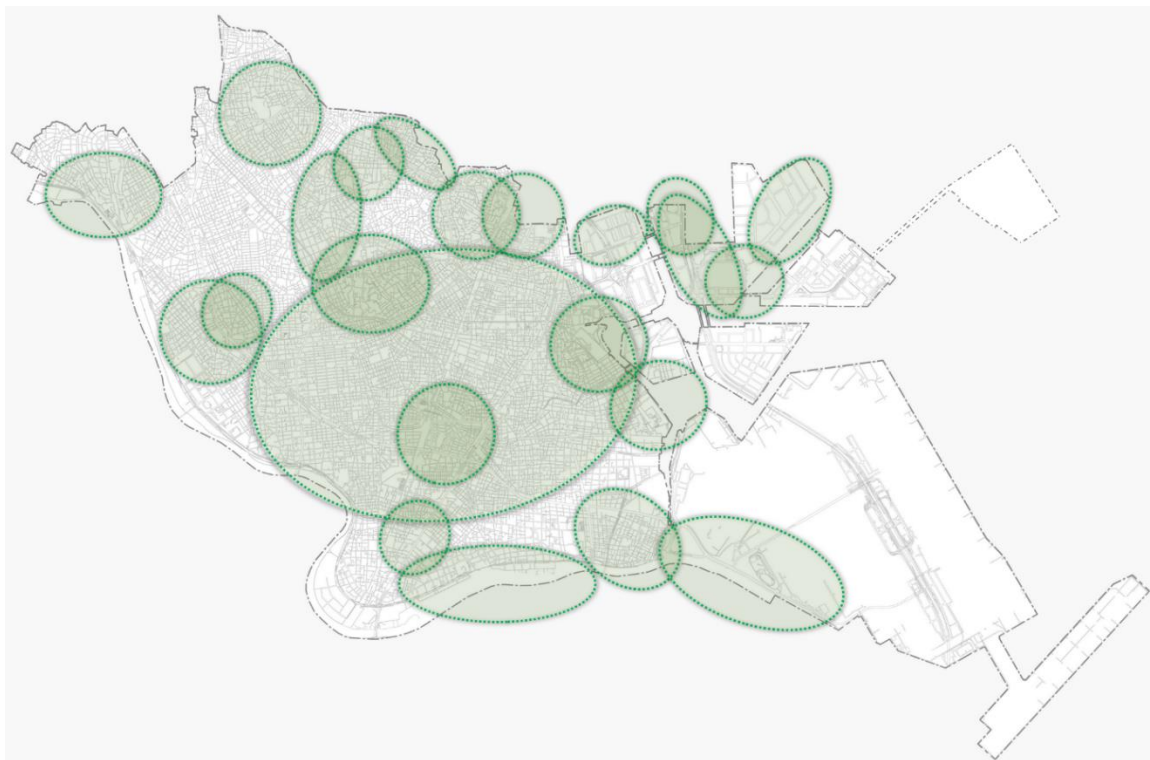
環 境

■暑熱環境の改善に寄与するみどりの創出

- ・蒲田駅を中心とする市街地においては、都市の高密度化が進んでおり、緑被率が低い傾向にあります。こうした地域では、人工被覆面が多く、夏季には熱中症のリスクがあります。また、まとまった緑地がないことも、都市の暑熱環境の悪化を助長しています。一方で、大田区ではみどりの保全と創出を通じて、住みやすい魅力的なまちづくりを目指しています。
- ・このことを踏まえ、民間開発にあわせた小規模緑地の確保、歩道空間における木陰のできるみどりの配置などにより、みどりによる景観的な魅力だけでなく、過ごしやすい環境への改善に寄与するみどりの創出が必要です。

■都市の魅力を高め、快適な住環境の創出に寄与する質の高いみどりの創出

- ・市街地では都市の高密度化が進み緑被率が低く、台地部地域では緑地が減少傾向にあります。一方で、緑地が増加している地域もありますが、こうした地域は、いずれも河川沿い、湾岸沿いのエリアであり、人々の活動空間における緑地の増加は見られません。
- ・日本最大の国際空港を有し、開発ポテンシャルの高い大田区では、新たにまとまったみどりを市街地部へ確保することは困難ではあるものの、公民連携のもとで質の高いみどりを確保することで、都市の魅力を高め、快適な住環境の創出に寄与していく必要があります。



[環境の視点にみる課題位置図]

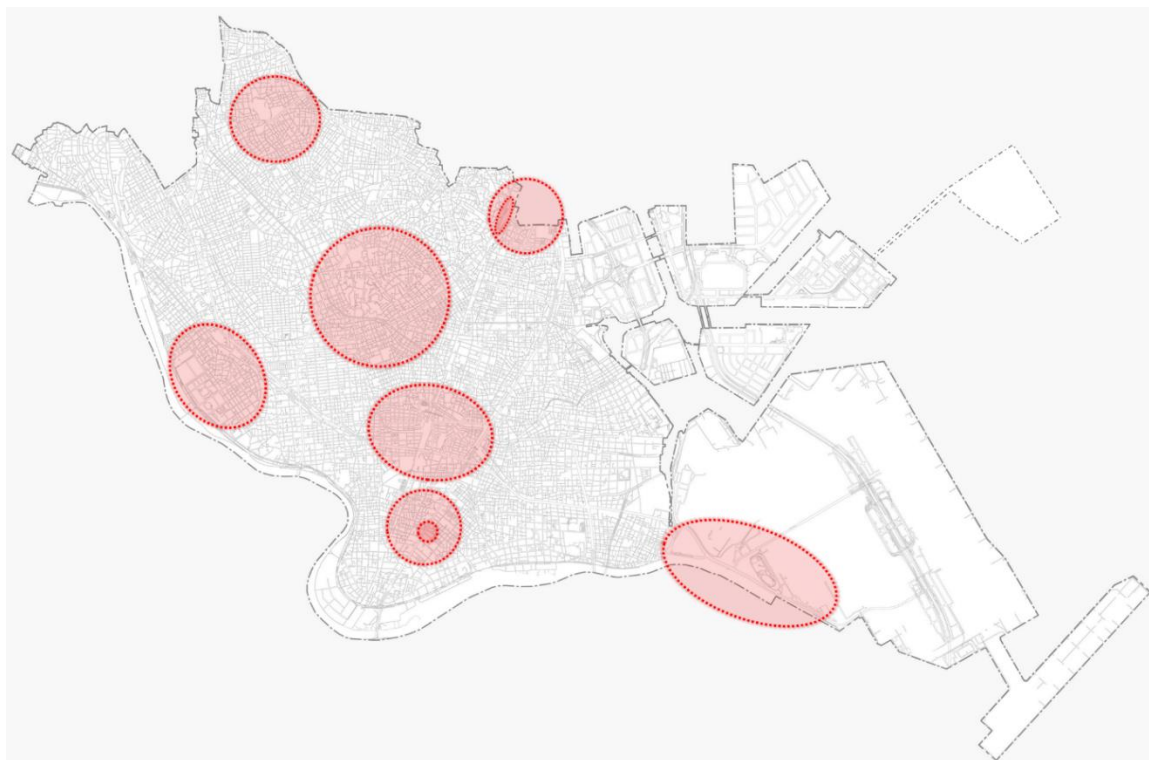
地域振興

■にぎわい空間の創出

- ・大田区では、蒲田駅・大森駅等の主要駅を中心としたまちづくりが進められています。特に都市計画マスタープランの都市拠点に位置づけられている地区では、高密な市街地が形成され、みどりの創出が難しいと考えられますが、再開発事業・都市基盤整備事業によって、インフラの再整備が予定されており、これを契機とした区民・事業者・行政の取組、公民連携による取組が必要です。

■身近なみどりによる景観形成

- ・各地域でまちづくり、観光、環境に関わる 100 以上の区民団体が活動しています。グリーンインフラは、自然環境を活かした成長するインフラであり、日常的な維持管理が求められ、こうした区民団体との連携によるみどりの維持管理を継続的に実施するための取組が必要です。



[地域振興の視点にみる課題位置図]

第3章 グリーンインフラの推進に向けた方向性

1 大田区におけるグリーンインフラ推進方針の考え方

様々な地域課題に対応した取組の立案時において、グリーンインフラの多機能性を発揮させる観点から、その導入の可能性を探ることで、複数の地域課題の同時解決を目指すとともに、より幅広い効果を得ることを目指します。

グリーンインフラの多機能性が発揮されるとされる「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の3つの視点及びグリーンインフラに取り組む各主体が目指すべきアウトカム（成果目標）の実現可能性を考慮し、グリーンインフラ推進方針の考え方を以下に示しています。

①自然環境が有する多機能性を十分に発揮させる

グリーンインフラを構成する自然環境（緑地、樹木、植栽、河川、水辺、森林、農地等）は、動植物の生息環境の提供、雨水貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養（水循環）、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など多様な機能を有します。

このため、多様な機能をインフラ整備に反映させ、地域で循環可能な自然資源は地域で循環させることにより、取組自体の効果を最大限に高め、さらに派生的な効果の発現を促していきます。

②分野横断の視点を加味し更なる効果を引き出す

例えば、雨水貯留浸透施設を既存の公園・緑地で整備する際、Well-being（健康、幸福感）にも寄与させるために、どのような雨庭（レインガーデン）にすべきかを、各部局が連携して知恵を絞ることで、ベストプラクティス（最良の取組のあり方）を探ることなどが考えられます。

同様に、児童・生徒の環境教育の場として活用する場合は、教育担当セクションとの連携が想定されるなど、異なる分野の取組を相互に関連づけて検討することで更なる効果を引き出していきます。

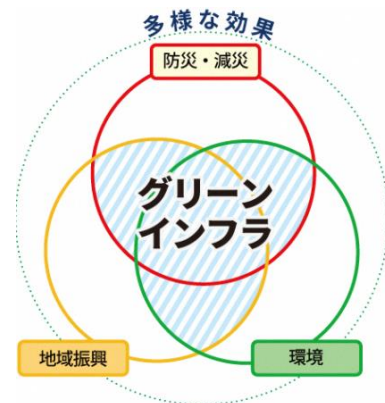
③多様な主体と連携しグリーンインフラを使いこなす

グリーンインフラは、公園・緑地、街路樹、水辺の維持管理や、農作業の体験、環境教育、各種イベント、心身リフレッシュのためのレクリエーションや健康増進等、多様な活動が行われる場となります。

個別の施設にとどまらず、各種民間団体や事業者を含む多様な主体と連携し、エリア全体の資源や空間を使いこなすことで、より効果的・多面的に機能が発揮される可能性があるほか、グリーンインフラが「成長する」又は「育てる」インフラである点に鑑み、多様な主体による継続的参画が不可欠であるため、グリーンインフラへの取組を企画・計画する段階から、多様な主体の連携を促す方策を展開します。

2 グリーンインフラ推進方針

グリーンインフラの導入は、「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の視点から多様な効果の発現が期待されます。各視点からの効果がそれぞれに単独での発現を促すだけでなく、公共空間、民有空間において自然環境が有する機能を利活用したみどり空間を保全・育成・創出していくことで、複合的に効果の発現を誘導し、地域が抱える様々な課題を解決することができます。



防災・減災

- ① 内水氾濫による浸水防止、外水による河川氾濫を防止する雨水流出抑制のための、公園・緑地、道路空間における雨水貯留・浸透機能の確保



- ① 市街地における屋外での快適な活動を行うことのできるみどりを活かした暑熱環境の緩和
- ② 豊かな生態系の保全・育成する拠点となるみどりの確保、拠点となるみどりをつなぐみどりのネットワーク形成
- ③ 居心地のよい都市空間を形成するみどりの創出



- ① 都市拠点における公民連携によるにぎわい形成に寄与するみどりの創出
- ② 駅をはじめとする交通結節点でのゲート空間としての魅力、観光拠点としての風格を高めるみどりの創出による街の付加価値の向上
- ③ 区民にとっての憩いと交流の場となる公民連携による快適なオープンスペースの形成と維持管理



3

2015 年に国連において全会一致で採択された「持続可能な開発目標」に基づき、日本では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が示され、令和元年 12 月に一部改定されました。大田区においてもグリーンインフラの導入を通じて、経済・社会・環境の分野やこれらの分野を横断する課題に関して SDGs 達成に向けた取組を推進していく必要があります。

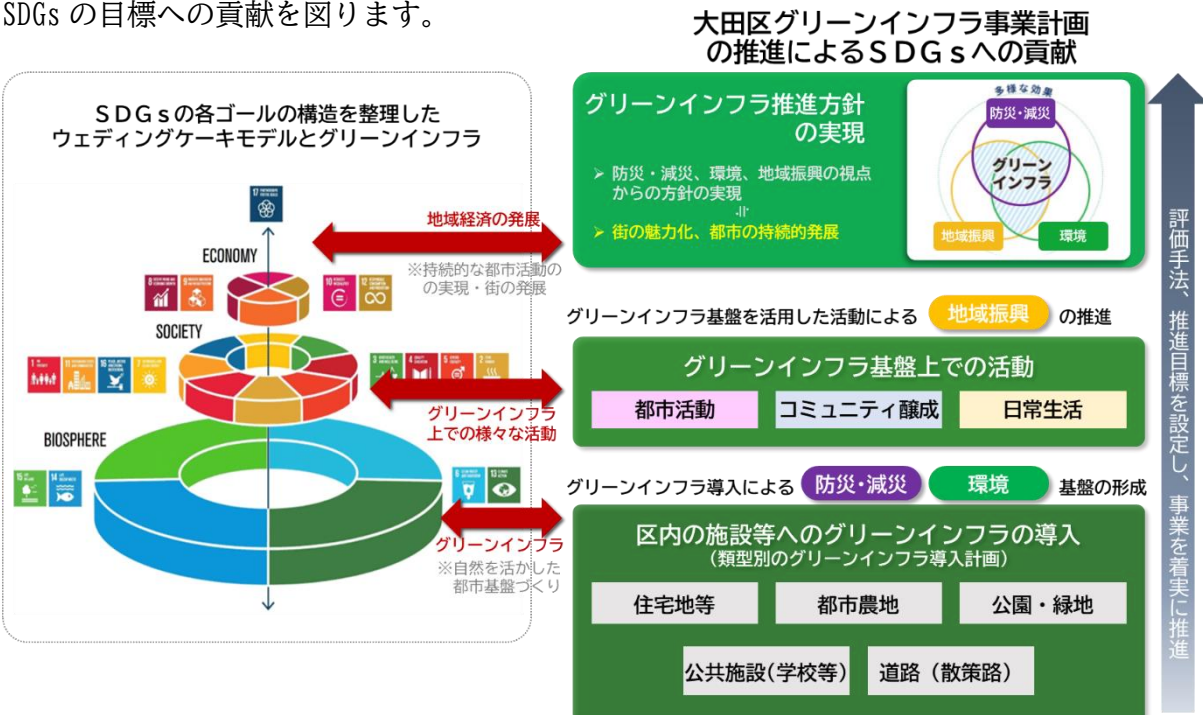
(1) SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015 年 9 月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030 アジェンダ」の中核となる、2030 年までに達成すべき国際目標です。SDGs は、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標・169 のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人を取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

（２）グリーンインフラの導入とSDGsへの貢献

SDGs の各ゴールの構造を整理すると、ウェディングケーキモデルのように表現できます。グリーンインフラと関連づけると、海洋資源・陸上資源の確保、そして気候変動に対応した都市基盤は、いわばグリーンインフラと言えます。このグリーンインフラとして整えられた都市基盤上で、自然を活かしながら人々による様々な活動が営まれることで、持続的な都市が形成でき、その都市では健康的な生活を確保することもできます。結果として、経済成長と雇用を生み出し、持続可能な消費と生産が行われる街の創出へとつながります。

大田区においてもこれを実現するため、この大田区グリーンインフラ事業計画を推進し、SDGs の目標への貢献を図ります。



[大田区グリーンインフラ事業計画に関連するSDGsのゴール]



目標3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡グリーンインフラの導入を通じ、身近な生活空間で常にみどりを感じることのできる空間づくりにより、人々のストレス緩和等による健康づくりを支援します。



目標4 教育

すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡自然が持つ機能を活かした公園・緑地づくりを通じて、環境分野を中心とした学習の場・機会を創出します。



目標9 インフラ、産業化、イノベーション

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡自然が持つ機能を活かしたインフラづくりによる強靱な都市づくりと、その自然を活かした地域振興を推進します。



目標11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡公園や住宅地などの雨水浸透・貯留機能を向上させることで、雨水流出を抑制し、内水氾濫を防止します。



目標13 気象変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡みどり豊かな公園・緑地、街路樹などの整備により、街の暑熱環境の改善を図り、居心地の良い都市空間を形成します。



目標14 海洋資源

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡海辺においてブルーカーボン生態系を創出し、海辺の豊かな生態の育成、脱炭素化へ貢献します。



目標15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡住宅地、都市農地、公園・緑地、公共施設、道路等、全ての空間でみどりの保全・創出を行い、豊かな生態系を創出します。



目標16 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

＜グリーンインフラ導入によるSDGsへの貢献＞
 ➡グリーンインフラの導入をきっかけに、区民・事業者・NPO団体・区との協働連携による地域づくりを促進します。

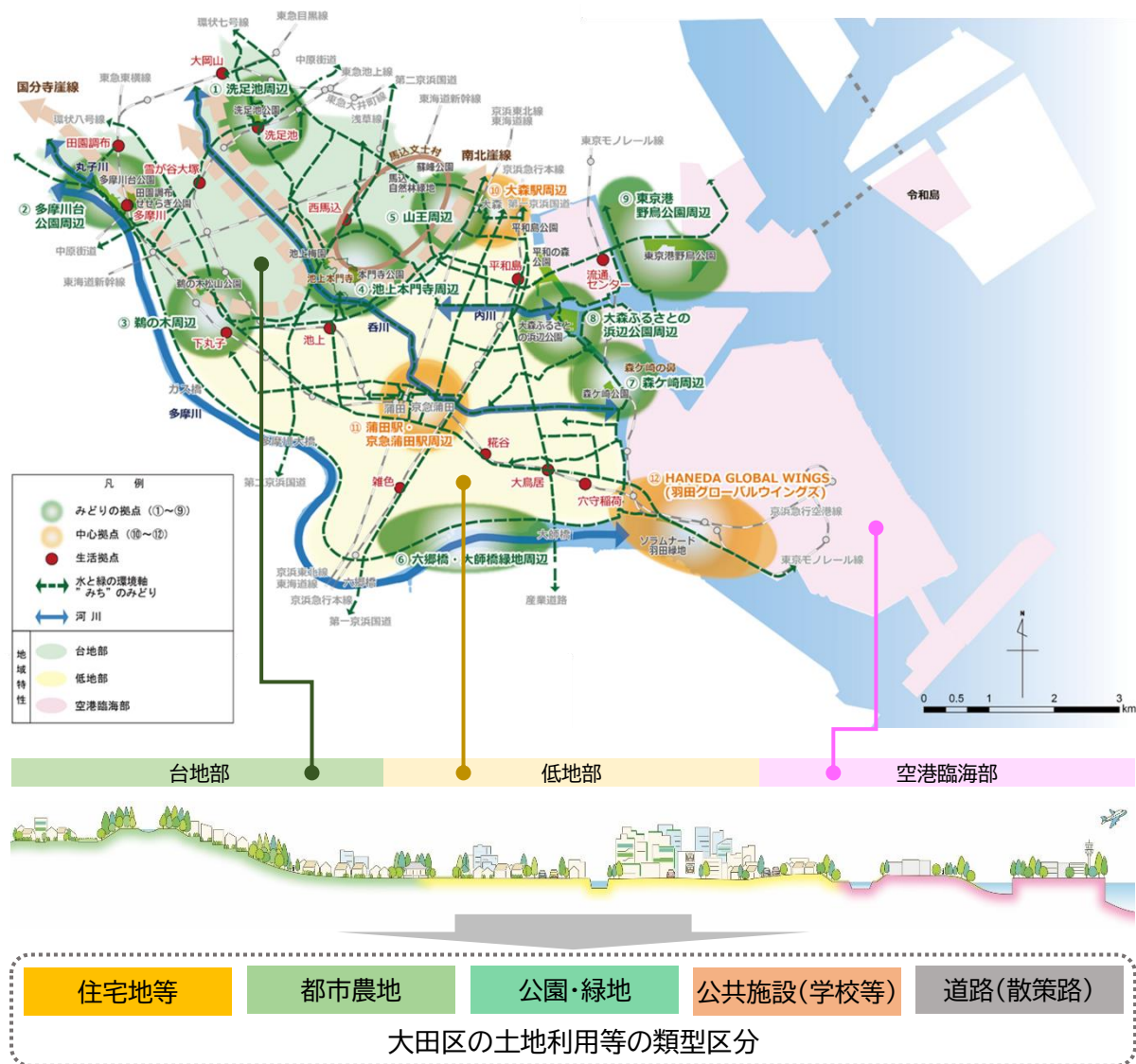
第4章 類型別グリーンインフラ導入方針

1 大田区らしいグリーンインフラ導入の考え方

大田区の地形は、台地部、低地部、空港臨海部に大別されます。特徴的な地形や用途に応じて土地利用を分類し、公園・緑地や住宅地等の各区分に応じたグリーンインフラ導入方針を示しました。

みどりのまちづくりの課題を対象としたグリーンインフラの取組導入は、その類型ごとに、複数の効果を発現させることで、様々な課題解決へ繋がります。

また、類型別にグリーンインフラの導入方針を示すことで、効果を明確にし、実効性の高い計画推進を目指します。



〔グリーンプランおおた「大田区らしさを表すみどり」にみる大田区の土地利用等の類型〕

2 類型別グリーンインフラ導入方針

(1) 類型別グリーンインフラ導入方針

住宅地等

大田区は、良好な住宅地から埋立地の産業系土地利用に至るまで、多様な地域の集合体で形成され、住まいや住環境などに対する様々なニーズがあります。そこで、まちの地域特性に対応しつつ、良好な住環境の形成を進めることが求められます。

住宅地については、区内に残る貴重な自然環境に対し、積極的な保全・育成に努めるとともに、防災・減災及び景観形成など多面的な機能の発揮を図ります。また、みどりの機能を活用することで、生活利便性の向上とにぎわいの創出を図り、区民協働によるみどりのまちづくりを進めます。

環境

防災・減災

地域振興

■導入方針

- 雨水貯留機能の充実 ●
- 雨水貯留機能の確保や生垣の植栽等に関する助成制度の促進 ●●
- 建築物における緑化の促進 ●
- みどりの条例に基づく緑化空間の確保 ●
- 民有地におけるみどりづくりの推進 ●●
- 防災意識の醸成・向上 ●



▲オープンガーデンのイメージ



▲雨水タンクの設置イメージ

導入効果（期待される効果）

- 防災・減災 雨水の一時貯留による内水氾濫の抑制・防止
- 環境 脱炭素化への貢献
- 地域振興 魅力的な街並み景観の形成

コラム～住宅地でのグリーンインフラ～

■宅地内への雨庭づくり

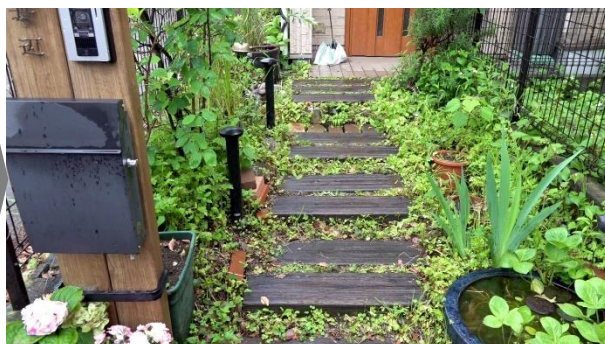
- ・内水氾濫が懸念される住宅地では、宅地からの雨水の流出を抑制し、水路や下水道への雨水流入を軽減することを目的に戸建住宅での雨庭づくりが期待されます。



▲杉並区の宅地内の雨庭【出典：NHK Web サイト】



▲杉並区の宅地内の雨庭【出典：NHK Web サイト】



■区の補助・助成制度

雨水タンク設置助成制度

<助成対象区域>

- ・大田区内全域

<助成対象者>

- ・大田区内に雨水タンクを設置し、使用する方。

<助成金の種類及び助成金額>

助成金の交付は、(1) または (2) のいずれか一方のみ。

- (1) 大型雨水タンク（有効貯水量 1 基当たり 500 リットル以上）設置助成金
本体価格・設置工事・ポンプ等設備の設置工事、諸費用の税込み合計額の 1/2。助成限度額は 30 万円迄。
- (2) 小型雨水タンク（有効貯水量 1 基当たり 500 リットル未満）設置助成金
本体価格・設置工事・ポンプ等設備の設置工事、諸費用の税込み合計額の 2/3（個人）または 1/2（その他）。敷地につき 2 基まで助成可能。助成限度額は 1 基につき 4 万円迄。

植栽帯造成助成制度

<助成対象者>

- ・助成を受けることができる方は、植栽帯を造成する土地の所有者又は管理者

<助成対象となる植栽帯>

- (1) 接道部の緑の無い場所に新たに造成する植栽帯もしくは既存のブロック塀等を取り壊して造成する植栽帯が対象。
- (2) 植栽帯の要件<以下要件を全て満たす>
 - ・道路と敷地との道路境界線上に 2 メートル以上接していること。
 - ・道路境界線から奥行き 5 メートル以下の範囲内に、面積 1 平方メートル以上（縁石等を含む）の植栽帯を造成すること。
 - ・縁石等を設置する場合の高さは道路面から 60 センチメートル以下で、道路と植栽帯の間に遮へい物がないこと。
 - ・植栽帯の範囲がわかるようにすること。
 - ・造成する植栽帯が建築基準法第 42 条に規定する道路及び大田区管理道路に接していること。

都市農地

都市農業の持続的な振興に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「都市農業振興基本計画（平成 28 年）」において、都市農地は宅地化すべきものから都市にあるべきものとして方針転換されました。また、グリーンプランでは、区内に残るみどりを守るために、農風景を将来に引き継いでいくことを“おおた”のみどり方針にて示しています。

区内には、区民農園や生産緑地が点在しており、農風景の保全や地域コミュニティの場としての役割に加えて、場所によっては防災・減災に資する機能の充実が求められます。

環境

防災・減災

地域振興

■導入方針

- 雨水貯留機能の確保・拡充 ●
- 都市農地の維持・保全 ●
- 地域コミュニティ空間の創出・活用 ●



▲生産緑地（馬込シクラメン園）



▲南馬込区民農園

[出典：NPO 法人大田・花とみどりのまちづくり
WEB サイト]

導入効果（期待される効果）

防災・減災

雨水の一時貯留による内水氾濫の抑制・防止

環境

みどり空間の保全

地域振興

地域コミュニティの形成

地域振興

農業体験ができる場の提供

コラム～都市農地でのグリーンインフラ～

■雨水の貯留及び浸透機能の維持

- ・樹皮をマルチングとして再利用することで、雨水を貯留及び浸透させ流出抑制効果を得ることができます。
- ・地表面のクッション性を向上させ、安全な利用を促進することができます。



▲ウッドチップの園路 [出典：GreenSnap Web サイト]

■区民農園による“にぎわいの場”の創出

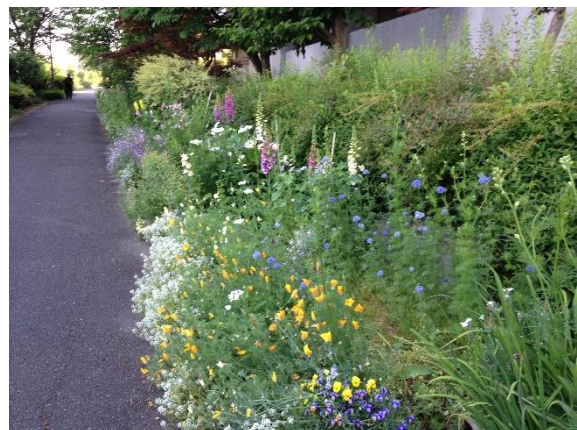
- ・土とのふれあいの場となる区民農園は、地域住民におけるにぎわいの場となるとともに、パーゴラやベンチ等を設置することで、利用者同士の地域コミュニティの醸成に寄与します。



▲南馬込区民農園

■ワイルドフラワーによる植栽

- ・道路境界等ではワイルドフラワー花壇を設置することにより、まちに華やかな景観を形成します。



▲ワイルドフラワー
[出典：大阪府 Web サイト]

公園・緑地

公園・緑地は、環境保全、レクリエーション、防災・減災及び景観形成の4つの役割を有しており、良好な住環境を構成し、区民が健康で文化的な生活を送るうえで重要な拠点となります。また、貴重なみどりを感じることができる空間であるとともに、脱炭素化の実現やヒートアイランド現象の緩和などのまちづくりに関する課題を解決するための役割を担っています。

大田区を地形から見ると、武蔵野台地東端にあたる国分寺崖線及び南北崖線がまとまりのある緑の帯を形成しています。一方で、斜面地に緑地が点在することから、土砂災害警戒区域に指定されている場所もあり、緑地として適切に保全することが求められます。

そこで、多様な機能を持つ水とみどりをグリーンインフラとして活用し、持続可能で魅力あるまちづくりに繋がります。

環境

防災・減災

地域振興

■導入方針

- 雨水貯留・浸透機能の確保・拡充 ●●
- 生物生息空間の創出・保全・活用 ●●
- みどり空間の維持・保全 ●
- 海辺環境の保全・活用 ●●
- 子育て世代が使いやすい空間づくり ●
- 健康増進に関する機能拡充 ●



大田区立東糀谷防災公園・ビオトープ

導入効果（期待される効果）

- | | |
|-------|---------------------------|
| 防災・減災 | 雨水の一時貯留による内水氾濫の抑制・防止 |
| 環境 | 暑熱環境の改善 |
| 環境 | 生物多様性の保全や環境に対する意識の向上 |
| 地域振興 | 区民ニーズに沿った公園づくり |
| 地域振興 | レクリエーションの場の創出や地域コミュニティの形成 |

コラム～公園・緑地でのグリーンインフラ～

■雨水貯留施設の整備、雨水貯留機能・雨水浸透機能を持つ植栽帯等の整備

- ・公園の地下貯留槽や浸透ますを埋設し、大量の雨水を貯留・浸透できる貯留槽を整備。
- ・周辺住宅地からの雨水を取り込み一時的に公園内に貯留することで、周辺小規模河川への流出を抑制し、内水氾濫を防止できます。

二子玉川公園の地下に埋設されている
雨水貯留槽 ▶



■木陰のできる樹木の維持管理、水の蒸発散機能をもつ空間の整備

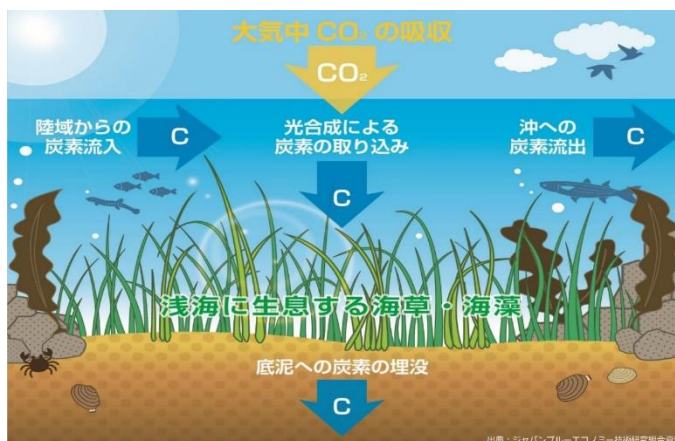
- ・木陰のできる樹木の維持管理とともに、人々の憩いの空間を整備しています。
- ・雨の日に舗装の中の微細な隙間に雨水を蓄え、晴れた日には蓄えられた水分が徐々に蒸発することで、気化熱により道路の表面温度を低下させる、打ち水の原理を応用した舗装を整備

グランモール公園（横浜市）▶
[出典：国土交通省資料]



■ブルーカーボン生態系

- ・2009年に国連環境計画の報告書において、海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、地球温暖化対策としての吸収源の新しい選択肢として提示されたことで、世界的に注目されています。
- ・ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。大森ふるさとの浜辺公園にて実証実験が行われている「コアマモ移植実験」において用いられているコアマモは海草にあたり、ブルーカーボンとなり、脱炭素化にも貢献します。



▲ブルーカーボンのメカニズム（国土交通省資料）

公共施設（学校等）

区役所や学校等の公共施設は、多様な機能を担うことができる空間であり、防災・減災、環境及び地域振興の視点からまちづくりに関する課題へ適切に対応していく必要があります。

また、学校施設は、沿道緑化、校庭の芝生化及び建築物の緑化等に加え、公共建築物等の特性を踏まえた内装等の木質化を行っています。

そこで、空間を巧みに活用したグリーンインフラの取組を組み込み、持続可能で魅力あるまちづくりに繋がります。

環境

防災・減災

地域振興

■導入方針

- 雨水貯留・浸透機能の確保・拡充 ●
- 建築物における緑化の促進 ●
- みどり空間の維持・保全 ●
- 生物生息空間の創出・
保全・活用 ●●



矢口自然農園（矢口小学校）



昇降口付近での雨水タンクの設置例（茅ヶ崎市）

導入効果（期待される効果）

防災・減災

雨水の一時貯留による内水氾濫の抑制・防止

環境

暑熱環境の改善

環境

生物多様性の保全・創出

地域振興

環境教育の充実

コラム～公共施設（学校等）でのグリーンインフラ～

■学校内中庭へのビオトープの設置

- ・中庭を活用したビオトープを設置することで、環境教育の場としても活用し、児童・生徒の環境に対する意識の醸成を図ることができます。

ビオトープ ▶

[出典：エコシティたかつ Web サイト]



■外構部の緑化

- ・学校等、公共施設の外構部に十分な空間がない場合は、外構部への透過性の高いフェンスの設置、つる性植物の植栽を行うことで、開放的でうまいのある景観を形成することができます。

フェンスを用いた緑化 ▶

[出典：クローバーガーデン Web サイト]



■環境教育の実施

- ・グリーンインフラの取組について、わかりやすく明示することで児童・生徒の環境教育の場としても活用し、環境に対する意識の醸成を図ることができます。



八王子市立式分方小学校での取組 ▶

[出典：環境省グッドライフアワード Web サイト]

道路（散策路等）

みどりの機能を高めていくためには、拠点となる公園・緑地の整備等とともに、道路、広場及び散策路等を活用したみどりのネットワークの拡充が重要となります。

散策路は、区民の移動経路であると同時に街路樹や植栽等の身近なみどりを感じることができます。また、自然や歴史・文化などの魅力的な資源を活かすとともに、サードプレイスや健康増進の場として重要となります。

今後は、気候変動に伴う雨水対策や暑熱環境の改善等に向けて、グリーンインフラの取組を導入することで、持続可能で魅力あるまちづくりに繋がります。

環境

防災・減災

地域振興

■導入方針

- 雨水貯留・浸透機能の確保・拡充 ●
- 散策路や緑道等を活かした生物生息空間の保全・活用 ●●
- みどり空間の維持・保全 ●●
- 海辺環境の保全・活用 ●
- 木陰のできる空間づくり ●●



▲緑溝（バイオスウェイル）（ポートランド 米国）
【出典：グリーンインフラ総研】



▲木陰のある道路

導入効果（期待される効果）

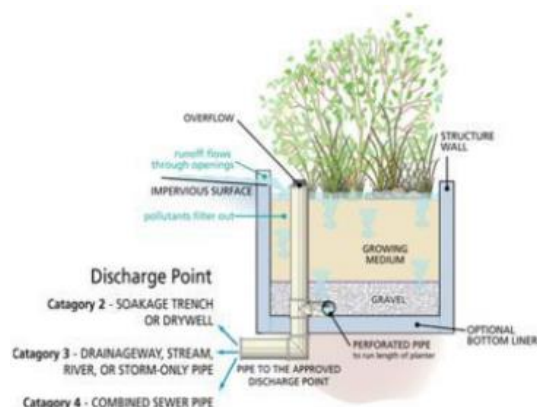
- 防災・減災 雨水の一時貯留による内水氾濫の抑制・防止
- 環境 木陰の創出による快適な空間形成
- 環境 暑熱環境の改善
- 環境 生物多様性の保全・創出
- 地域振興 魅力的な街並み景観の形成

コラム～道路（散策路等）でのグリーンインフラ～

■緑溝（バイオスウェイル）の整備

- ・車道等の路面表流水を歩車道境界に設置された浸透性のある植栽帯に集水し、地下へ浸透させることで、下水道への雨水の流入量を抑制します。
- ・地下への雨水浸透を促すことで、車の通行により排出される公害物質のろ過を図ることで河川の水質保全にも寄与します。

ポートランド市におけるバイオスウェイルの概念図 ▶
[出典：ポートランド web サイト]



■透水性舗装の採用

- ・雨水貯留浸透型舗装ブロックを用いて、雨水を排水します。
- ・貯留した雨水を徐々に路盤に浸透させ、良好な水循環の再生や、周辺の樹木等への健全育成に寄与することができます。

馬込桜並木 ▶



■散策路を活用したにぎわい創出

- ・都市利便増進協定等を活用することで、道路の歩道空間を活用し、街の活性化に資するイベントの実施、植栽の管理、道路の清掃を公民連携で行うことができます。
- ・商業地や住宅地等の道路では、パークレットを整備することで、道路空間におけるにぎわいの創出、憩いや交流の場を創出できます。



▲さいたま市 OOMIYA STREET PARK [出典：UDCO web サイト]



▲KOBE パークレット [出典：神戸市 web サイト]

(2) 本計画におけるグリーンインフラ導入方針の全体像（イメージ）



3 グリーンインフラの取組展開

(1) グリーンインフラの取組展開について

大田区全域を対象に、順次グリーンインフラの取組を導入していく際には、「類型別グリーンインフラ導入方針」を踏まえ、まちづくりの課題解決に適切なグリーンインフラの取組を展開していく必要があります。

そこで、「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の3つの視点から各地域が持つ課題を分析し、グリーンインフラのメニューを示します。

(2) 類型別のグリーンインフラの展開

「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の視点から、各地域が持つ課題と、課題に対応したグリーンインフラの取組などについて次に示します。

区分	防災・減災	環境	地域振興
グリーンインフラの効果	○内水氾濫の防止 ○外水氾濫の防止 ○高潮発生時の避難場所の確保 ○急傾斜地の崩落防止 ○市街地での火災時の延焼防止 ○避難所の確保	○市街地の暑熱環境の緩和 ○生態系の保全・創出 ○海辺環境の保全・活用 ○うるおいが感じられる市街地形成	○市街地のにぎわいの形成 ○季節感の創出による都市の魅力向上 ○住宅地のコミュニティの形成

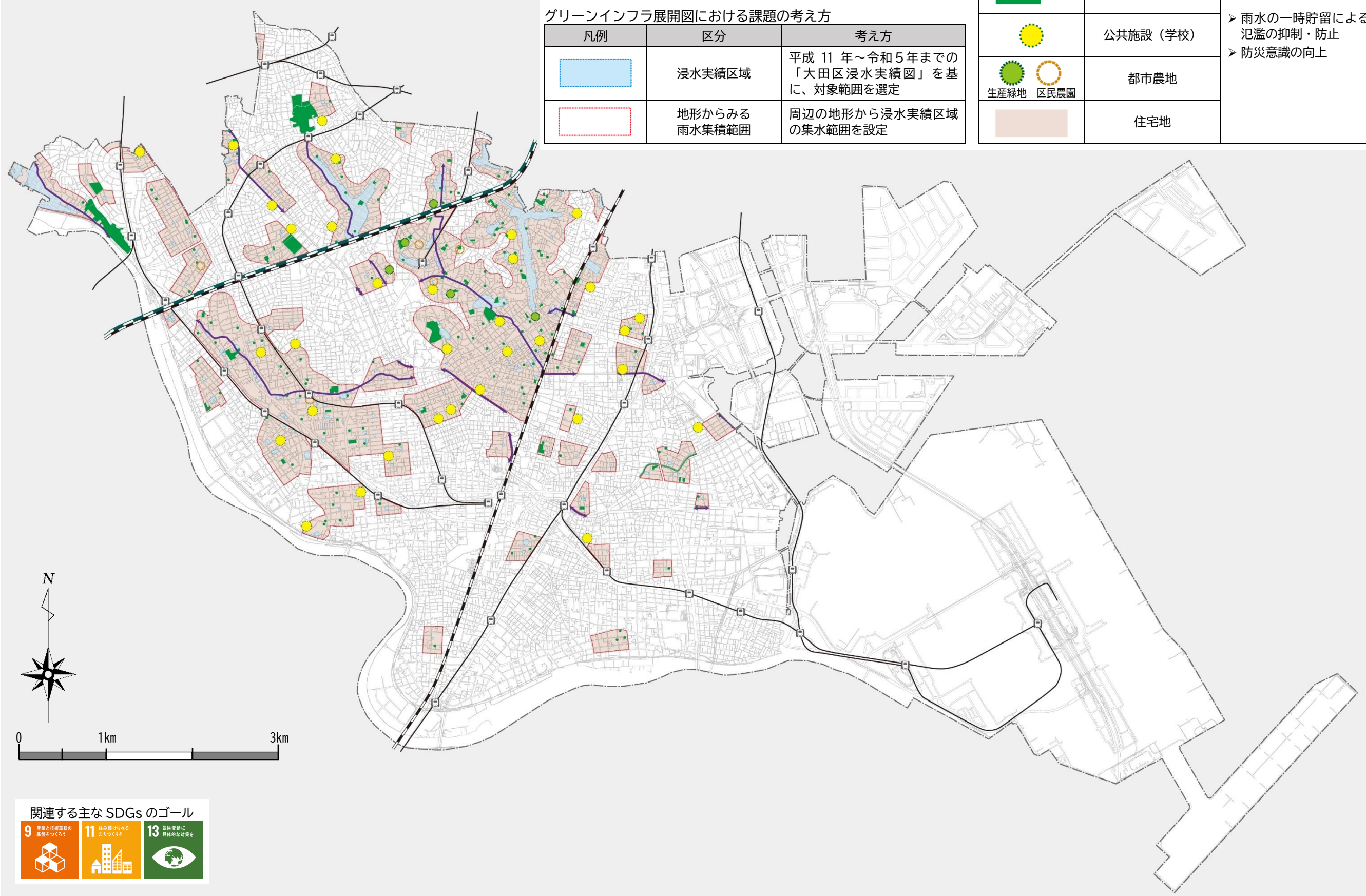
■類型別のグリーンインフラ展開図【防災・減災】

「防災・減災」の課題分析の視点を踏まえて特定した対象エリアに対し、グリーンインフラの機能を発揮させることで、みどりのまちづくりの課題解決へつなげます。

凡例	区分	グリーンインフラによる効果
↔	道路（散策路・広場）	➤ 雨水の一時貯留による内水 氾濫の抑制・防止 ➤ 防災意識の向上
■ ●	公園・緑地	
●	公共施設（学校）	
● ○ 生産緑地 区民農園	都市農地	
■	住宅地	

グリーンインフラ展開図における課題の考え方

凡例	区分	考え方
■	浸水実績区域	平成 11 年～令和 5 年までの「大田区浸水実績図」を基に、対象範囲を選定
■	地形からみる雨水集積範囲	周辺の地形から浸水実績区域の集水範囲を設定



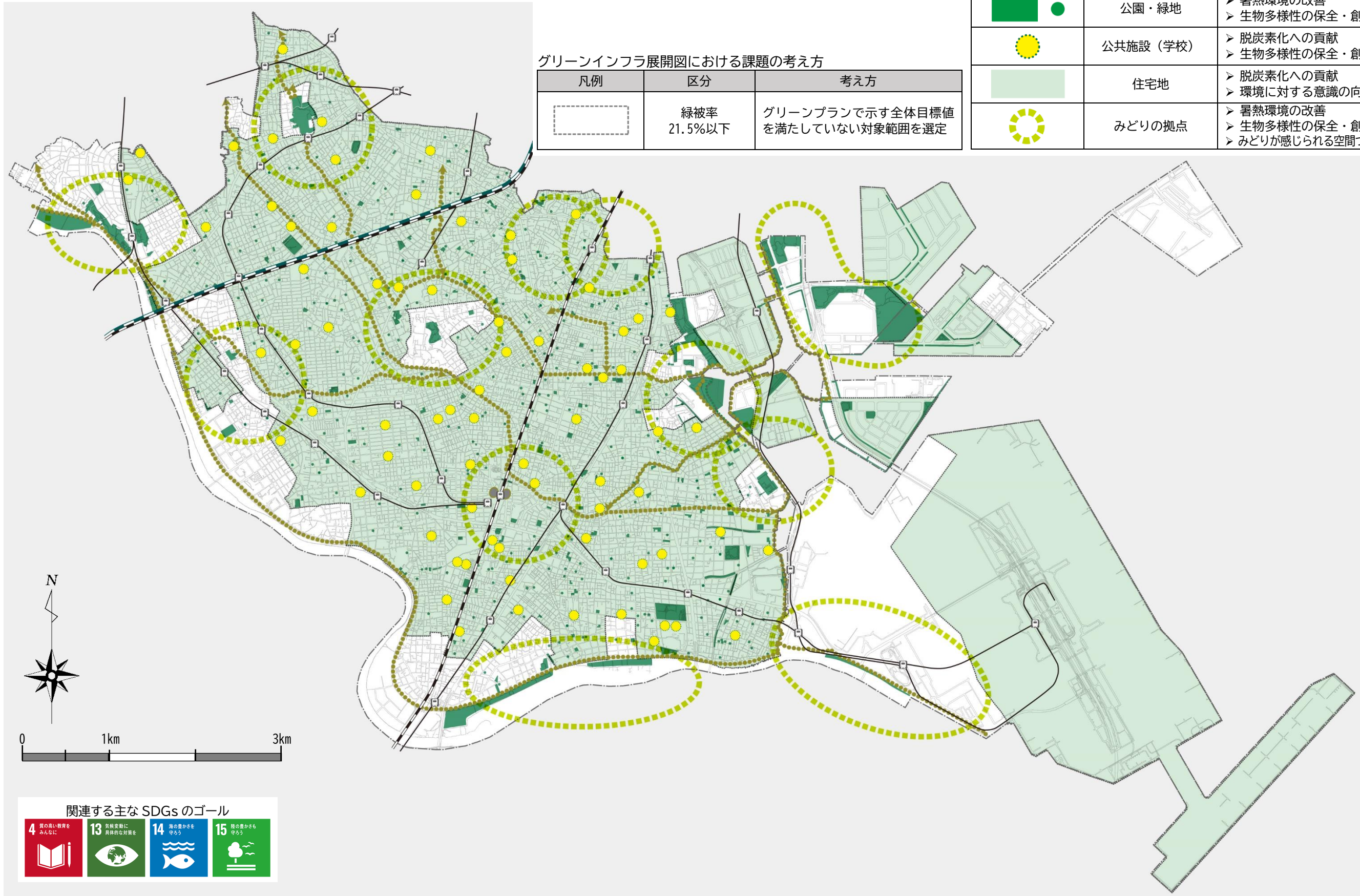
■類型別のグリーンインフラ展開図【環境】

「環境」の課題分析の視点を踏まえて特定した対象エリアに対し、グリーンインフラの機能を発揮させることで、みどりのまちづくりの課題解決へつなげます。

凡例	区分	グリーンインフラによる効果
 駅前広場	道路（散策路・広場）	➢ 木陰の創出による快適な歩行空間の形成 ➢ 生物多様性の保全・創出 ➢ 暑熱環境の改善
	公園・緑地	➢ 暑熱環境の改善 ➢ 生物多様性の保全・創出
	公共施設（学校）	➢ 脱炭素化への貢献 ➢ 生物多様性の保全・創出
	住宅地	➢ 脱炭素化への貢献 ➢ 環境に対する意識の向上
	みどりの拠点	➢ 暑熱環境の改善 ➢ 生物多様性の保全・創出 ➢ みどりが感じられる空間づくり

グリーンインフラ展開図における課題の考え方

凡例	区分	考え方
	緑被率 21.5%以下	グリーンプランで示す全体目標値を満たしていない対象範囲を選定



関連する主な SDGs のゴール


4 質の高い教育を
みんなに


13 気候変動に
具体的な対策を


14 海の豊かさを
守ろう


15 陸の豊かさも
守ろう

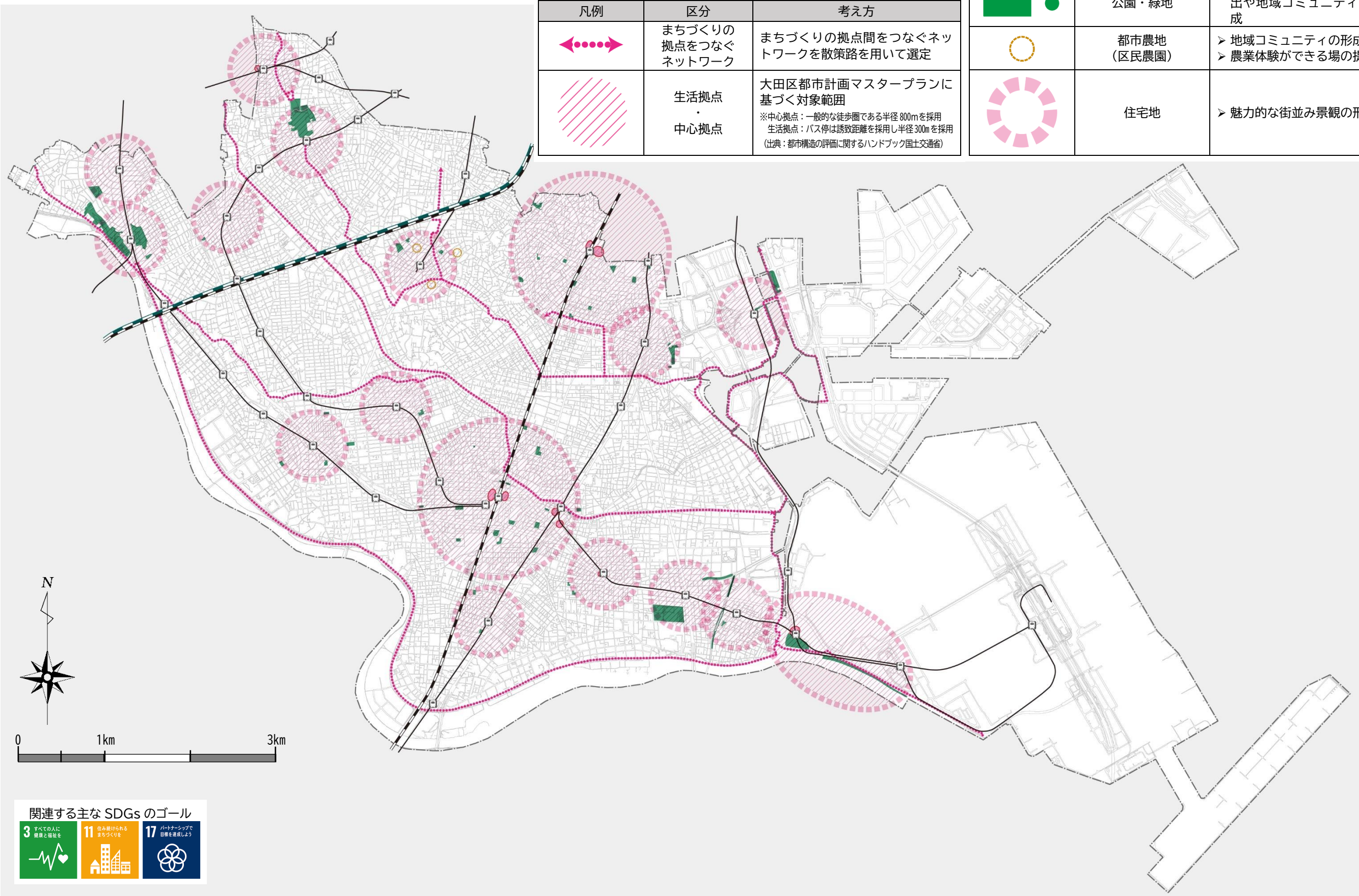
■ 類型別のグリーンインフラ展開図【地域振興】

「地域振興」の課題分析の視点を踏まえて特定した対象エリアに対し、グリーンインフラの機能を発揮させることで、みどりのまちづくりの課題解決へつなげます。

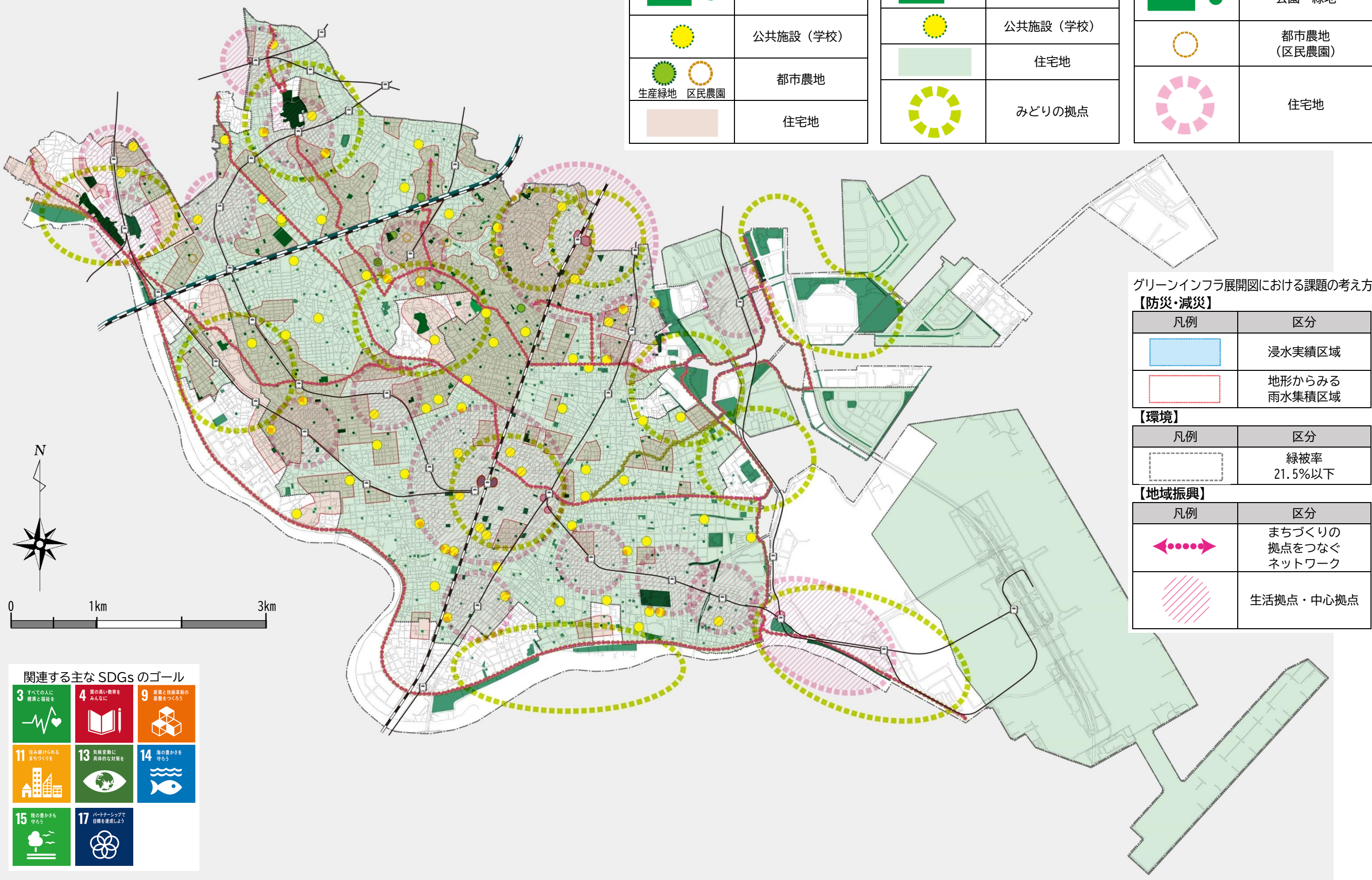
グリーンインフラ展開図における課題の考え方

凡例	区分	考え方
	まちづくりの拠点をつなぐネットワーク	まちづくりの拠点間をつなぐネットワークを散策路を用いて選定
	生活拠点・中心拠点	大田区都市計画マスタープランに基づく対象範囲 ※中心拠点：一般的な徒歩圏である半径800mを採用 生活拠点：バス停は誘致距離を採用し半径300mを採用 (出典：都市構造の評価に関するハンドブック国土交通省)

凡例	区分	グリーンインフラによる効果
	道路（散策路・広場）	➢ 魅力的な街並み景観の形成 ➢ にぎわい空間の創出
	公園・緑地	➢ レクリエーションの場の創出や地域コミュニティの形成
	都市農地（区民農園）	➢ 地域コミュニティの形成 ➢ 農業体験ができる場の提供
	住宅地	➢ 魅力的な街並み景観の形成



■ 類型別のグリーンインフラ展開図 【防災・減災＋環境＋地域振興】



(3) 類型別のグリーンインフラ導入計画

住宅地等

■グリーンインフラ導入計画

区分	グリーンインフラの取組内容	短期					中長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
減 防 災 災	雨水浸透・貯留施設の設置	設置 					
環 境	みどり空間の創出・保全	保全 					
振 地 興 域	魅力的な街並み景観の形成	保全 					

■対象候補施設（防災・減災）＜R10 まで＞

田園調布一丁目付近、田園調布二丁目付近、田園調布三丁目付近、田園調布三丁目5・6番付近、田園調布四・五丁目付近、田園調布本町付近、田園調布南付近、北千束一丁目付近、南千束一丁目付近、石川町二丁目付近、東雪谷二丁目付近、南雪谷五丁目付近、上池台二・三・五丁目付近、北馬込一丁目付近、東馬込一丁目付近、中馬込二・三丁目付近、西馬込付近、南馬込一～三丁目付近、南馬込四～六丁目付近、仲池上付近、池上一丁目付近、池上三・四丁目付近、池上五丁目付近、池上七・八丁目、東矢口付近、久が原三丁目付近、南久が原・千鳥付近、西嶺町付近、鵜の木二丁目付近、下丸子一丁目・矢口一丁目付近、矢口二・三丁目付近、多摩川一丁目付近、山王一・二丁目付近、大森北一丁目付近、中央一・四～七丁目付近、中央二・三丁目付近、大森北六丁目付近、大森西二丁目付近、大森東一丁目付近、大森東四丁目・大森南一丁目付近、大森東五丁目付近、大森南二丁目付近、東邦大学医療センター付近、西蒲田五丁目付近、蒲田一丁目公園付近、蒲田二丁目付近、東蒲田一丁目付近、東蒲田二丁目付近、蒲田本町二丁目付近、西糀谷三丁目付近、西糀谷四丁目付近、西六郷二・三丁目付近、本羽田一・二丁目付近

■対象候補施設（環境）＜R10 まで＞

※緑被率 21.5%以下の町丁目のうち、下記を除く区域とする。

田園調布一丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目、田園調布南、西嶺町、石川町一丁目、南千束二丁目、鵜の木一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、矢口三丁目、池上一丁目、中央五丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、平和島四丁目、平和の森公園、大森東一丁目、大森東三丁目、ふるさとの浜辺公園、城南島四丁目、城南島五丁目、京浜島一丁目、京浜島三丁目、昭和島一丁目、西六郷三丁目、大森南五丁目、南六郷二丁目、南六郷三丁目、仲六郷四丁目、西六郷四丁目、東六郷三丁目、本羽田二丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目

■対象候補施設（地域振興）＜R10 まで＞

〔中心拠点〕 駅を中心とする半径 800mの区域

対象駅等：蒲田駅・京急蒲田駅、大森駅、羽田グローバルウイングズ

〔生活拠点〕 駅を中心とする半径 300mの区域

対象駅等：大岡山駅、田園調布駅、多摩川駅、雪が谷大塚駅、洗足池駅、西馬込駅、池上駅、下丸子駅、流通センター駅、平和島駅、雑色駅、糀谷駅、大鳥居駅、穴守稻荷駅

都市農地

■グリーンインフラ導入計画

区分	グリーンインフラの取組内容	短期					中長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
減 防 災 災	雨水浸透・貯留施設の設置	検討					
環 境	都市農地・区民農園の維持・保全	維持・保全					
地 域 振 興	区立区民農園の整備 ※	整備					
	地域コミュニティの場の創出	維持・保全					

■対象候補施設（防災・減災）＜R10 まで＞（※再開予定の区民農園も含む）

〔生産緑地〕

中馬込三丁目 20 番街区、西馬込一丁目 31 番街区、仲池上二丁目 2 番街区、南馬込六丁目 9 番街区、南馬込六丁目 14 番街区、中央一丁目 17 番街区

〔区民農園〕

梅の木区民農園、南馬込区民農園、田園調布区民農園跡地（※）

■対象候補施設（環境）＜R10 まで＞（※再開予定の区民農園も含む）

梅の木区民農園、南馬込区民農園、田園調布区民農園跡地（※）、生産緑地（特定生産緑地）

■対象候補施設（地域振興）＜R10 まで＞（※再開予定の区民農園も含む）

梅の木区民農園、南馬込区民農園、田園調布区民農園跡地（※）

公園・緑地

■グリーンインフラ導入計画

区分	グリーンインフラの取組内容	短期					中長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
減 防 災 災	雨水浸透・貯留施設の設置	検討 			設置 		
環 境	公園・緑地の整備	整備 					
	みどり空間の維持管理	維持管理 					
	生物生息空間の保全・整備		保全・整備 				
	海辺環境の調査・保全	水質調査 					検討 
地 域 振 興	コミュニティ空間の創出	整備・維持管理 					
	健康増進に関する機能充実	整備・維持管理 					

■対象候補施設（防災・減災）＜R10 まで＞

【区立公園】

宝来、暁星苑、多摩川台、田園調布一丁目東、洗足池、石川、東調布、水神、かにくぼ、西嶺高砂、くすのき、北馬込わくわく、北馬込寺郷、上池台四丁目、上池台三丁目、馬込ゆりの木、馬込二本木、たぬき山、馬込自然林緑地、蘇峰、馬込西、湯殿、桜並木、桐里自然、龍子、中央五丁目、佐伯山緑地、山王花清水、大倉山、入新井西、根ヶ原緑地、春日、本門寺、入三西、若竹、くさっぱら、千鳥いこい、女塚なかよし、さくら通り三丁目、池上五丁目、つきやま、大森西七丁目、徳持、下丸子なかよし、蒲田一丁目、蒲田交差、北糀谷一丁目、旧呑川緑地、大森南第一、東蒲田二丁目

【区立児童公園】

石川町二丁目第三、しばざくらきんたろう、若竹、石川台、出世稲荷、ふうの木、田園調布本町、東久、西嶺、多摩堤、しんせい、鵜の木三丁目中央、鵜の木二丁目、南千束東、ねむの木、開光坂、三本松、せみやま、洗足流れ東雪、すずむし、東雪、南久が原二丁目、南久が原さつき、ことり、スクランブルパーク、コアラ、南久が原、こばと、千鳥緑地、千鳥ふれあい、千鳥第二、千鳥三丁目、千鳥平成、ちどりみなみ、徳持、徳持第二、池上六丁目、池上八丁目、下丸子一丁目、矢口二丁目、今泉、古市中央、こまどり、古市中央第二、稲荷坂、中馬

込、ゆうやけ、馬込松原、大久保坂、宮ノ下にここにこ、まごめばし、しんめい、きたのこばと、北野天神山、平張第二、南馬込中和、南馬込さくら、臼田坂、桐里、根方、池上みどり、中央六丁目宮下、池上三丁目、下丸子一丁目、あずまにここにこ、堂寺、山王どんぐり、東馬込、山王稲穂、山王なかよし、北野にここにこ、あさひが丘、山王木原山、サンサン、平張、サンサン根岸、新井宿第一、龍子、山王三丁目、中央一丁目、富士が丘、新井宿、中央二丁目第二、中央二丁目第三、中央二丁目、大森西一丁目、子母沢、大森北青空、大森北六丁目南、市野倉北、新五フラワー、観音通り、こがねむし、東和、中央三丁目、大森西一丁目セブンパーク、市野倉南、中央八丁目第二、中央八丁目、西蒲田一丁目さくら、文化、大森西五丁目、本蒲田、蒲田二丁目、本二北、本二、出村、高畑第五、大森東四丁目第二、舞の浦、末広橋、竹の子、本羽田多摩、本羽田第二、はばたき

【区立児童遊園】

雪ヶ谷、東稲荷、嶺稲荷、西二、北野、弁天池、ひばり、弁天神社

■対象候補施設（環境）＜R10 まで＞

下記の町丁目を除く区域の区立公園、区立児童公園、区立児童遊園とする。

田園調布一丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目、田園調布南、西嶺町、石川町一丁目、南千束二丁目、鷺の木一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、矢口三丁目、池上一丁目、中央五丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、平和島四丁目、平和の森公園、大森東一丁目、大森東三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、京浜島一丁目、京浜島三丁目、昭和島一丁目、西六郷三丁目、大森南五丁目、南六郷二丁目、南六郷三丁目、仲六郷四丁目、西六郷四丁目、東六郷三丁目、本羽田二丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目

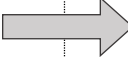
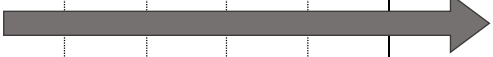
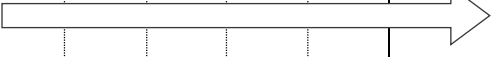
■対象候補施設（地域振興）＜R10 まで＞

【区立公園】

宝来、洗足池、多摩川台、田園調布せせらぎ、ふくし、蘇峰、馬込ゆりの木、馬込西、湯殿、つきやま、下丸子なかよし、徳持、矢口せせらぎ、池上五丁目、入新井、山王花清水、山王、大倉山、大森北、入新井西、清花、根ヶ原緑地、不入斗パーク、入三西、都堀、大森東一、大森西七丁目、西蒲田五丁目緑地、蒲田一丁目、蒲田交差、東矢口三丁目、東蒲田二丁目、京浜蒲田、西蒲田、本蒲田、仲蒲田、新蒲田、蒲田本町一丁目、蒲田本町二丁目、南前堀緑地、南蒲田三丁目さくら、六間堀緑地、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、萩中一丁目、萩中、おおたキヤナルサイドウォーク、六間堀仲羽、羽田西前、ソラムナード羽田緑地、(仮称)羽田空港公園

公共施設（学校等）

■グリーンインフラ導入計画

区分	グリーンインフラの取組内容	短期					中長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
減 防 災 災	雨水貯留施設(雨水タンクなど)の設置	検討 		設置 			
環 境	みどり空間の創出・保全 (建築物の緑化、ビオトープの整備、植栽管理)		整備・維持管理 				
振 地 興 域	環境教育(グリーンインフラの取組)の実施	調査・研究 					

■対象候補施設（防災・減災）＜R10 まで＞

【小学校】

小池小学校、雪谷小学校、池雪小学校、山王小学校、東調布第三小学校、千鳥小学校、矢口西小学校、多摩川小学校、馬込第二小学校、梅田小学校、入新井第一小学校、入新井第二小学校、入新井第四小学校、入新井第五小学校、池上第二小学校、開桜小学校、大森第三小学校、中富小学校、南蒲小学校、矢口小学校

【中学校】

大森第六中学校、石川台中学校、田園調布中学校、雪谷中学校、馬込東中学校、大森第二中学校、大森第三中学校、大森第四中学校、大森第七中学校、大森第十中学校、蓮沼中学校、安方中学校

■対象候補施設（環境）＜R10 まで＞

【小学校】

清水窪小学校、洗足池小学校、雪谷小学校、調布大塚小学校、馬込小学校、久原小学校、東調布第三小学校、入新井第一小学校、徳持小学校、大森第五小学校、入新井第四小学校、おなづか小学校、道塚小学校、新宿小学校、志茂田小学校、西六郷小学校、仲六郷小学校、東六郷小学校、中富小学校、糀谷小学校、羽田小学校、中萩中小学校

【中学校】

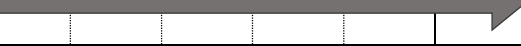
蓮沼中学校、志茂田中学校、御園中学校、大森東中学校、出雲中学校、羽田中学校

■対象候補施設（地域振興）＜R10 まで＞

※該当なし

道路（散策路等）

■グリーンインフラ導入計画

区分	グリーンインフラの取組内容	短期					中長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
減 防 災 災	雨水浸透・貯留施設の設置	検討 			設置 		
環 境	街路樹・植栽帯等の適切な維持管理	維持管理 					
	木陰のできる歩行者空間の維持管理	維持管理 					
	水と緑の感じられる散策路の整備	整備 					
振 地 興 域	駅周辺まちづくりと連動した整備	整備 					

■対象候補施設（防災・減災） <R10 まで>

【桜のプロムナード】 導入対象 6.7km 【経路延長 12km】

【呑川緑道】 導入対象 3.2km 【経路延長 18km】

【旧六郷用水散策路】 導入対象 3.0km 【経路延長 6.5km】

【水と緑の散策路】 導入対象 1.3km 【経路延長 15km】

【海辺の散策路】 導入対象 0.3km 【経路延長 10km】

※国道、その他道路、公園・緑地、護岸は除く

■対象候補施設（環境） <R10 まで>

〔桜のpromenade〕	導入対象 11.6km 【経路延長 12km】
〔呑川緑道〕	導入対象 10.9km 【経路延長 18km】
〔旧六郷用水散策路〕	導入対象 5.6km 【経路延長 6.5km】
〔水と緑の散策路〕	導入対象 15.4km 【経路延長 15km】
〔海辺の散策路〕	導入対象 10.0km 【経路延長 10km】 ※国道、その他道路、公園・緑地、護岸は除く
〔駅前広場〕	蒲田駅西口駅前広場、蒲田駅東口駅前広場

■対象候補施設（地域振興） <R10 まで>

〔桜のpromenade〕	※対象候補施設（環境）と同様
〔呑川緑道〕	導入対象 8.9km 【経路延長 18km】
〔旧六郷用水散策路〕	※対象候補施設（環境）と同様
〔水と緑の散策路〕	導入対象 14.7km 【経路延長 15km】
〔海辺の散策路〕	※対象候補施設（環境）と同様 ※国道、その他道路、公園・緑地、護岸は除く
〔駅前広場〕	大森駅西口駅前広場、大森駅東口駅前広場、蒲田駅西口駅前広場、 蒲田駅東口駅前広場、京急蒲田駅西口駅前広場、 京急蒲田駅東口駅前広場、糀谷駅駅前広場、天空橋駅駅前広場

第5章 グリーンインフラ推進に向けた目標と評価方法

第4章のグリーンインフラ導入計画を計画的・効果的に推進するために、推進目標及び評価の考え方や方法を示します。

1 推進目標

防災・減災、環境、地域振興の3つの視点から、グリーンインフラの取組を推進するための目標を設定し、毎年進捗管理を行います。

防災・減災	推進目標	民地・公共施設における雨水の一時貯留 《目標値》 各敷地を対象に、グリーンインフラ機能による 降雨5.5mm/h分の雨水貯留・浸透量の確保を目指す。
	目標の考え方	・内水氾濫を抑制するために、雨水の一時貯留を図る。 ※大田区浸水実績図（平成2年～令和5年） ・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（R 5.12月 東京都）に基づき、グリーンインフラ機能により、降雨量5mm/h×1.1の5.5mm/hを目標値とする。 ・グリーンインフラの導入により、雨水貯留・浸透機能の拡充を図る。

環境	推進目標	<u>緑の多さの満足度の向上</u> 《目標値》 区民による“緑の多さ”に関する満足度について、<u>70%</u>を目指す。
	目標の考え方	・「大田区政に関する世論調査」を活用し、設問“住んでいるまちの生活環境”の“緑の多さ”の調査結果を用いて評価する。 ・目標値は、グリーンプランで示す値とする。
	推進目標	<u>みどり空間の維持管理による避暑機能の充実</u> 《目標値》 グリーンプランで示す9つのみどりの拠点について、木陰等における<u>体感温度－7℃</u>を目指す。
	目標の考え方	・グリーンプランで示すみどりの拠点9か所を避暑地として訪れた区民等の遮熱空間の確保を図る。 ・「まちなかの暑さ対策ガイドライン」（R 5. 3月改定 環境省）に基づく、木陰等で人が感じる暑さの低減効果から目標値を設定する。 ・区内の大規模公園を対象に、定期的に気温を定点観測することで、大田区の気温との差を算出する。
	推進目標	<u>生物生息空間の保全・創出</u> 《目標値》 公共施設における生物生息空間（公園・緑地、学校のビオトープ等）の箇所数を基準値として、それらの保全・創出を目指す。
	目標の考え方	・グリーンインフラの機能は、自然環境の有する機能を最大限発揮させていくことになるため、自然環境に欠かせない生物多様性の向上を指標として設定する。

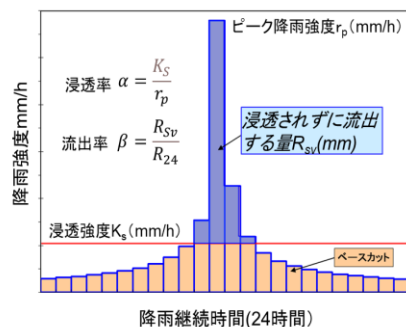
地域振興	推進目標	<u>大田区への定住意向の確保</u> ≪目標値≫ 区民による“定住意向”について、 <u>85%</u>を維持・向上する。
	目標の考え方	・「大田区政に関する世論調査」を活用し、設問“定住意向”の調査結果を用いて評価する。 ・大田区への定住意向は、“ずっと住みたい”と“当分は住みたい”を合計した値とする。
	推進目標	<u>住んでいる街の魅力度の確保</u> ≪目標値≫ 区民による“住んでいる街の魅力度”について、<u>70%</u>を維持・向上する。
	目標の考え方	・「大田区政に関する世論調査」を活用し、設問“住んでいる街の魅力度”の調査結果を用いて評価する。 ・住んでいる街の魅力度は、“感じている”と“やや感じている”を合計した値とする。

2 グリーンインフラの評価方法の例

目標値を推定するための評価方法について以下に整理しています。

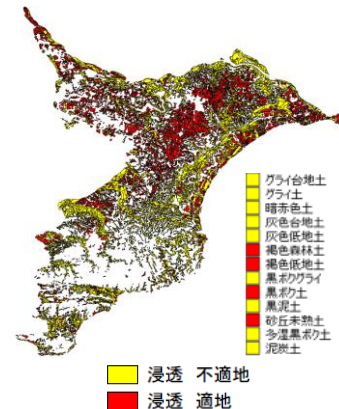
<防災に関する評価方法>

評価概要	都市における貯留浸透（グリーンインフラ）施設や緑地等のもつ貯留浸透機能を、流出率の指標を用いて流出抑制効果を定量評価する。
定義	流出率は、24 時間計画雨量に対する総流出量の比とする。
算定方法	<計算方法> $\text{流出率 } f_R = (RSV - WRC) / R_{24} = \beta - (WRC / R_{24})$ ※ここに、R_{24} は 24 時間計画雨量、WRC は貯留浸透（GI）施設の貯留高、β、RSV は右図参照。浸透がない場合は $\beta = 1.0$。 ※浸透強度 K_s (mm/h) および貯留高 WRC (mm) は、貯留浸透（GI）施設の浸透量や貯留量を集水面積で除して求められる ※浸透率 α と流出率 β の関係は降雨強度式を用いてノモグラフ化（$t=1.0$ 分） <使用するデータ> - 降雨強度式、浸透量、貯留量、集水面積 <評価方法> - 流出率 f_R の目標値を定め、達成率で評価



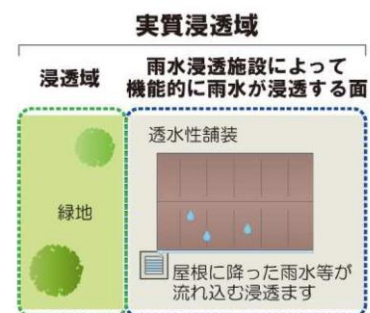
β は浸透機能のみを考慮した流出率で、 f_R はさらに貯留機能を考慮した流出率

評価概要	都市における浸透（グリーンインフラ）施設や緑地等のもつ浸透機能について、浸透強度（浸透能）の指標を用いて、流出抑制におけるベースカット効果を定量的に評価する。
定義	浸透強度（浸透能）は、都市における緑地等の浸透域やグリーンインフラ（浸透）施設の浸透能力を示す指標で、1時間あたりの降雨量に換算して表す。
算定方法	<計算方法> 実測等により求められた緑地等のもつ浸透機能を整理した文献をもとに、該当する土地利用に対応した浸透強度（浸透能）と面積を求め、加重平均して算定する。 <使用するデータ> ・貯留・浸透に関する技術指針等、土地利用別浸透能 ・国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ <評価方法> ・例えば、流域平均浸透強度 10mm/hr を目標とし、その達成率で評価



浸透強度(浸透能)マップのイメージ
地力保全土壤図からの浸透適地マップ作成例

評価概要	緑地等のもつ（貯留）浸透機能について、実質浸透域率や平均流出係数の指標を用いて、流出抑制効果を定性的に評価する。
定義	・実質浸透域率は、都市における緑地等の浸透域の形成状況と浸透（グリーンインフラ）施設の整備状況を示す指標 ・平均流出係数は、都市における雨水の流出しやすさの度合いを示す指標
算定方法	<計算方法> ①実質浸透域率：浸透域面積と浸透施設によって機能的に雨水が浸透する面積の合計が総面積に占める割合 ②平均流出係数：土地利用毎の流出係数とその面積を用いて、総面積に対し加重平均したもの <使用するデータ> ①については、総面積、雨水が浸透施設に集水される区域を除いた構造物被覆地面積 ②については、総面積、土地利用毎の流出係数および面積 <評価方法> ①については、例えば目標値 30% に対する達成率 ②については、例えば目標値 0.6 に対する達成率、また流出量の削減分を下水道負荷軽減として捉え、その費用で評価する



※港区緑と水の総合計画より

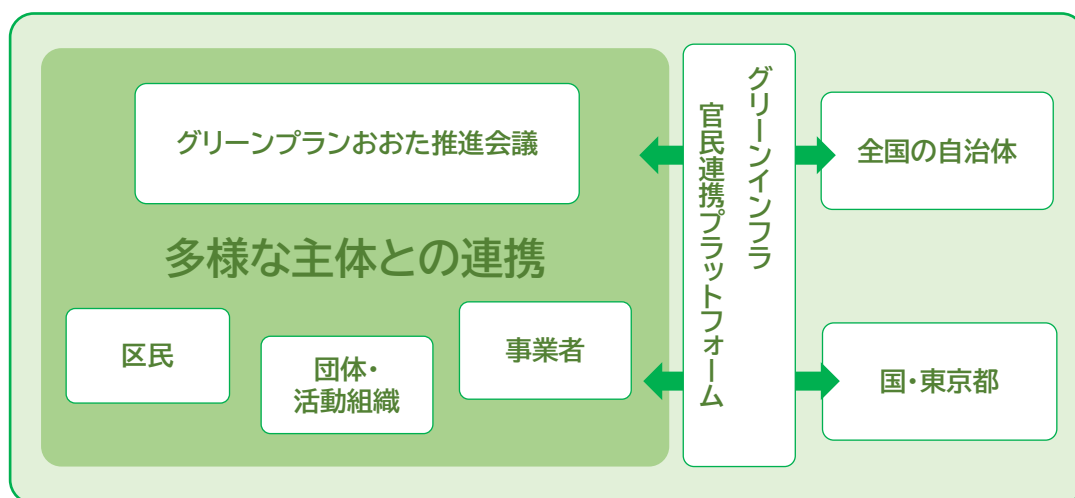
<環境に関する評価方法>

評価概要	グリーンインフラとして緑陰・芝生・保水性舗装等を導入した際に得られる日射制限・放射抑制機能について、熱中症予防指標 WBGT 又は快適性指標 SET*を用いて、夏期に屋外空間を利用する人の暑熱ストレス緩和効果を定量的に評価する。																														
定義	夏季晴天時、１０時から１４時の間で環境条件がほぼ同一の場所の無対策箇所と対策箇所を比較し、熱中症予防指標 WBGT 又は快適性指標 SET*で、評価区分をまたいで低下する取組を評価する。 WBGT ４段階（０から－３）SET*６段階（０から－５）																														
算定方法	<計算方法> WBGT(℃)＝0.7×自然湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×気温 SET* 非常に複雑な計算式になるため、市販演算ソフトを利用。 <使用するデータ> （WBGT） 湿球温度・黒球温度・乾球温度 （SET*） 気温・相対湿度・風速・平均放射温度（MRT）・着衣量・代謝量 <評価方法> <table><tr><th>WBGT（℃）</th><th>注意すべき生活活動の目安</th><th>注意事項</th></tr><tr><td>危険 （31以上）</td><td rowspan="2">すべての生活活動でおこる危険性</td><td>高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。</td></tr><tr><td>厳重注意 （28～31）</td><td>外出時は炎天下を避け、室内では気温の上昇に注意する。</td></tr><tr><td>警戒 （25～28）</td><td>中等度以上の生活活動でおこる危険性</td><td>運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。</td></tr><tr><td>注意 （25未満）</td><td>強い生活活動でおこる危険性</td><td>一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。</td></tr></table> <table><tr><th>SET*（℃）</th><th>快適感</th></tr><tr><td>33.3</td><td>非常に不快</td></tr><tr><td>32.1</td><td>不快</td></tr><tr><td>30.8</td><td>やや不快</td></tr><tr><td>28.4</td><td>どちらでもない</td></tr><tr><td>27.0</td><td>やや快適</td></tr><tr><td></td><td>快適</td></tr></table>			WBGT（℃）	注意すべき生活活動の目安	注意事項	危険 （31以上）	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	厳重注意 （28～31）	外出時は炎天下を避け、室内では気温の上昇に注意する。	警戒 （25～28）	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	注意 （25未満）	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	SET*（℃）	快適感	33.3	非常に不快	32.1	不快	30.8	やや不快	28.4	どちらでもない	27.0	やや快適		快適
WBGT（℃）	注意すべき生活活動の目安	注意事項																													
危険 （31以上）	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。																													
厳重注意 （28～31）		外出時は炎天下を避け、室内では気温の上昇に注意する。																													
警戒 （25～28）	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。																													
注意 （25未満）	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。																													
SET*（℃）	快適感																														
33.3	非常に不快																														
32.1	不快																														
30.8	やや不快																														
28.4	どちらでもない																														
27.0	やや快適																														
	快適																														
出典：まちなかの暑さ対策ガイドライン改訂版P67・68・72 環境省 平成30年3月																															

第6章 実現に向けて

1 グリーンインフラの推進体制について

当計画に基づく取組を総合的かつ計画的に推進していくため、グリーンプランおた推進会議を中心に、各関係部署が連携・協働し全庁的に取り組みます。また、取組状況や成果は、グリーンプランの改定及び事業の進捗状況、国内情勢の変化に応じて評価・検証し運用の改善を図ります。



国土交通省が創設したグリーンインフラ官民連携プラットフォームに参画します。各主体が連携した事例について情報収集し、区の実践についても積極的に発信していきます。

会員	都道府県 市町村	関係府省庁	民間企業 学術団体等	個人
	①グリーンインフラの推進 ポータルサイトでの情報提供、 アドバイザーの派遣等	③グリーンインフラに係る調査・研究 課題の共有・整理、解決策の検討、 事例の共有、評価手法の検討等	②グリーンインフラの社会的な普及 シンポジウム・セミナーの開催、 アイデアコンテストの実施等	④グリーンインフラ推進のための資金調達 グリーンボンド等の民間資金を活用 した取組事例の紹介等

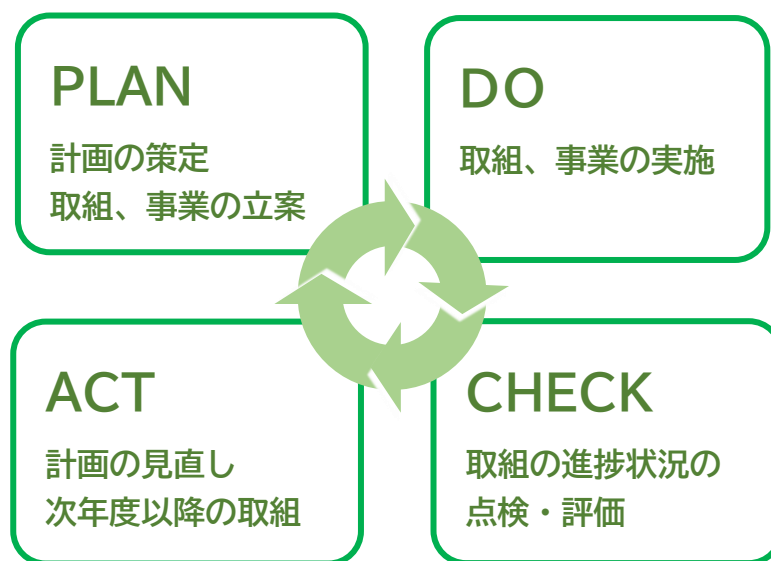
出典：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム
https://gi-platform.com/know_activity/about

2 計画の見直しについて

各年度の取組の点検・評価と、計画期間の主要な区切りにおける見直し継続的な改善を図るため、PDCAサイクルにより（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝点検・評価、Act＝見直し）による進行管理を行い、当計画をより実効性の高いものとします。

当計画の策定に当たり、グリーンプランおおた推進会議において、毎年度、各取組の進捗状況を区から報告し、進捗を点検・評価します。

計画期間の最終年度には、各年度までの目標達成状況、成果、課題等を整理し、進捗を点検・評価します。その上で、グリーンプランおおた推進会議の意見を聴取し、計画の見直しを行います。



大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

(みどり基金創設)

1 改正理由

緑豊かで快適な都市の形成を目指し、都市に残された魅力ある貴重なみどりを地域共有の財産として保全し、未来へ引き継いでいくことを目的として、区民、事業者、各団体や行政等における連携の下、みどり施策をさらに推進していくため。

2 改正内容について

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行予定日

令和7年4月1日

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧																														
○大田区積立基金条例 昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 8 号 第 1 条から第 7 条まで（略） 別表（第 1 条関係） <table><tr><th>名称</th></tr><tr><td>公共施設整備資金積立基金</td></tr><tr><td>減債基金</td></tr><tr><td>羽田空港対策積立基金</td></tr><tr><td>文化振興基金</td></tr><tr><td>自転車等駐車場整備資金積立基金</td></tr><tr><td>地域力応援基金</td></tr><tr><td>福祉事業積立基金</td></tr><tr><td>新空港線整備及びまちづくり資金積立基金</td></tr><tr><td>勝海舟基金</td></tr><tr><td>防災対策基金</td></tr><tr><td>子ども生活応援基金</td></tr><tr><td>大学等進学応援基金</td></tr><tr><td><u>産業のまち未来基金</u></td></tr><tr><td><u>みどり基金</u></td></tr></table> 付 則 <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	名称	公共施設整備資金積立基金	減債基金	羽田空港対策積立基金	文化振興基金	自転車等駐車場整備資金積立基金	地域力応援基金	福祉事業積立基金	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金	勝海舟基金	防災対策基金	子ども生活応援基金	大学等進学応援基金	<u>産業のまち未来基金</u>	<u>みどり基金</u>	○大田区積立基金条例 昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 8 号 第 1 条から第 7 条まで（略） 別表（第 1 条関係） <table><tr><th>名称</th></tr><tr><td>公共施設整備資金積立基金</td></tr><tr><td>減債基金</td></tr><tr><td>羽田空港対策積立基金</td></tr><tr><td>文化振興基金</td></tr><tr><td>自転車等駐車場整備資金積立基金</td></tr><tr><td>地域力応援基金</td></tr><tr><td>福祉事業積立基金</td></tr><tr><td>新空港線整備及びまちづくり資金積立基金</td></tr><tr><td>勝海舟基金</td></tr><tr><td>防災対策基金</td></tr><tr><td>子ども生活応援基金</td></tr><tr><td>大学等進学応援基金</td></tr><tr><td><u>（新設）</u></td></tr><tr><td><u>（新設）</u></td></tr></table>	名称	公共施設整備資金積立基金	減債基金	羽田空港対策積立基金	文化振興基金	自転車等駐車場整備資金積立基金	地域力応援基金	福祉事業積立基金	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金	勝海舟基金	防災対策基金	子ども生活応援基金	大学等進学応援基金	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
名称																															
公共施設整備資金積立基金																															
減債基金																															
羽田空港対策積立基金																															
文化振興基金																															
自転車等駐車場整備資金積立基金																															
地域力応援基金																															
福祉事業積立基金																															
新空港線整備及びまちづくり資金積立基金																															
勝海舟基金																															
防災対策基金																															
子ども生活応援基金																															
大学等進学応援基金																															
<u>産業のまち未来基金</u>																															
<u>みどり基金</u>																															
名称																															
公共施設整備資金積立基金																															
減債基金																															
羽田空港対策積立基金																															
文化振興基金																															
自転車等駐車場整備資金積立基金																															
地域力応援基金																															
福祉事業積立基金																															
新空港線整備及びまちづくり資金積立基金																															
勝海舟基金																															
防災対策基金																															
子ども生活応援基金																															
大学等進学応援基金																															
<u>（新設）</u>																															
<u>（新設）</u>																															

東馬込二丁目がけ崩れに関する行政代執行に係る費用徴収について

1 費用徴収について

本件建築物等の所有者に対して行政代執行費用の納付を命令、督促及び催告したが、納付されなかったため、行政代執行費用及び延滞金として所有者の普通預金の一部を差押え、取立てを行った。

2 徴収した滞納額

(1) 滞納額の徴収

徴収した滞納額は 21,230,900 円

(2) 滞納額の内訳

行政代執行費用 20,322,500 円

督促状に指定した納期限の翌日(令和6年5月29日)から差押日(令和6年12月24日)までの延滞金 908,400 円

3 徴収までの経過

令和6年 4月 5日	納付命令書送付
令和6年 5月 13日	督促状送付
令和6年 9月 30日	催告書送付
令和6年 11月 8日	差押予告書送付
令和6年 12月 24日	行政代執行費用差押え
令和7年 2月 3日	行政代執行費用取立て

4 今後の予定

(1) 令和6年12月25日以降の延滞金の徴収

差押日の翌日(令和6年12月25日)から納付の日(令和7年2月3日)までの延滞金を徴収する。

(2) がけ改善に向けた継続的な指導及び助言等の実施

がけ上土地所有者による擁壁の設置等の恒久的な改善が図られるよう引き続き指導する。

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う一部改正)

1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号・令和7年4月1日施行）による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、建築確認申請手数料等及び省エネ適合判定手数料等を改正するため、大田区手数料条例の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 建築確認手数料及び完了検査手数料の改正・新設

ア 構造関係規定の審査時間の増加に伴い、建築確認申請手数料、計画通知申請手数料及び完了検査申請手数料を改正する。

イ 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けされることに伴い、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）を仕様基準（簡易な手続き）で確認する場合の上乗せ手数料を新設する。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の改正

省エネ基準への適合が義務付けされることに伴い、当該手数料を改正する。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の改正

新規評価方法への対応のため当該手数料を改正する。

(4) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の廃止

省エネ基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該手数料を廃止する。

(5) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の改正

建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定の審査所要時間と共通のものであることから当該手数料を改正する。

(6) その他規定を整備する。

3 施行日

令和7年4月1日

建築基準法改正概要

構造関係の審査特例の縮小

●省エネ化等に伴い、重量化する建築物の構造安全性の基準適合を審査を通じて担保する。

改正前

- ・ 2階以下かつ500㎡以下の木造建築物
- ・ 平屋かつ200㎡以下の非木造建築物

【構造関係規定は審査省略】

審査時間の増加



改正後

- ・ 2階以上又は200㎡超の建築物

【構造関係規定の審査が新たに追加】

- ・ 平屋かつ200㎡以下の建築物

【構造関係規定は審査省略】

建築物省エネ法改正概要

省エネ基準適合義務の対象について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例				○大田区手数料条例			
昭和32年12月2日 条例第24号				昭和32年12月2日 条例第24号			
第1条から第6条まで(略)				第1条から第6条まで(略)			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1 から71 まで (略)	(略)	(略)	(略)	1 から71 まで (略)	(略)	(略)	(略)
72	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の3第1項又は第18条第2項及び第5項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の計画に関する確認申請又は通知（以下この項において「確認申	1 建築物の建築の計画に関する確認申請等手数料 当該新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超	確認申請又は通知のとき	72	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の3第1項又は第18条第2項及び第4項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の計画に関する確認申請又は通知（以下この項に	1 建築物の建築の計画に関する確認申請等手数料 当該新築、増築、改築又は移転（同一敷地内において移転する場合を除く。）に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超	確認申請又は通知のとき
		6,900円				5,600円	
		13,000円				9,400円	
		21,000円				14,000円	
		25,000円				19,000円	

新				旧			
請等」という。）に対する 審査	え、500平方メートル以内のもの			請等」という。）に対する 審査	え、500平方メートル以内のもの		
	(5) 床面積の合計が5 35,000 00平方メートルを超 円				(5) 床面積の合計が5 35,000 00平方メートルを超 円		
	え、1,000平方メートル以内のもの				え、1,000平方メートル以内のもの		
	(6) 床面積の合計が 49,000 1,000平方メートルを 円				(6) 床面積の合計が 49,000 1,000平方メートルを 円		
	超え、2,000平方メートル以内のもの				超え、2,000平方メートル以内のもの		
	(7) 床面積の合計が 146,000 2,000平方メートルを 円				(7) 床面積の合計が 146,000 2,000平方メートルを 円		
	超え、10,000平方メートル以内のもの				超え、10,000平方メートル以内のもの		
	(8) 床面積の合計が1 249,000 0,000平方メートルを 円				(8) 床面積の合計が1 249,000 0,000平方メートルを 円		
	超え、50,000平方メートル以内のもの				超え、50,000平方メートル以内のもの		
	(9) 床面積の合計が5 474,000 0,000平方メートルを 円				(9) 床面積の合計が5 474,000 0,000平方メートルを 円		
超えるもの			超えるもの				
2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の計画に関する確認申請等手数料 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	確認申請又は通知のとき		2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の計画に関する確認申請等手数料 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	確認申請又は通知のとき			
3 確認を受けた建築物の建築等の計画の変更計画に関する確認申請等手数料 当該変更計画に係る建築物等に係る部分の床面積に2分の	確認申請又は通知のとき		3 確認を受けた建築物の建築等の計画の変更計画に関する確認申請等手数料 当該変更計画に係る建築物等に係る部分の床面積に2分の	確認申請又は通知のとき			

新				旧			
		1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 に掲げる額				1 を乗じて得た面積の合計に応じ、1 に掲げる額	
	4	特定建築基準適合審査手数料 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の通知の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を要する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとにその床面積に応じ、次に掲げる額	確認申請又は通知のとき		4	特定建築基準適合審査手数料 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の通知の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を要する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとにその床面積に応じ、次に掲げる額	確認申請又は通知のとき
		(1) 1,000平方メートル以内のもの 円 156,000				(1) 1,000平方メートル以内のもの 円 156,000	
		(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 円 209,000				(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 円 209,000	
		(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 円 240,000				(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 円 240,000	
		(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 円 319,000				(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 円 319,000	
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの 円 587,000				(5) 50,000平方メートルを超えるもの 円 587,000	
	5	構造計算適合性判定手数料	構造計		5	構造計算適合性判定手数料	構造計

新			旧		
		築基準法第6条の3第1項又は<u>第18条第5項</u>に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラム（以下これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの			築基準法第6条の3第1項又は<u>第18条第4項</u>に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラム（以下これらを「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
		111,000円 159,000円 137,000円 212,000円			111,000円 159,000円 137,000円 212,000円

新				旧			
		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	150,000円			ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	150,000円
		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	243,000円			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	243,000円
		(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの				(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	
		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	190,000円			ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	190,000円
		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	322,000円			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	322,000円
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの				(5) 50,000平方メートルを超えるもの	
		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	322,000円			ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	322,000円
		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	590,000円			イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	590,000円
		6 建築設備の設置の計画に関する確認申請等手数料				6 建築設備の設置の計画に関する確認申請等手数料	
		(1) 建築設備を設置する場合				(1) 建築設備を設置する場合	
		ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	9,600円			ア 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）	9,600円

新				旧			
		イ 小荷物専用昇降機 4,300円 ウ ア及びイ以外の建 9,600円 築設備 (2) 確認を受けた建 築設備の設置の計画を 変更して建築設備を設 置する場合 ア 昇降機(小荷物専 5,400円 用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 3,300円 ウ ア及びイ以外の建 5,400円 築設備 7 工作物の築造の計画に関する確 認申請等手数料 (1) 工作物を築造す 8,500円 る場合 (2) 確認を受けた工 4,300円 作物の築造の計画を変 更して工作物を築造す る場合	確 認 申 請 又 は 通 知 の と き			イ 小荷物専用昇降機 4,300円 ウ ア及びイ以外の建 9,600円 築設備 (2) 確認を受けた建 築設備の設置の計画を 変更して建築設備を設 置する場合 ア 昇降機(小荷物専 5,400円 用昇降機を除く。) イ 小荷物専用昇降機 3,300円 ウ ア及びイ以外の建 5,400円 築設備 7 工作物の築造の計画に関する確 認申請等手数料 (1) 工作物を築造す 8,500円 る場合 (2) 確認を受けた工 4,300円 作物の築造の計画を変 更して工作物を築造す る場合	確 認 申 請 又 は 通 知 の と き
73	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第20項(同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。) の規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関す る完了検査申請 又は通知(以下	1 建築物の建築の工事に関する完 了検査申請等手数料 当該新築、 増築、改築又は移転(同一敷地内 において移転する場合を除く。) に係る部分の床面積の合計に応 じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 15,000 0平方メートル以内の 円 のもの (2) 床面積の合計が3 17,000 0平方メートルを超 円 え、100平方メートル 以内のもの	検 査 申 請 又 は 通 知 の と き	73	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第16項(同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。) の規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関す る完了検査申請 又は通知(以下	1 建築物の建築の工事に関する完 了検査申請等手数料 当該新築、 増築、改築又は移転(同一敷地内 において移転する場合を除く。) に係る部分の床面積の合計に応 じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 11,000 0平方メートル以内の 円 のもの (2) 床面積の合計が3 12,000 0平方メートルを超 円 え、100平方メートル 以内のもの	検 査 申 請 又 は 通 知 の と き

新				旧			
	この項において「完了検査申請等」という。） （同法 <u>第7条の3第4項又は第18条第29項</u> （同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等を除く。）に対する審査	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>25,000円</u>		この項において「完了検査申請等」という。） （同法 <u>第7条の3第4項又は第18条第20項</u> （同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等を除く。）に対する審査	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
		(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>			(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>23,000円</u>
		(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000円			(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000円
		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000円			(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000円
		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	124,000円			(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	124,000円
		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	199,000円			(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	199,000円
		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	396,000円			(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	396,000円
	2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に関する完了検査申請等手数料 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積に2分の1	検査申請又は通知のとき			2 建築物の移転（同一敷地内において移転する場合に限る。）、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に関する完了検査申請等手数料 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積に2分の1	検査申請又は通知のとき	

新				旧			
		を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額 3 建築設備の設置の工事に関する 完了検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 13,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,600円 機 (3) (1)及び(2)以 13,000 外の建築設備 円 4 工作物の築造の工事 9,600円 に関する完了検査申請 等手数料	検査申 請又は 通知の とき			を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額 3 建築設備の設置の工事に関する 完了検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 13,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,600円 機 (3) (1)及び(2)以 13,000 外の建築設備 円 4 工作物の築造の工事 9,600円 に関する完了検査申請 等手数料	検査申 請又は 通知の とき
74	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第20項（同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関す る完了検査申請 又は通知（以下 この項において 「完了検査申請 等」という。） （同法第7条の 3第4項又は第1 8条第29項（同法	1 中間検査を受けた建築物の建築 の工事に関する完了検査申請等手 数料 中間検査を受けた建築物の 新築、増築、改築又は移転（同一 敷地内において移転する場合を除 く。）に係る部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 12,000 0平方メートル以内の 円 物 (2) 床面積の合計が3 16,000 0平方メートルを超 円 え、100平方メートル 以内のもの (3) 床面積の合計が1 23,000 00平方メートルを超 円 え、200平方メートル 以内のもの (4) 床面積の合計が2 29,000	検査申 請又は 通知の とき	74	建築基準法第7 条第1項又は第1 8条第16項（同法 第87条の4又は 第88条第1項若 しくは第2項に おいて準用する 場合を含む。） の規定に基づく 建築物等の建築 等の工事に関す る完了検査申請 又は通知（以下 この項において 「完了検査申請 等」という。） （同法第7条の 3第4項又は第1 8条第20項（同法	1 中間検査を受けた建築物の建築 の工事に関する完了検査申請等手 数料 中間検査を受けた建築物の 新築、増築、改築又は移転（同一 敷地内において移転する場合を除 く。）に係る部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 9,900円 0平方メートル以内の 物 (2) 床面積の合計が3 11,000 0平方メートルを超 円 え、100平方メートル 以内のもの (3) 床面積の合計が1 15,000 00平方メートルを超 円 え、200平方メートル 以内のもの (4) 床面積の合計が2 21,000	検査申 請又は 通知の とき

新			旧		
第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等に限る。)に対する審査	00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	円	第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき中間検査を受けた建築物等の建築等の工事に関する完了検査申請等に限る。)に対する審査	00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	円
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000円		(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	115,000円		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	115,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	186,000円		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	186,000円
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	383,000円		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	383,000円
	2 中間検査を受けた建築物の移転(同一敷地内において移転する場合に限る。)、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に関する完了検査申請等手数料 当該移転、修繕又は模様替えの工事に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	検査申請又は通知のとき		2 中間検査を受けた建築物の移転(同一敷地内において移転する場合に限る。)、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に関する完了検査申請等手数料 当該移転、修繕又は模様替えの工事に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、1に掲げる額	検査申請又は通知のとき
	3 中間検査を受けた建築設備の設置の工事に関する完了検査申請等	検査申請又は		3 中間検査を受けた建築設備の設置の工事に関する完了検査申請等	検査申請又は

新				旧			
		手数料 (1) 昇降機（小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。） (2) 小荷物専用昇降機 8,400円 (3) (1)及び(2)以外 13,000円 4 中間検査を受けた工作物の築造の工事に関する完了検査申請等手数料 9,000円	通知のとき 検査申請又は通知のとき			手数料 (1) 昇降機（小荷物 13,000円 専用昇降機を除く。） (2) 小荷物専用昇降機 8,400円 (3) (1)及び(2)以外 13,000円 4 中間検査を受けた工作物の築造の工事に関する完了検査申請等手数料 9,000円	通知のとき 検査申請又は通知のとき
75	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する中間検査の申請又は通知（以下この項において「中間検査申請等」という。）に対する審査	1 建築物の建築の工事に関する中間検査申請等手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 9,900円0平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が3 11,000円0平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が1 15,000円0平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が2 21,000円0平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が5 34,000円0平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	検査申請又は通知のとき	75	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等の工事に関する中間検査の申請又は通知（以下この項において「中間検査申請等」という。）に対する審査	1 建築物の建築の工事に関する中間検査申請等手数料 中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 床面積の合計が3 9,900円0平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が3 11,000円0平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が1 15,000円0平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が2 21,000円0平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が5 34,000円0平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	検査申請又は通知のとき

新				旧			
		ル以内のもの (6) 床面積の合計が 46,000 1,000平方メートルを 円 超え、2,000平方メー トル以内のもの (7) 床面積の合計が 104,000 2,000平方メートルを 円 超え、10,000平方メ ートル以内のもの (8) 床面積の合計が1 167,000 0,000平方メートルを 円 超え、50,000平方メ ートル以内のもの (9) 床面積の合計が5 341,000 0,000平方メートルを 円 超えるもの				ル以内のもの (6) 床面積の合計が 46,000 1,000平方メートルを 円 超え、2,000平方メー トル以内のもの (7) 床面積の合計が 104,000 2,000平方メートルを 円 超え、10,000平方メ ートル以内のもの (8) 床面積の合計が1 167,000 0,000平方メートルを 円 超え、50,000平方メ ートル以内のもの (9) 床面積の合計が5 341,000 0,000平方メートルを 円 超えるもの	
		2 建築物の移転（同一敷地内にお いて移転する場合に限る。）、大 規模の修繕又は大規模の模様替え の工事に関する中間検査申請等手 数料 当該移転、修繕又は模様替 えに係る部分の床面積に2分の1 を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額	検査申 請又は 通知の とき			2 建築物の移転（同一敷地内にお いて移転する場合に限る。）、大 規模の修繕又は大規模の模様替え の工事に関する中間検査申請等手 数料 当該移転、修繕又は模様替 えに係る部分の床面積に2分の1 を乗じて得た面積の合計に応じ、 1に掲げる額	検査申 請又は 通知の とき
		3 建築設備の設置の工事に関する 中間検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 12,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,300円 機 (3) (1)及び(2)以 12,000 外の建築設備 円	検査申 請又は 通知の とき			3 建築設備の設置の工事に関する 中間検査申請等手数料 (1) 昇降機（小荷物 12,000 専用昇降機を除く。） 円 (2) 小荷物専用昇降 8,300円 機 (3) (1)及び(2)以 12,000 外の建築設備 円	検査申 請又は 通知の とき
		4 工作物の築造の工事 9,100円	検査申			4 工作物の築造の工事 9,100円	検査申

新				旧			
		に関する中間検査申請 等手数料	請又は 通知の とき			に関する中間検査申請 等手数料	請又は 通知の とき
76	建築基準法第7 条の6第1項第 1号若しくは第 2号又は第18条 第38項第1号若 しくは第2号 (同法第87条の 4又は第88条第 1項若しくは第 2項において準 用する場合を含 む。)の規定に 基づく仮使用の 認定の申請に対 する審査	検査済証の交付を受け126,000 円 る前における建築物の仮 使用認定申請手数料	認定申 請のと き	76	建築基準法第7 条の6第1項第 1号若しくは第 2号又は第18条 第24項第1号若 しくは第2号 (同法第87条の 4又は第88条第 1項若しくは第 2項において準 用する場合を含 む。)の規定に 基づく仮使用の 認定の申請に対 する審査	検査済証の交付を受け126,000 円 る前における建築物の仮 使用認定申請手数料	認定申 請のと き
76の 2から13 7 (略)	(略)	(略)	(略)	76の 2から13 7 (略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴 収 時 期	項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴 収 時 期
1	都市 の低炭 素化の 促進に 関する	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の (1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出 があつた場合においては、一の建築物について別表 第1の72の項の1から3までに掲げる額 (申請に係		1	都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律(平成	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の (1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出 があつた場合においては、一の建築物について別表 第1の72の項の1から3までに掲げる額	

新					旧					
法律 (平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				認定申請のとき	24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に併せて区長が指定する者(以下この表において「適性確認」という。)が作成した法第54条第1項各に掲	一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。)					(1) 申請に併せて区分長が指定する者(以下この表において「適合性確認機関」という。)が作成した法第54条第1項各に掲	一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)		
		一戸建て住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	共同住宅等(共同住宅、長居その他屋敷その他住宅以外に供する部分に限る。以下この表において同じ。)			住戸の部分(人の居住の用に供する部分に限る。以下この表において同じ。)	建築物の総戸数が1戸以下のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		
				5,800円				4,700円	認定申請のとき	
				11,300円				4,700円	認定申請のとき	
				23,800円				9,400円	認定申請のとき	
				52,800円				16,000円	認定申請のとき	

新					旧					
げ 基 に 合 て る と 示 書 が 出 れ 場 合	る 準 適 し い こ を す 類 提 さ た			<u>のもの</u>		出 さ れ た 場 合			<u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>	<u>27,000円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,700円</u>				<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>45,000円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの</u>	<u>119,000円</u>				<u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	<u>82,000円</u>
				<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>131,000円</u>
				<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>170,000円</u>
				<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	<u>185,000円</u>

新							旧						
				削る	削る	削る					共用廊下の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	126,000円

新							旧						
											ルを超え10,000平方メートル以内のもの		
					削る	削る					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円	
					削る	削る					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円	
				非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円				非住宅の部分、共用廊下等の部分以外をいう。以下この表において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
											当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	26,000円	

新						旧					
				当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル <u>以上</u> 2,000 平方メー トル <u>未 満</u> のもの	<u>31,600</u> 円					計が1,000 平方メー トル <u>を 超 え</u> 2, 000平方メ ートル <u>以 内</u> のもの	
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>以上</u> 5,000 平方メー トル <u>未 満</u> のもの	<u>94,300</u> 円					当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル <u>を 超 え</u> 5, 000平方メ ートル <u>以 内</u> の もの	<u>80,000</u> 円
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,00 0平方メー トル <u>未 満</u> のもの	<u>149,000</u> 円					当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル <u>を 超 え</u> 1 0,000平方 メートル <u>以 内</u> のもの	<u>126,00</u> <u>0円</u>
				当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル <u>のもの</u>	<u>188,000</u> 円					当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トル <u>を 超 え</u> 2 5,000平方 メートル <u>以 内</u> のもの	<u>160,00</u> <u>0円</u>

新							旧						
											当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メー ルを超える もの	200,00 0円	
				削る		削る							
		削る	削る			削る	その他の 建築物	建築物の延べ面積が30 0平方メートル以内の もの	9,300 円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	16,000 円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	26,000 円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超 え5,000平方メートル 以内のもの	80,000 円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	126,00 0円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が1 0,000平方メートルを 超え25,000平方メー トル以内のもの	160,00 0円				
			削る			削る		建築物の延べ面積が2 5,000平方メートルを 超えるもの	200,00 0円				
(2)	一戸建	誘導仕様基準	当該部分	20,700			(2)	そ一戸建て	誘導仕様基準 (建築物	21,000			

新						旧							
			(1) 以外 の 場合	住宅	(住宅部分の外壁、窓等を通し ての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第1106号）をい う。以下この表及び別表第 3 に おいて同じ。） による場合	の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	円				の他 の 住宅 場合	エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 項第 2 号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。以下この表において同じ。） による場合	円
					仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第 3 に おいて同じ。）を基準省令第10条第 2 号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,200円					誘導仕様基準以外による場合	35,000円
							30,100円						
							33,200円						

新						旧					
				分の外皮性能を 基準省令第10条 第2号イ(1) の基準により評 価し、一次エネ ルギー消費量に 係る基準への適 合を誘導仕様基 準により評価す る方法をいう。 以下この表並び に別表第3の4 の項及び5の項 において同 じ。)による場 合							
				標準計算法(基 準省令第10条第 2号イ(1)及 び同号ロ(1) の基準により評 価する方法をい う。以下この表 並びに別表第3 の4の項及び5 の項において同 じ。)による場 合	当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの	40,200 円					
				標準計算法(基 準省令第10条第 2号イ(1)及 び同号ロ(1) の基準により評 価する方法をい う。以下この表 並びに別表第3 の4の項及び5 の項において同 じ。)による場 合	当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	44,900 円					

新								旧							
			一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円				共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円							建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円							建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円							建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
						削る	削る							建築物の総戸数が26戸	120,000円

[illegible]

新						旧					
					ル未満のもの					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	304,000円				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
					削る	削る				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
					削る	削る				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円

[illegible]

新							旧									
						の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	円									
						当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	390,000 円							新設		
				削る		削る	削る						共用廊下 等の部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	109,00 0円	
						削る	削る							当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え1,00 0平方メー トル以内の もの	138,00 0円	
						削る	削る							当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え2, 000平方メ ートル以内	180,00 0円	

新							旧						
												のもの	
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え5, 000平方メ ートル以内 のもの	280,00 0円
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー ルを超え1 0,000平方 メートル以 内のもの	359,00 0円
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー ルを超え2 5,000平方 メートル以 内のもの	429,00 0円

新						旧					
					削る					当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メート ルを超える もの	500,00 0円
				非住宅部 分	モデル建物 法（一次エ ネルギー消 費量の算出 に用いるべ き標準的な 建築物及び 基準省令第 10条第1号 イ（1）の 屋内周囲空 間の年間熱 負荷（以下 この表にお いて「屋内 周囲空間の 年間熱負 荷」とい う。）の算 出に用いる べきものと して国土交 通大臣が定 める建築物 を用いて評 価する方法 をいう。以	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの 当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの 当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの 当該部分 の床面積 の合計が	102,000 円 129,000 円 171,000 円 276,000 円		非住宅の 部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの 当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え1,00 0平方メー トル以内の もの 当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え2, 000平方メ ートル以内 のもの 当該部分の 床面積の合 計が2,000	242,00 0円 300,00 0円 384,00 0円 546,00 0円

新					旧					
				<u>下記の表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	434,000円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
					削る		削る		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
				<u>標準入力法等（実際の設計仕様の</u>	当該部分の床面積の合計が3	266,000円			<u>新設</u>	

新					旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					条件を基に00平方メ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

新							旧									
						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの										
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	896,000円							新設		
			削る	削る		削る	削る					その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円		
						削る	削る						建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円		
						削る	削る						建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円		
						削る	削る						建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円		
						削る	削る						建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円		
						削る	削る						建築物の延べ面積が10,000平方メートルを	789,000円		

[illegible]

新					旧						
基準に合っていると示書が出れ場合	準 適 し い こ を す 類 提 さ た			<u>もの</u>		示す書類が出た場合					
				<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>37,000円</u>					<u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	<u>11,000円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,500円</u>					<u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>	<u>19,000円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの</u>	<u>83,500円</u>					<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>32,000円</u>

新							旧						
					削る	削る					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
					削る	削る					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
					削る	削る					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円	
					削る	削る					建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円	
			削る		削る	削る				共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
					削る	削る					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	

新						旧									
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円		
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円		
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円		
					削る	削る						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円		
					削る	削る						当該部分の	140,000		

新							旧						
												床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	0円
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方	66,100円					当該部分の床面積の合計が2,000	56,000円	

新						旧					
				メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの					平方メー トルを超え5, 000平方メ ートル以内 のもの		
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	104,000 円				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超え1 0,000平方 メートル以 内のもの	88,000 円	
				当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	132,000 円				当該部分の 床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え2 5,000平方 メートル以 内のもの	112,00 0円	
				削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が25,000 平方メー トルを超える もの	140,00 0円	
		削る	削る		削る		その他の 建築物	建築物の延べ面積が30 0平方メートル以内の もの		6,500 円	
			削る		削る			建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え		11,000 円	

[illegible]

新							旧						
					上のもの								
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円					誘導仕様基準以外による場合	18,000円	
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円					新設		
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円					新設		
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円					新設		
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円		共同住宅等	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円	
					当該部分の床面積	46,500円					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下	27,000円	

新							旧						
					の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの							下のもの	
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	84,800 円						建築物の総 戸数が6戸 以上10戸以 下のもの	40,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のもの	127,000 円						建築物の総 戸数が11戸 以上25戸以 下のもの	56,000 円
					削る	削る						建築物の総 戸数が26戸 以上50戸以 下のもの	85,000 円
					削る	削る						建築物の総 戸数が51戸 以上100戸 以下のもの	128,00 0円

新								旧							
						削る	削る							建築物の総戸数が101戸以上のもの	184,000円
						削る	削る							建築物の総戸数が201戸以上のもの	241,000円
						削る	削る							建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円
					仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円						誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸以上のもの	18,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円							建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
						当該部分の床面積の合計が	122,000円							建築物の総戸数が6戸以上10戸以	52,000円

新							旧						
					2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの						下のもの		
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	179,000 円					建築物の総 戸数が11戸 以上25戸以 下のもの	74,000 円	
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	213,000 円					建築物の総 戸数が26戸 以上50戸以 下のもの	108,00 0円	
					削る	削る					建築物の総 戸数が51戸 以上100戸 以下のもの	159,00 0円	
					削る	削る					建築物の総 戸数が101 戸以上200 戸以下の もの	221,00 0円	
					削る	削る					建築物の総 戸数が201	291,00 0円	

[illegible]

新							旧									
					の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの											
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	273,000 円							新設			
			削る		削る	削る						共用廊下 等の部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以内のもの	57,000 円		
					削る	削る							当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル を超え1,00 0平方メー トル以内の もの	72,000 円		
					削る	削る							当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え2, 000平方メ ートル以内	96,000 円		

新						旧					
				宅部分	法による場合					部分	
					の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの					床面積の合 計が300平 方メートル <u>以内</u> のもの	<u>0円</u>
					当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	<u>91,100 円</u>				当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル <u>を超え</u> 1,00 0平方メー トル <u>以内</u> の もの	<u>154,00 0円</u>
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル <u>以上</u> 2,000 平方メー トル未満 のもの	<u>119,000 円</u>				当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル <u>を超え</u> 2, 000平方メ ートル <u>以内</u> のもの	<u>198,00 0円</u>
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>以上</u> 5,000 平方メー トル未満 のもの	<u>193,000 円</u>				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル <u>を超え</u> 5, 000平方メ ートル <u>以内</u> のもの	<u>290,00 0円</u>
					当該部分	<u>253,000</u>				当該部分の	<u>361,00</u>

新						旧					
					の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,00 0平方メー トル <u>未 満</u> のもの	<u>円</u>				床面積の合 計が5,000 平方メー トル <u>を 超 え</u> 1 0,000平方 メートル <u>以</u> <u>内</u> のもの	<u>0円</u>
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 0,000平方 メ ー ト ル <u>の 物 品</u>	<u>304,000</u> <u>円</u>				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー ト ル <u>を 超 え 2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>427,00</u> <u>0円</u>
					<u>削る</u>	<u>削る</u>				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る <u>もの</u> <u>新設</u>	<u>491,00</u> <u>0円</u>
				<u>標準入力法</u> <u>等による場</u> <u>合</u>	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 <u>のもの</u>	<u>186,000</u> <u>円</u>			<u>新設</u>	<u>新設</u>	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ	<u>234,000</u> <u>円</u>					

新							旧						
						一 ト ル 以 上1,000平 方メー ト ル未 満 の もの							
						当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000平方 メー ト ル 以 上2,000 平 方 メー ト ル 未 満 の もの	301,000 円					新 設	
						当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000平方 メー ト ル 以 上5,000 平 方 メー ト ル 未 満 の もの	430,000 円					新 設	
						当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000平方 メー ト ル 以 上10,00 0平方メー ト ル 未 満 の もの	531,000 円					新 設	
						当 該 部 分	627,000					新 設	

新							旧						
						の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	円						
			削る	削る		削る	削る			その他の建築物	建築物の延べ面積が30 0平方メートル以内の もの	123,00 0円	
						削る	削る				建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え 1,000平方メートル以 内のもの	154,00 0円	
						削る	削る				建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	198,00 0円	
						削る	削る				建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超 え5,000平方メートル 以内のもの	290,00 0円	
						削る	削る				建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	361,00 0円	
						削る	削る				建築物の延べ面積が1 0,000平方メートルを 超え25,000平方メート	427,00 0円	

新										旧									
																<u>ル以内のもの</u>			
																<u>建築物の延べ面積が2</u>	<u>491,00</u>		
																<u>5,000平方メートルを</u>	<u>0円</u>		
																<u>超えるもの</u>			

別表第3 (第2条関係)

項	事務	名称及び額（１件につき）		徴収時期	
1.	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第	建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく建築物の計画に関する確認の申請に対する審査に併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準審査手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		確認申請又は計画通知	
		（１） 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		2,500円
			当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超えるもの		4,700円

別表第3 (第2条関係)

項	事務	名称及び額（１件につき）	徴収時期
	<u>新設</u>	<u>新設</u>	

新					旧				
<u>12条第2項ただし書の規定に基づく審査（建築物省エネ法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。）</u>			トルを超え100平方メートル以内のもの						
			当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円					
			当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円					
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	4,300円					
		(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え100平方	8,200円					

新				旧			
			メートル 以内の もの				
			当該部分 の床面積 の合計が1 00平方メ ートルを 超え200平 方メート ル以内の もの				
			当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートルを 超え500平 方メート ル以内の もの				
			当該部分 の床面積 の合計が5 00平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの				
			当該部分 の床面積 の合計が				

新					旧					
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	50,100円 68,900円						
2	建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
		（１）	一戸建て住宅		5,800円		（１） 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において「建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	計画の提出又は通
		計画提出又は計画通知に併	一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円		（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物			

新				旧							
判定	せ て 建 築 物 省 エ ネ 法 第 1 0 条 第 1 項 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの	<u>23,800</u> 円	通 知 の と き		省 エ ネ 法」とい う。) 第 12 条 第 1 項 及び 第 13 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定	場、倉庫、卸売市場、火 葬場又はと畜場、汚物処 理場、ごみ焼却場その他 の処理施設をいう。以下 この表において同じ。) <u>ル</u> <u>のみのもの</u>	当該部分の 床面積の合 計が <u>1,000</u> 平方メー トル以上 2, 0 0 0 平方メ ー ト ル未 満 のもの	<u>27,100</u> 円	知 の と き
			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 のもの	<u>52,800</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 のもの	<u>80,400</u> 円			
			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 10, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 のもの	<u>94,700</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 10, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 のもの	<u>128,000</u> 円			
			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 0, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル の もの	<u>119,000</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル <u>以 上 2 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未</u>	<u>161,000</u> 円			

[illegible]

新						旧					
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	94,300 円				新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	149,000 円				新設	
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	188,000 円				新設	
(2)	一戸建	仕様基準又	当該部分	20,700			(2)	モデル建物法（建築	当該部分の	110,700	
(1)	て住宅	は誘導仕様	の床面積	円			(1)	物エネルギー消費性	床面積の合	円	
以	外	基準による	の合計が2					能基準等を定める省	計が300平		
の	場	場合	00平方メ					令（平成28年経済産	方メートル		
合			ートル未					業省・国土交通省令	以上1,000		
			満のもの					第1号。以下この表	平方メート		
								宅部において「省令」と	ル未満のも		
								分いう。）第1条第1	の		
								項第1号イに規定す	当該部分の	145,700	

新						旧					
				当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	22,200 円				る一次エネルギー消 費量（以下この表に おいて「一次エネル ギー消費量」とい う。）の算出に用い るべき標準的な建築 物を用いて評価する 方法をいう。以下こ の表（3の項及び4 の項を除く。）にお いて同じ。）による 場合	床面積の合 計が1,000 平方メー トル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの	円
				削る	削る					当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	235,700 円
				削る	削る					当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	309,000 円
				削る	削る					当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	371,000 円
				削る	削る					当該部分の 床面積の合 計が435,000 平方メー トル未満 のもの	435,000 円

新						旧					
									計が25,000平方メートル以上のもの		
				仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ（1）若しくは第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）の	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円			標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この表（3の項及び4の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
				当該部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ（1）若しくは第10条第2号イ（1）の	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上	33,200円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
				削る		削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
				削る		削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	646,000円

新						旧					
				基準により 評価し、一 次エネルギー 消費量に 係る基準へ の適合を仕 様基準若し くは誘導仕 様基準によ り評価する 方法をい う。本項、 3の項及び 6の項にお いて同 じ。)によ る場合	削る	削る				ル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	
										当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	763,000 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	871,000 円
				標準計算法 (基準省令 第1条第1 項第2号イ (1)及び 同号ロ (1)によ り評価する 方法又は第 10条第2号 イ(1)及 び同号ロ (1)の基	当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの	40,200 円				新設	
					当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	44,900 円				新設	

新						旧					
				準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合							
			一戸建て住宅以外の建築物	住居仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円				新設	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円				新設	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円				新設	
					当該部分	183,000				新設	

新							旧						
						の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のもの	円						
					仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	59,800 円					新設	
						当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メートル未 満のもの	100,000 円					新設	
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー ートル未 満のもの	175,000 円					新設	
						当該部分 の床面積 の合計が	256,000 円					新設	

新							旧						
						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの							
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	304,000円					新設	
					標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円					新設	

新							旧						
						平方メートル未満のもの							
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	390,000円					新設	
				非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円					新設	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円					新設	

新						旧					
				理場、ごみ 焼却場その 他の処理施 設をいう。 以下この表 において同 じ。) の みの場合							
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	31,600 円					新設	
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	94,300 円					新設	
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	149,000 円					新設	
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が1	188,000 円					新設	

新				旧			
			0,000平方メートルのもの				
非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円				新設
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円				新設

新							旧						
						平方メートル未満のもの							
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	434,000円					新設	
					標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円					新設	

新					旧							
				いう。 本項、 3の項 及び6 の項に おいて 同 じ。)による 場合	当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	431,000 円						新設
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	615,000 円						新設
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	758,000 円						新設
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	896,000 円						新設

新					旧					
3	建築物 省エネ法 第11条第 2項又は 第12条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			変更 計画 の 提出 又は 通知 の とき	2	建築物 省エネ法 第12条第 2項又は 第13条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更 計画 の 提出 又は 通知 の とき
		(1)	一戸建て住宅	4,100円						
		変 更 計 画 提 出 又 は 変 更 計 画 通 知 に 併 せ て	一戸建 住宅部分 以外 の建築物	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の				8,000円		
		建 築 物 省 エ ネ 法 第 1 0 条 第 1 項 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 区 長 が		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000平 方 メートル 未 満 の も の				16,700 円		
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未 満 の も の				37,000 円		
				当 該 部 分 の 床 面 積				66,500 円		
2	建築物 省エネ法 第12条第 2項又は 第13条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			変更 計画 の 提出 又は 通知 の とき	2	建築物 省エネ法 第12条第 2項又は 第13条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更 に係る建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（１）及び（２）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更 計画 の 提出 又は 通知 の とき
		(1)	非住宅部分の用途が 工場等のみのもの	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メート ル未満のも の				11,800 円		
				当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの				19,100 円		
				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの				56,400 円		
				当該部分の 床面積の合				90,000 円		

新					旧				
		定め るも のが 提出 され た場 合		の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの				計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	
				当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	83,500 円			当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	113,000 円
				削る	削る			当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの 新設	141,000 円
			非住宅部分	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円				
				当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以	13,800 円			新設	

新						旧					
				上1,000平方メートル未満のもの							
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円					新設	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円					新設	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円					新設	
				当該部分の床面積	132,000円					新設	

新						旧					
					の合計が1 0,000平方 メートル のもの						
(2)	一戸建	仕様基準又	当該部分	14,300		(2)	モデル建物法	による	当該部分の	77,600	
(1)	住宅	は誘導仕様	の床面積	円			場合		床面積の合	円	
以外		基準による	の合計が2			(1)			計が300平		
の場		場合	00平方メ			以外の			方メートル		
合			ートル未			非住			以上1,000		
			満のもの			宅部			平方メート		
						分			ル未満のも		
									の		
			当該部分	15,100					当該部分の	102,100	
			の床面積	円					床面積の合	円	
			の合計が2						計が1,000		
			00平方メ						平方メート		
			ートル以						ル以上2,0		
			上のもの						00平方メ		
									ートル未満		
			削る	削る					のもの		
									当該部分の	165,100	
									床面積の合	円	
									計が2,000		
									平方メート		
									ル以上5,0		
									00平方メ		
									ートル未満		
			削る	削る					のもの		
									当該部分の	216,000	
									床面積の合	円	
									計が5,000		
									平方メート		
									ル以上10,		

新						旧					
									000平方メートル未満のもの		
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円	
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円

新						旧					
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	366,700 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	453,000 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	535,000 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	610,000 円

新						旧					
				標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの	28,300 円					新設
					当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	31,500 円					新設
		一戸建て住宅 以外の部分 建築物	住宅 宅 部 分	仕様基準 又は誘導仕 様基準 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	26,800 円					新設
					当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの	46,500 円					新設
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル	84,800 円					新設

新							旧						
						以上5,000平方メートル未満のもの							
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円					新設	
					仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円					新設	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円					新設	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円					新設	

新							旧						
						トル未満 のもの							
						当該部分 の床面積 の合計が	179,000 円					新設	
						5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの							
						当該部分 の床面積 の合計が1	213,000 円					新設	
						0,000平方 メートル のもの							
					標準計 算法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が3	56,800 円					新設	
						00平方メ ートル未 満のもの							
						当該部分 の床面積 の合計が3	94,600 円					新設	
						00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの							
						当該部分	161,000					新設	

新							旧						
						の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	円						
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	231,000 円					新設	
						当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	273,000 円					新設	
					非住宅部分 の用途が工 場等のみの 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円					新設	
						当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ	13,800 円					新設	

新						旧					
					一 ト ル 以 上1,000平 方メー ト ル未 満 の もの						
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000平方 メー ト ル 以 上2,000 平 方 メー ト ル 未 満 の もの	22,200 円				新設	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000平方 メー ト ル 以 上5,000 平 方 メー ト ル 未 満 の もの	66,100 円				新設	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000平方 メー ト ル 以 上10,00 0平方メー ト ル 未 満 の もの	104,000 円				新設	
					当 該 部 分	132,000				新設	

新						旧					
					の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	円					
				非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 の み の 場 合 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モデル 建物法 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	71,600 円			新設	
					当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	91,100 円				新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	119,000 円				新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方	193,000 円				新設	

新								旧							
						メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの									
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	253,000 円							新設	
						当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	304,000 円							新設	
					標準入 力法等 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	186,000 円							新設	
						当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メー	234,000 円							新設	

新							旧						
						ル未満のもの							
						当該部分	301,000					新設	
						の床面積	円						
						の合計が							
						1,000平方							
						メートル							
						以上2,000							
						平方メー							
						トル未満							
						のもの							
						当該部分	430,000					新設	
						の床面積	円						
						の合計が							
						2,000平方							
						メートル							
						以上5,000							
						平方メー							
						トル未満							
						のもの							
						当該部分	531,000					新設	
						の床面積	円						
						の合計が							
						5,000平方							
						メートル							
						以上10,00							
						0平方メー							
						トル未満							
						のもの							
						当該部分	627,000					新設	
						の床面積	円						
						の合計が1							
						0,000平方							

新							旧								
						メートル のもの									
4	建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)						3	建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)					
		(1)	一戸建て住宅			5,800円	認定申請のとき			(1)	一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)		5,100円	認定申請のとき	
		申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各に掲げる基準に合てる	一戸建て住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円				一戸建て住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		9,700円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		21,000円		

新					旧				
			と示書として長定るの提さた合	をす類し区がめもが 出れ場				いることを示書として 区長定るものが提 出され場合	
			もの					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000 円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000 円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの					新設	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの					新設	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上						

新					旧				
				以 上 の も の					
			非住宅部分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>11,300</u> 円		非住宅部分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>9,700</u> 円
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>19,500</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>16,700</u> 円
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>31,600</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>27,100</u> 円
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ ー	<u>94,300</u> 円			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>80,400</u> 円

新						旧					
				トル未満のもの						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000 円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000 円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000 円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000 円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000 円						
	(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円		(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準(省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000 円

新					旧					
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	22,200 円			この表において 同じ。)による 場合	当該住宅の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	22,000 円
			仕様・計算併用法 による場合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	30,100 円			誘導仕様基準以 外による場合	当該住宅の 床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	34,400 円
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	33,200 円				当該住宅の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	38,400 円
			標準計算法による 場合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	40,200 円				新設	
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	44,900 円				新設	
一戸建	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3	38,700 円		一戸建て	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル	38,000 円

新						旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				て住宅以外の建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

新							旧							
					仕様・計算 併用法による 場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	59,800 円					誘導仕様 基準以外 による場 合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	69,100 円
						当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	100,000 円						当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メート ル未満のも の	116,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	175,000 円						当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メート ル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	196,000 円
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	256,000 円						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メート ル以上のも の	281,000 円

新						旧									
					当 該 部 分	304,000									新設
					の 床 面 積	円									
					の 合 計 が 1										
					0,000平方										
					メ ー ト ル										
					以 上 25,00										
					0平方メー										
					ト ル 未 満										
					の も の										
					当 該 部 分	354,000									新設
					の 床 面 積	円									
					の 合 計 が 2										
					5,000平方										
					メ ー ト ル										
					以 上 の も										
					の										
				標準計算法	当 該 部 分	81,000									新設
				による場合	の 床 面 積	円									
					の 合 計 が 3										
					00平方メ										
					ー ト ル 未										
					満の も の										
					当 該 部 分	135,000									新設
					の 床 面 積	円									
					の 合 計 が 3										
					00平方メ										
					ー ト ル 以										
					上 2,000平										
					方メー ト										
					ル 未 満 の										
					も の										
					当 該 部 分	229,000									新設
					の 床 面 積	円									

新						旧									
					の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの										
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	329,000 円							新設		
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	390,000 円							新設		
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のもの	449,000 円							新設		
	非住宅	モデル建物			当該部分	102,000					非住宅 部分	モデル建 物法 (一)	当該部分の 床面積の合	87,100 円	

新					旧				
			宅 部 分	法による場 合	の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの				次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項に
					129,000 円				計が300平方メートル未満のもの
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700 円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
					171,000 円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
					276,000 円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
					361,000				当該部分の
									235,700 円
									309,000

新						旧						
					の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	円				において同 じ。)に よる場合	床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	円
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	434,000 円					当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	371,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のもの	509,000 円					当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	435,000 円
				標準入力法 等による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	266,000 円				標準入力 法等（実 際の設計 仕様の条 件を基に 算定した 一次エネ ルギー消 費量及び	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	227,100 円
					当該部分 の床面積 の合計が3	334,000 円					当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル	284,400 円

新						旧							
				00平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの						屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	以上1,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円	

新							旧								
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	896,000 円						当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	763,000 円		
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のもの	1,020,0 00円						当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	871,000 円		
5	建築物 省エネ法 第31条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 の変更の 認定の申 請に対する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合には当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）						4	建築物 省エネ法 第36条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 の変更の 認定の申 請に対する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合には、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合には当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）					
		(1)	一戸建て住宅			4,100円	変			(1)	一戸建て住宅			3,700円	変
		申請に併	戸	住宅部分	当該部分 の床面積	8,000円	更 認			申請に併	戸	住宅部分	当該部分の 床面積の合	6,900円	更 認

新					旧					
		せて建 建物省 工ネ法 第3 0条第 1項各 にげ基 に合て ると示 書とて 長定の の提さ た合	建住宅 省住宅 以外 の建 築物	の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの		定申 請の とき				
				当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メー トル未 満のもの	16,700 円			計が300平 方メー トル未 満のもの		定申 請の とき
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ー トル未 満の もの	37,000 円			当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未 満の もの	15,000 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ー トル未 満の もの	37,000 円			当該部分 の床面積 の合計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ー トル未 満の もの	32,000 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平 方メー トル以 上10,00 0平方メ ー トル未 満の もの	66,500 円			当該部分 の床面積 の合計が 5,000平 方メー トル以 上の もの	57,000 円	
				当該部分 の床面積	83,500 円			併せて建 築省ネ法 第3 5条第 1項各 にげ基 に合て ると示 書とて 区長定 めるの が提さ れた場合	新設	

新						旧									
					の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの										
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のも の	103,000 円							新設		
				非住宅部分	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	8,000円							非住宅部分	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	6,900円
					当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの	13,800 円								当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メート ル未満のも の	11,800 円
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方	22,200 円								当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メート ル以上2,0	19,100 円

新					旧						
				メートル以上2,000平方メートル未満のもの					00平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100 円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400 円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000 円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000 円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000 円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000 円	

新						旧					
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	165, 0 0 0 円					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	141, 0 0 0 円
(2) (1) 以 外 の 合	一 戸 建 住 宅	誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	14, 3 0 0 円	(2) (1) 以 外 の 場 合	一 戸 建 住 宅	誘 導 仕 様 基 準 に よ る 場 合	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	14, 0 0 0 円		
			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	15, 1 0 0 円				当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	15, 0 0 0 円		
		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	21, 1 0 0 円			誘 導 仕 様 基 準 以 外 に よ る 場 合	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	24, 2 0 0 円		
			当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	23, 3 0 0 円				当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	27, 0 0 0 円		
		標 準 計 算 法 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積	28, 3 0 0 円			新 設				

新						旧					
					の合計が2 00平方メ ートル未 満のもの						
					当該部分 の床面積 の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの	31,500 円				新設	
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	26,800 円		一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	26,000 円
				当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メートル 未満の もの	46,500 円					当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メートル 未満のもの	46,000 円
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー	84,800 円					当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メートル 以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	83,000 円

新							旧						
					トル未満のもの							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000 円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000 円							
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000 円					誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500 円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500 円						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000 円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000 円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000 円

新							旧						
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	179,00 0円						当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メート ル以上のも の	197,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	213,000 円						新設	
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のもの	248,000 円						新設	
				標準計算法 による場合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	56,800 円						新設	
					当該部分 の床面積	94,600 円						新設	

新						旧									
					の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの										
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	161,000 円								新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	231,000 円								新設	
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	273,000 円								新設	

新						旧									
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	314, 000 円								新設	
				非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	71, 600 円					非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	61, 100 円
						当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	91, 100 円							当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	77, 600 円
						当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	119, 000 円							当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	102, 100 円
						当 該 部 分 の 床 面 積	193, 000 円							当 該 部 分 の 床 面 積 の 合	165, 100 円

新						旧							
					の 合 計 が 2,000平方 メ ー ト ル 以上5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の						計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ー ト ル未 満 の も の		
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000平方 メ ー ト ル 以上10,00 0平方メー ト ル 未 満 の も の	253,000 円					当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ー ト ル未 満 の も の	216,000 円	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 0,000平方 メ ー ト ル 以上25,00 0平方メー ト ル 未 満 の も の	304,000 円					当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	260,000 円	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2 5,000平方 メ ー ト ル 以 上 の も の	357,000 円					当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	305,000 円	
				標準入力法	当 該 部 分	186,000				標準入力	当該部分の	159,100	

新					旧						
				等による場合	の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	円			法等による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
					当該部分	531,000				当該部分の	453,000

新							旧							
					の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	円						床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	円	
					当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル 以上25,00 0平方メー トル未満 のもの	627,000 円						当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	535,000 円	
					当該部分 の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル 以上のもの	715,000 円						当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	610,000 円	
削 る	削る	削る					5	建築物 省エネ法 第41条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能基準に	建築物エネルギー消費性能基準に適合してい る旨の認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲 げる区分に応じて、次に掲げる額					
		削る	削る			削る	削る	(1)	一戸建て住宅			5,100円	認	
		削る	削る		削る	削る	削る	申請に戸 併せ建て 建築物住	住宅部分			当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	9,700円	定 申 請 の と

新						旧					
				削る	削る		適合している旨の認定の申請に対する審査	省エネ法以外第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円	き
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円	
		削る		削る	削る				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				削る	削る				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	16,700円	

新							旧						
					削る	削る						ル未満のもの	
												当該部分の	27,100
												床面積の合	円
												計が1,000	
												平方メート	
												ル以上2,0	
												00平方メ	
												ートル未満	
												のもの	
					削る	削る						当該部分の	80,400
												床面積の合	円
												計が2,000	
												平方メート	
												ル以上5,0	
												00平方メ	
												ートル未満	
												のもの	
					削る	削る						当該部分の	128,000
												床面積の合	円
												計が5,000	
												平方メート	
												ル以上10,	
												000平方メ	
												ートル未満	
												のもの	

新						旧						
					削る					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
					削る					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
	削る	削る	削る		削る				(2)一戸建(1建)以外の住宅	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
					削る					合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
			削る		削る					住宅簡易評価(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
					削る					による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル	19,100円

新								旧							
					削る	削る						同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
					削る	削る							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	
					削る	削る							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円	
			削る	削る	削る	削る						非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
					削る	削る							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	110,700円	

新							旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

新								旧							
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	371,000 円		
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー トル以上の もの	435,000 円		
				削る	削る	削る					標準入力法等 による場合	当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のもの	227,100 円		
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が300平 方メートル 以上1,000 平方メー トル未満の もの	284,400 円		
					削る	削る						当該部分の 床面積の合 計が1,000 平方メー トル以上2,0 00平方メ	367,100 円		

新								旧							
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4,100円	交付申請のとき		6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	交付申請のとき	
			軽微な変更に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明	一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円		

新				旧				
		<u>5 条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</u>	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>66,500円</u>			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>90,000円</u>
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	<u>83,500円</u>			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>113,000円</u>
			<u>削る</u>	<u>削る</u>			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>141,000円</u>
							<u>新設</u>	
		<u>非住宅部分</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>8,000円</u>				
			当該部分の床面積の合計が3	<u>13,800円</u>			<u>新設</u>	

新						旧					
					00平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの						
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円				新設	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円				新設	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円				新設	

新						旧					
				トル未満 のもの							
				当該部分 の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル のもの	132,000 円				新設		
(2)	一戸建て	仕様基準	当該部分	14,300		(2)	モデル建物法	による	当該部分の	77,600	
(1)	住宅	又は誘導	の床面積	円		(1)	場合		床面積の合	円	
以外		仕様基準	の合計が2			以外			計が300平		
の場		による場	00平方メ			住			方メートル		
合		合	ートル未			宅			以上1,000		
			満のもの			部			平方メート		
						分			ル未満のも		
									の		
			当該部分	15,100					当該部分の	102,100	
			の床面積	円					床面積の合	円	
			の合計が2						計が1,000		
			00平方メ						平方メート		
			ートル以						ル以上2,0		
			上のもの						00平方メ		
									ートル未満		
			削る	削る					のもの		
									当該部分の	165,100	
									床面積の合	円	
									計が2,000		
									平方メート		
									ル以上5,0		
									00平方メ		
									ートル未満		
									のもの		

新						旧					
					削る					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000 円
					削る					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000 円
					削る					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000 円
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100 円			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200 円
					当該部分の床面積	23,300 円				当該部分の床面積の合計が1,000	257,100 円

新						旧					
					の合計が2 00平方メ ートル以 上のもの					平方メー トル以上2,0 00平方メ ートル未満 のもの	
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,0 00平方メ ートル未満 のもの	366,700 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上10, 000平方メ ートル未満 のもの	453,000 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が10,00 0平方メー トル以上2 5,000平方 メートル未 満のもの	535,000 円
					削る	削る				当該部分の 床面積の合 計が25,00 0平方メー	610,000 円

新							旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

新							旧						
					メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの								
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の	127,000 円						新設	新設
				仕様・計 算併用法 による場 合	当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル未 満のもの	42,000 円			新設			新設	
					当該部分 の床面積 の合計が3 00平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	70,500 円						新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000	122,000 円						新設	

新							旧						
					平方メートル未満のもの								
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円						新設	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	213,000円						新設	
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円				新設		新設	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円						新設	

新						旧					
					当 該 部 分	161,000					
					の 床 面 積	円					新設
					の 合 計 が						
					2,000平方						
					メ ー ト ル						
					以上5,000						
					平 方 メ ー						
					ト ル 未 満						
					の 物 品						
					当 該 部 分	231,000					新設
					の 床 面 積	円					
					の 合 計 が						
					5,000平方						
					メ ー ト ル						
					以上10,00						
					0平方メー						
					ト ル 未 満						
					の 物 品						新設
					当 該 部 分	273,000					
					の 床 面 積	円					
					の 合 計 が1						
					0,000平方						
					メ ー ト ル						
					の 物 品						
				非住宅部分の用途	当 該 部 分	8,000円			新設		新設
				が工場等のみの場	の 床 面 積						
				合	の 合 計 が3						
					00平方メ						
					ー ト ル 未						
					満の物 品						
					当 該 部 分	13,800					新設
					の 床 面 積	円					

新					旧									
				の合計が3 00平方メ ートル以 上1,000平 方メート ル未満の もの										
				当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの	22,200 円								新設	
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	66,100 円								新設	
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上10,00 0平方メー トル未満 のもの	104,000 円								新設	

新						旧					
				当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1 0, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル の も の	132, 0 0 0 円					新設	
			非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 の み の 場 合 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	71, 6 0 0 円			新設	新設	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	91, 1 0 0 円				新設	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 2, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	119, 0 0 0 円				新設	
					当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が	193, 0 0 0 円				新設	

新						旧					
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの						
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円					新設
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	304,000円					新設
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円			新設		新設
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円					新設

新						旧					
					方メートル未満のもの						
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円				新設	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円				新設	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円				新設	
					当該部分の床面積	627,000円				新設	

新							旧						
						の合計が1 0,000平方 メートル のもの							
備考							備考						
(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料 <u>(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)</u> の額は、それぞれ <u>2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u> (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の <u>一層の向上</u> の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 <u>(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)</u> の額は、<u>それぞれ4の項の(2)の非住宅部分及び5の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u> (3) <u>適合性判定手数料等</u> について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者							(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u> 又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ <u>1の項の(2)、2の項の(2)、5の項の(2)の非住宅部分及び6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u> (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の <u>向上の一層</u> の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>それぞれ3の項の(2)の非住宅部分及び4の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u> (3) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確</u>						

新	旧
のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。 (4) <u>適合性判定手数料等</u>について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第3条第1項</u>に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む<u>建築物の部分の床面積の合計</u>により算定した額とする。 (5) <u>適合性判定手数料等</u>について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、<u>非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合</u>により算出した額とする。	<u>保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</u>について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。 (4) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</u>について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第4条第1項</u>に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む<u>非住宅部分の延べ面積</u>により算定した額とする。 (5) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</u>について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、<u>1の項の(2)、2の項の(2)及び6の項の(2)</u>により算出した額とする。
<u>削る</u>	(6) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料</u>について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築（法附則第3条第1項の規定により法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する建築物について行う特定増改築を除く。）又は特定建築物以外の建築物の増築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とす

新	旧
(6) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第29条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。 (7) 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、4の項の規定により算出した額とする。 (8) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。 (9) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、3の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。 (10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導	る。 (7) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第34条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。 (8) 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。 (9) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。 (10) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。 (11) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等（誘導

新	旧
<u>仕様基準以外による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。</u> <u>(11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。</u> <u>(12) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	<u>ギー消費性能基準に適合している旨の認定申請（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により当該認定申請を行う場合を除く。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u> <u>(12) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）を行う場合の手数料の額並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を行う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u> <u>（新設）</u>